

令和 8 年度

自己点検・評価報告書

令和 8 年 7 月



学校法人 中国学園

中国短期大学

目次

自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	10
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	12
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	12
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	14
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	21
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	28
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	32
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	32
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	38
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	42
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	44
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	56
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	56
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	65
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	71
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	73
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	79
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	79
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	82
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	83
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	86

中国短期大学

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

昭和 28 年 5 月	学校法人平田洋裁学園設立
昭和 37 年 4 月	学校法人平田洋裁学園を学校法人平田学園に名称変更 中国女子短期大学（家政科）を開学（岡山市船頭町）
昭和 38 年 4 月	中国女子短期大学家政科第二部を増設
昭和 39 年 4 月	中国女子短期大学保育科を増設
昭和 40 年 4 月	中国女子短期大学を都窪郡吉備町(現：岡山市北区)庭瀬 83 番地に移転
昭和 41 年 4 月	中国女子短期大学を中国短期大学に名称変更 英文科、音楽科増設
昭和 43 年 4 月	中国短期大学専攻科音楽専攻を設置
昭和 52 年 4 月	学校法人事務所を岡山市庭瀬 83 番地に移転
昭和 55 年 4 月	中国女子短期大学家政科第二部を廃止
昭和 61 年 4 月	中国短期大学保育科を幼児教育科、英文科を英語英文科に名称変更
昭和 63 年 4 月	中国短期大学専攻科に幼児教育専攻・英語英文専攻を増設
平成元年 4 月	学校法人平田学園を学校法人中国短期大学に名称変更 中国短期大学家政科を生活学科に名称変更
平成 4 年 4 月	中国短期大学に経営情報学科を増設
平成 10 年 4 月	中国短期大学専攻科音楽専攻（1 年課程）を廃止し、音楽専攻（2 年課程）設置
平成 11 年 4 月	中国短期大学に人間栄養学科を増設し、生活学科を総合生活学科、英語英文科を英語コミュニケーション学科に名称変更 中国短期大学専攻科に介護福祉専攻を増設
平成 13 年 4 月	中国短期大学専攻科英語英文専攻を英語コミュニケーション専攻に名称変更
平成 13 年 12 月	学校法人中国短期大学を学校法人中国学園に名称変更
平成 14 年 4 月	中国学園大学開学 現代生活学部人間栄養学科設置
平成 15 年 3 月	中国短期大学人間栄養学科廃止 中国短期大学専攻科英語コミュニケーション専攻廃止
平成 16 年 4 月	中国短期大学幼児教育科を保育学科、経営情報学科を情報ビジネス学科に名称変更
平成 18 年 4 月	中国学園大学に子ども学部子ども学科設置 中国学園大学大学院現代生活学研究科人間栄養学専攻設置
平成 20 年 3 月	中国短期大学専攻科幼児教育専攻廃止
平成 22 年 3 月	中国短期大学認証評価「適格」認定（短期大学基準協会）
平成 23 年 3 月	中国学園大学認証評価「適合」認定（日本高等教育評価機構）
平成 23 年 4 月	中国学園大学大学院子ども学研究科子ども学専攻設置
平成 24 年 3 月	中国短期大学音楽科廃止
平成 25 年 3 月	中国短期大学専攻科音楽専攻廃止

中国短期大学

平成 27 年 4 月	中国学園大学に国際教養学部国際教養学科設置
平成 28 年 3 月	中国短期大学認証評価「適格」認定（短期大学基準協会） 中国短期大学英語コミュニケーション学科廃止
平成 29 年 3 月	中国学園大学認証評価「適合」認定（日本高等教育評価機構）
平成 31 年 4 月	中国学園大学・中国短期大学附属たねのくにこども園開園
令和 3 年 3 月	中国短期大学専攻科介護福祉専攻廃止
令和 3 年 4 月	中国短期大学総合生活学科（生活福祉コース）で介護福祉士学校の指定
令和 5 年 3 月	中国短期大学認証評価「適格」認定（大学・短期大学基準協会）
令和 6 年 3 月	中国学園大学認証評価「適合」認定（日本高等教育評価機構）
令和 8 年 3 月	中国学園大学・中国短期大学附属たねのくにこども園閉園（事業譲渡）

< 短期大学の沿革 >

昭和 28 年 5 月	学校法人平田洋裁学園設立
昭和 37 年 4 月	学校法人平田洋裁学園を学校法人平田学園に名称変更 中国女子短期大学開学（岡山市船頭町） 家政科（定員 40 人）
昭和 38 年 4 月	家政科第二部（定員 40 人）を増設 中学校教諭 2 級普通免許状（家庭）養成課程認定（家政科） 保母を養成する学校（家政科）指定
昭和 39 年 4 月	家政科定員変更（80 人） 栄養士養成施設指定 保育科（40 人）を増設 幼稚園教諭 2 級普通免許状養成課程認定
昭和 40 年 4 月	中国女子短期大学を都窪郡吉備町（現：岡山市北区）庭瀬 83 番地に移転
昭和 41 年 4 月	中国女子短期大学を中国短期大学に名称変更 英文科（定員 50 人）、音楽科（定員 40 人）増設 中学校教諭 2 級普通免許状（英語・音楽）養成課程認定 保母を養成する学校（保育科）指定
昭和 42 年 4 月	中学校教諭 2 級普通免許状（保健）養成課程認定（家政科） 養護教諭 2 級普通免許状養成課程認定（家政科）
昭和 43 年 4 月	定員変更（家政科 120 人、保育科 80 人、音楽科 60 人） 専攻科音楽専攻（定員 15 人）を設置
昭和 52 年 4 月	学校法人事務所を岡山市庭瀬 83 番地に移転
昭和 53 年 4 月	家政科専攻分離（家政専攻 60 人、食物栄養専攻 80 人）
昭和 54 年 4 月	音楽科専攻分離（器楽専攻 45 人、声楽専攻 15 人）
昭和 55 年 4 月	家政科第二部を廃止 定員変更（保育科 120 人）
昭和 61 年 4 月	保育科を幼児教育科、英文科を英語英文科に名称変更 臨時定員増（家政科家政専攻 100 人、英語英文科 100 人、音楽科器楽専攻 60 人、音楽科声楽専攻 20 人）
昭和 63 年 4 月	専攻科に幼児教育専攻（10 人）・英語英文専攻（10 人）を増設
平成元年 4 月	学校法人平田学園を学校法人中国短期大学に名称変更

中国短期大学

	家政科を生活学科に、家政専攻を生活教養専攻に名称変更
平成 4 年 4 月	経営情報学科（100 人）を増設
平成 10 年 4 月	臨時定員減（生活学科生活教養専攻 85 人、英語英文科 90 人、音楽科 75 人） 専攻科音楽専攻（1 年課程）を廃止、音楽専攻（2 年課程、定員 20 人）を設置
平成 11 年 4 月	人間栄養学科（80 人）を増設。生活学科生活教養専攻を総合生活学科、英語英文科を英語コミュニケーション学科に名称変更 専攻科介護福祉専攻（40 人）を増設。介護福祉士養成施設の指定
平成 12 年 4 月	臨時定員の恒常化（総合生活学科 85 人、英語コミュニケーション学科 75 人、音楽科 60 人）
平成 13 年 4 月	専攻科英語英文専攻を英語コミュニケーション専攻に名称変更
平成 13 年 12 月	学校法人中国短期大学を学校法人中国学園に名称変更
平成 15 年 3 月	人間栄養学科廃止 専攻科英語コミュニケーション専攻廃止
平成 16 年 4 月	幼児教育科を保育学科（150 人）、経営情報学科を情報ビジネス学科に名称変更 定員変更（英語コミュニケーション学科 55 人、音楽科 50 人）
平成 18 年 4 月	定員変更(保育学科 100 人、情報ビジネス学科 80 人)
平成 20 年 3 月	専攻科幼児教育専攻廃止
平成 22 年 3 月	平成 21 年度認証評価「適格」認定（短期大学基準協会）
平成 24 年 3 月	音楽科廃止
平成 25 年 3 月	中国短期大学専攻科音楽専攻廃止
平成 25 年 4 月	定員変更(保育学科 120 人、英語コミュニケーション学科 30 人)
平成 28 年 3 月	英語コミュニケーション学科廃止 平成 27 年度認証評価「適格」認定（短期大学基準協会）
令和 3 年 3 月	専攻科介護福祉専攻廃止
令和 3 年 4 月	総合生活学科（生活福祉コース）で介護福祉士学校の指定
令和 5 年 3 月	令和 4 年度認証評価「適格」認定（大学・短期大学基準協会）
令和 7 年 4 月	定員変更(保育学科 80 人)

(2) 学校法人の概要

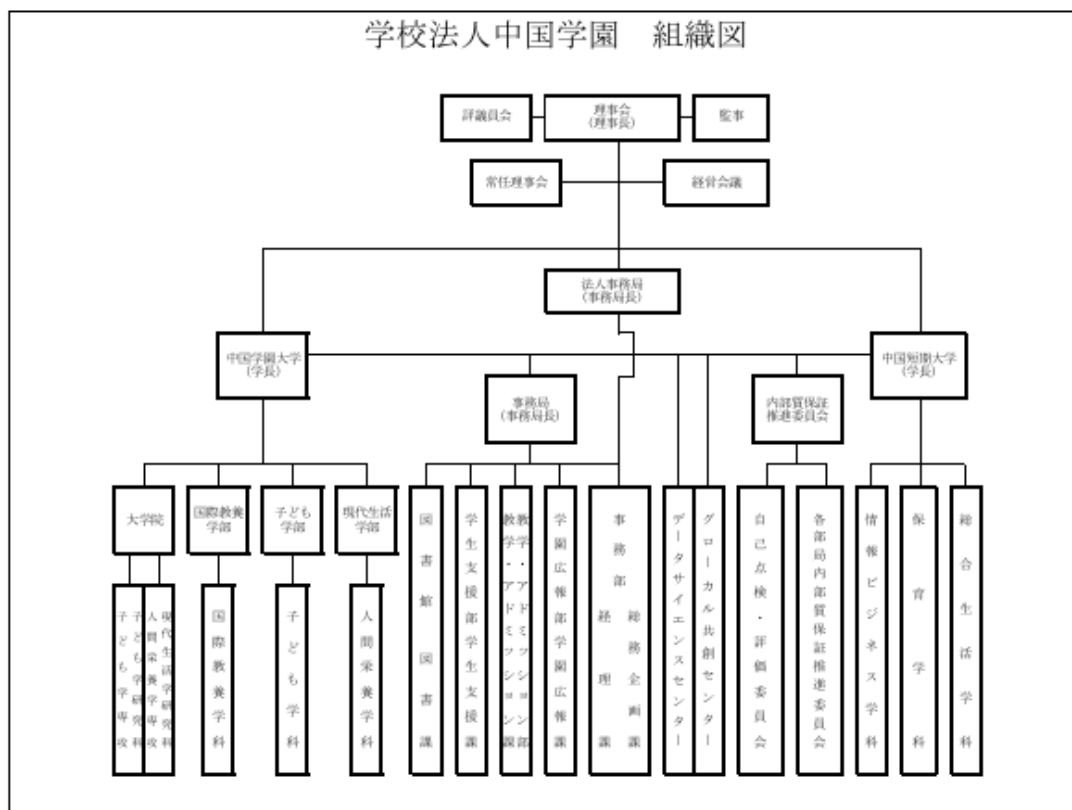
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
中国学園大学	岡山県岡山市北区庭瀬 83 番地	170	828※	451
中国学園大学 大学院	同上	10	20	4
中国短期大学	同上	245	490	337

※3 年次編入（現代生活学部 8 人、子ども学部 10 人、国際教養学部 10 人）を含む。

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）

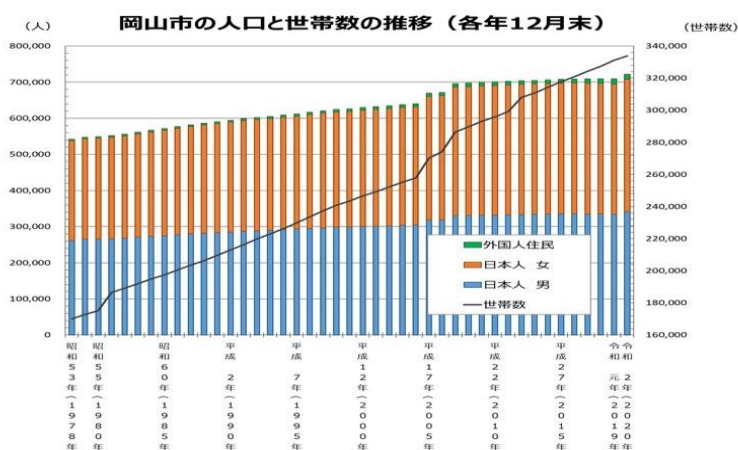


(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

①立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が立地する岡山市は岡山県の県庁所在地であり、政令指定都市である。新幹線や JR 線、高速道路が東西南北に走り、中国・四国地方の交通のクロスポイントとなっており、中国・四国地方で最大規模の都市雇用圏を持つ都市でもある。

人口統計によると、令和 8 年 5 月末日現在の人口は 691,530 人であり、近年人口は微減である。19 歳以下の人口は 116,688 人、人口比 16.9% であり、全国の人口比 15.2%（令和 8 年 6 月 1 日）より高い。また、平成 30 年～令和 4 年人口動態保健所・市区町村別統計によれば、岡山県の合計特殊出生率は 1.46、岡山市は 1.39 であり、全国の 1.33 より高い水準で推移している。



(岡山市ホームページ「グラフで見る岡山市」より)

中国短期大学

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度		令和 7 (2025) 年度	
	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
岡山県	128	69.9	143	75.0	132	69.9	116	72.5	114	72.3
広島県	35	19.1	32	16.8	32	17.0	27	16.9	19	11.9
島根県	5	2.7	2	1.0	4	2.1	0	0	2	1.3
鳥取県	3	1.6	1	0.5	3	1.6	1	0.6	1	0.6
山口県	1	0.6	1	0.5	1	0.5	1	0.6	1	0.6
徳島県	0	0	0	0	0	0	1	0.6	0	0
香川県	4	2.2	2	1.0	3	1.6	3	1.9	3	1.9
愛媛県	1	0.6	4	2.1	4	2.1	0	0	4	2.5
高知県	1	0.6	1	0.5	3	1.6	1	0.6	1	0.6
兵庫県	2	1.1	0	0	1	0.5	1	0.6	3	1.9
外国	0	0	1	0.5	1	0.5	0	0	5	3.1
その他	3	1.6	4	2.1	5	2.6	9	5.7	7	4.4
合計	183	100.0	191	100.0	189	100	160	100	160	100

■ 地域社会のニーズ

本学は人口およそ 70 万人の岡山市と人口およそ 50 万人の倉敷市の市境近くに立地しており（JR では岡山駅に 7 分、倉敷駅に 9 分）、両市からの入学者が多い。岡山市内に短期大学は本学を含め 3 校しかないため、岡山市内の短期大学進学希望者にとっては貴重な進学先となっている。また、総社市、高梁市といった JR 伯備線沿線からは乗り換えなしに通学できるため、岡山県西部の高校生が岡山市で進学先を探すときの貴重な選択肢となっている。また、広島県東部の福山市、尾道市等には短期大学がないため、この地域の短期大学進学希望者にとっても貴重な進学先となっている。

岡山市内では令和 7 年度から就実短期大学が募集停止されるとともに、県北の美作大学短期大学部も同年度から募集停止され、短期大学における保育士養成の機会が減少することとなっており、相対的に本学保育学科の保育士養成に対する地域社会のニーズが高くなっている。

また、岡山市だけではなく、全国的に介護に関わる人材の養成が強く求められており、令和 3 年度にこれまで専攻科介護福祉専攻で実施していた介護福祉士養成を、総合生活学科で実施するように手続きを行った際には、県内外の介護施設等より多数の設置要望書がい

ただいた。さらに、岡山県からは専攻科の時から「福祉・介護人材確保推進事業」に採択され、補助金をいただいていた。

さらに、岡山市は中国・四国地方の交通のクロスポイントであり、古くから「商都」として発展してきた歴史を持ち、多くの企業の中四国の地域拠点が置かれている。また、岡山市は市内に 400 床以上の急性期病院を 6 施設も有するなど医療資源の豊富な都市であり、医療に関わる産業が発展している。そのため、情報ビジネス学科においてコンピュータを扱い、経理ができる人材の養成や、総合生活学科及び情報ビジネス学科での医療事務に関する資格を持った人材の養成に対する地域社会のニーズは高い。

■ 地域社会の産業の状況

令和 3 年経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）によると、岡山市の民営事業所数は 32,683 事業所となっており、平成 28 年調査（34,033 事業所）と比べるとおよそ 1,500 事業所減少している。産業別従業者数では「卸売業、小売業」が 75,209 人（全産業の 21.3%）、「医療、福祉」が 55,421 人（15.7%）、「サービス業（他に分類されないもの）」が 37,381 人（10.6%）、「製造業」が 36,320 人（10.3%）となっている。全国では「卸売業、小売業」が 20.0%、「製造業」が 15.2%、「医療、福祉」が 14.1%、「サービス業（他に分類されないもの）」が 9.0%）となっているので、「製造業」が少なく、「医療、福祉」が多いのが岡山市の特徴となっている。

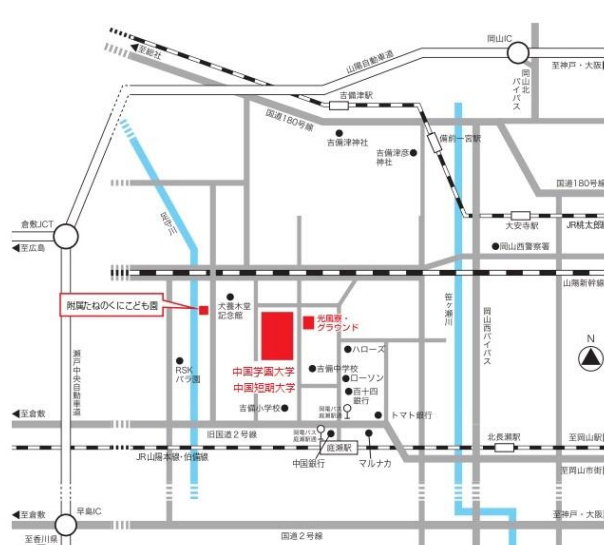
また、岡山市経済の概況を見ると、令和 4 年度の岡山市経済は、名目市内総生産が 3 兆 874 億円、物価変動の影響を除いた実質市内総生産が 2 兆 9,714 億円で、名目経済成長率（対前年度増加率）は 2.7%、実質経済成長率は 1.7%の増加となった。同年の国の経済成長率は名目 2.3%の増加、実質は 1.4%の増加であったため、岡山県経済は健全に推移していると言える。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



★ 本学所在地

（大学近隣図）



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学習時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。
(b) 対策
令和4年度生から履修できる単位数の上限を年間50単位(卒業年次生を除く)と定め、該当する学年の学生に説明し、理解を得たことを確認した。令和5年6月21日第2回教務委員会において、学則への追加規程案を示し、各学科で文言等について確認を行った上で、令和5年9月12日開催の理事会の承認を経て、令和6年4月1日より、CAP制を位置づけた学則(第27条の2第2項)を実施している。
(c) 成果
単位の実質化を図るためのCAP制が適切に運用され、単位の実質化が図られている。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「中期計画」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
(b) 対策
・「中期計画」を策定し、毎年実施状況を点検・評価しながら各事業を推進している。さらに、中期的な財務計画を策定し、財務体質の改善に務めている。 ・FD/SD研修会等を通して学科ごとに収入と支出の現状について理解を深め、財務体質の改善に向けた取組に全教職員がコミットするよう意識喚起を図る。
(c) 成果
・「中期計画」に基づいて計画的に各事業を推進できている。 ・学園の財務状況に対する教職員の理解が深まり、入学定員・収容定員充足率の改善に向けた取組が全教職員参加の下で進められている。 ・収入確保と同様の効果がある「退学者ゼロ」に向けて、学生に対する学修・生活支援が拡充されてきた。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。
(b) 対策
・令和4年度に入学定員・収容定員充足率の改善に向けて、学長直轄の改善検討会議を大学・短大合同で立ち上げ、高校訪問の充実、高大連携の推進による信頼関係の構築などに全学的に取り組んだ。

・令和 6 年度には「中期計画」に基づいて入試広報活動の強化を図り、オープンキャンパスの充実（実施回数、「CG スマイル」（学生広報スタッフ）の拡充、入試制度の見直し（入試方法、実施回数等の見直し）等を行った。 ・学生募集に活用できる新しいシステムを導入し、一人一人の入学希望者に寄り添った募集活動ができるようにした。 ・令和 7 年 4 月から保育学科の入学定員を 120 人から 80 人に変更する学則改正を行い、収容定員充足率の改善を図った。 ・保育学科では令和 8 年度入試より長期履修制度を活用した 3 年コースを導入したり、情報ビジネス学科では外国人留学生の積極的な受け入れを行うなど、収容定員充足のための取組を推進する。 ・令和 7 年度より「広報戦略室」（令和 8 年度に「学園広報課」に改組）を設置し、広報活動の強化を図る。
(c) 成果
・入試広報部と各学科とが連携・協働して入試広報活動に取り組む体制が強化された。 ・オープンキャンパスにおいて「CG スマイル」が活躍するようになり、参加する高校生の満足度が高まってきた。 ・保育学科では、3 年コース希望者が全入学者数の 43% を占めるなど人気を呼ぶと共に、情報ビジネス学科に多数の外国人留学生が入学し、定員充足率の改善に結びついた。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。該

当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 7（2025）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費補助金の取扱いについては、文部科学省からの通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」に基づき、その不適切な使用等を防止するため、不正使用防止等に関する基本方針、管理・監査の体制、不正使用防止計画の策定等を規定した「中国学園大学・中国短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程」（平成 27 年 1 月 1 日施行）を制定している。本規程に基づき、「公的研究費の不正使用防止等に関する基本方針」「中国学園大学・中国短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範」「中国学園大学・中国短期大学公的研究費不正使用防止計画」が策定され、公正かつ適正に管理している。さらに、競争的資金等を応募する教員には、本学が実施する研修会（コンプライアンス教育）に参加し誓約書を提出することを求めている。

また、文部科学省による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「中国学園大学・中国短期大学における研究活動の不正行為防止に関する規程」（令和 4 年 9 月 15 日改正施行）を制定し、公的研究費の不正使用のみならず、研究活動そのものの不正行為（ねつ造、改ざん、盗用など）の防止にも取り組んでいる。

なお、これらの規程はホームページに掲載し、学外にも公表している。

中国学園大学・中国短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程

中国学園大学・中国短期大学における研究活動の不正行為防止に関する規程

公的研究費の不正使用防止等に関する基本方針

中国学園大学・中国短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

中国学園大学・中国短期大学公的研究費不正使用防止計画

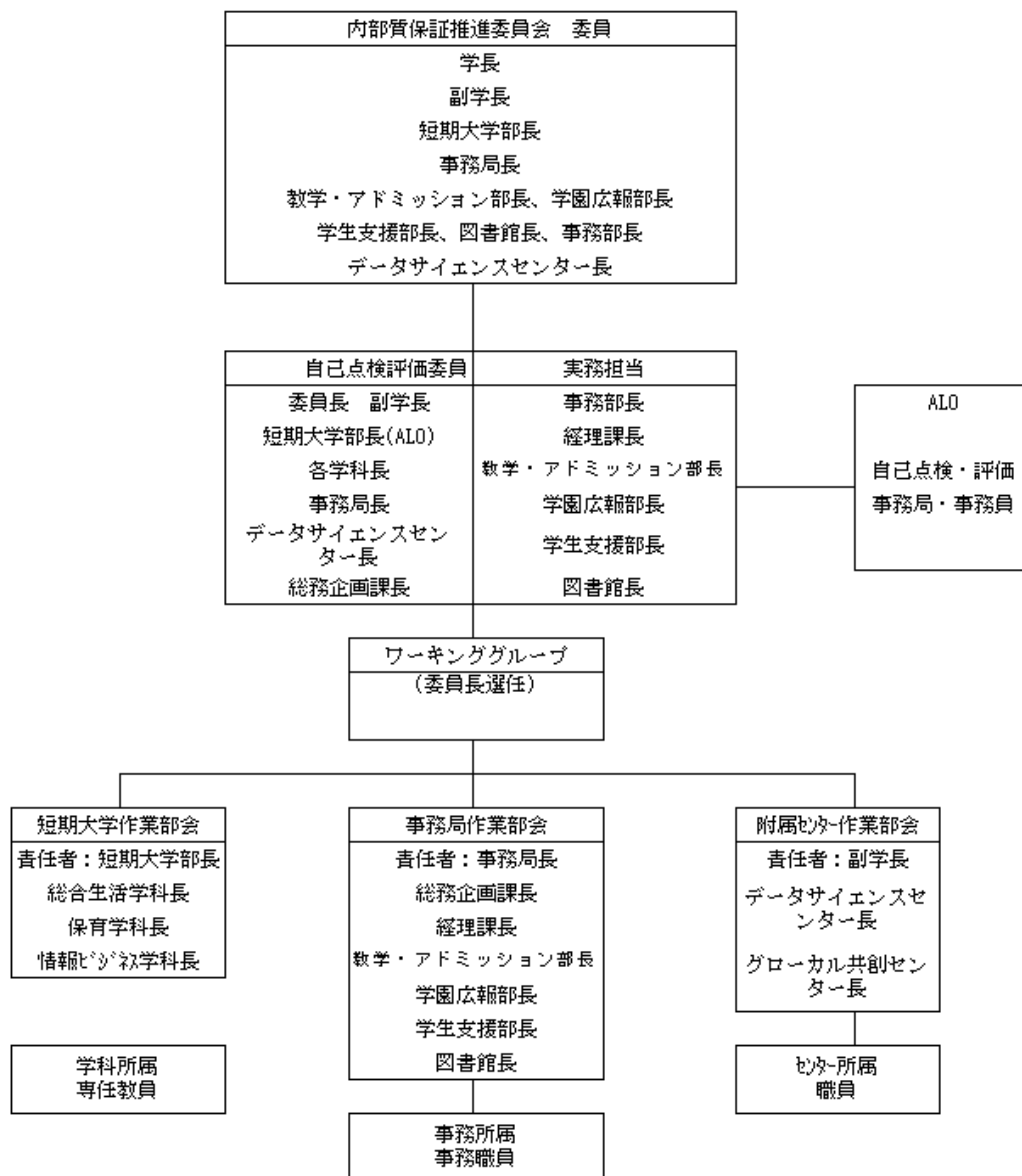
情報公開 https://www.cjc.ac.jp/about/info_disclosure.html

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長	住野 好久	副学長
	平井 安久	短期大学部長 ALO
	中野 ひとみ	総合生活学科長
	土田 豊	保育学科長
	五百竹 宏明	情報ビジネス学科長
	阿藤 俊二	事務局長
	古谷 俊爾	データサイエンスセンター長
	三宅 美恵子	総務企画課長

■ 自己点検・評価の組織図（令和8（2026）年5月1日現在）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では「中国短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、担当副学長を委員長とし、短期大学部長兼 ALO、各学科長、事務局長に、IR センター長と総務企画課長を加えて「自己点検・評価委員会」が編成されている。この教員を主とする「自己点検・評価委員会」と事務職員を主とする実務担当が中心となり、その下に各学科の全専任教員、全事務職員、附属センターの教職員による作業部会が編成され、全教職員で自己点検・評価活動を進める体制がつけられている。認証評価を受審する際には、自己点検・評価委員会内にワーキンググループを編成して、自己点検・評価報告書の作成に取り組む。

さらに、令和 4 年度からは、自己点検・評価活動が報告書の作成にとどまることなく、その結果を踏まえた内部質保証の取組を全学的に推進する内部質保証推進体制を確立するために、「中国短期大学内部質保証推進委員会規程」を制定した。そして、自己点検・評価委員会は、内部質保証推進委員会に自己点検・評価報告書を提出し、内部質保証に向けた提言を行う委員会として位置づけられている。

令和 4 年度の認証評価において指摘された事項への対応についてはその後の自己点検・評価委員会で毎年その取組状況が検討されている。

また、毎年の自己点検・評価活動については、1 回目の自己点検・評価委員会において評価基準の確認、自己点検・評価活動のスケジュール、報告書作成の分担等について協議し、それぞれの部署において教職員が主体的に自己点検・評価活動に参加し、適切に自己点検・評価活動に取り組めるようにしている。作成された自己点検・評価報告書は、自己点検・評価委員会で最終決定され、学内へは学内のイントラネット上で全教職員に周知することで共有し、学外へはホームページで公表する。また、その自己点検・評価活動の妥当性を確認するために、外部評価を毎年実施している。

令和 7 年度の自己点検・評価活動は以下の通りであった。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和 8（2026）年度を中心に）

年 月 日	概 要
令和 8 年 5 月 13 日	令和 8 年度第 1 回自己点検・評価委員会 1) 令和 8 年度自己点検・評価報告書の作成について ○令和 8 年度自己点検・評価報告書【様式】 ○令和 8 年度短期大学評価基準観点表【参考資料】 ○令和 8 年度自己点検・評価報告書作成について ○令和 8 年度自己点検・評価報告書 基準別担当者一覧
7 月 13 日	令和 8 年度:第 2 回自己点検・評価委員会（メール会議） 1) 令和 8 年度自己点検・評価報告書について

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕

〔区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。〕

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

中国短期大学（以下、本学）は、昭和 37（1962）年に、高度経済成長の中で高まる女子の進学意欲に応え、「地域の女子の教養を醸成する」ことを目的として「中国女子短期大学」として建学された。創始者の初代学長平田定子は、女性の知性と教養、それにも増して精神的にも人間的にも思いやりのある心豊かな感性を身につけた人（女性）を育てるために「文化の香りのする、心ある、そして風格のある大学」を目指した。その精神は昭和 41 年に男女共学に発展した後も変わらず、現在も受け継がれている。

このような建学意図を踏まえて第二代学長内藤雋輔は教育理念として「あたたかい心、ひらめく英知、たえぬく努力」の三徳目を制定した。そして、第六代学長松畑熙一は学園の歴史に貫かれている精神を「全人育成」の一語で表し、知・情・意のバランスの取れた全人的教育を、地域と連携・協働して展開する短期大学であることを明示した。さらに、平成 31 年に第七代学長千葉喬三は、新たに教学の理念として「自律創世」を掲げ、「自分自身で考え、自分の意思で行動する（自律）」とともに、常に「自分の思考や行動を社会の発展に活かす（創世）」ように、個々の特性を可能な限り尊重し、知的資質と人間性の向上を指向した教育を行うことを明示した。

このように本学は絶えず建学の精神・教育理念を確認し、時代や社会の変化の中にあって社会のニーズと結びついたものとなっているかを継続して点検し、更新してきた。

本学「学則」第 1 条には「自律創世」という教学の理念を踏まえた本学教育の目的が「中国短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法および学校教育法の規定および本学園の自律創世の教学理念に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、地域の文化および福祉の向上ならびに産業の振興に寄与することを目的とする」と示されている。

また、こうした本学の建学の精神・教育の理念・理想は、教育基本法第 1 条が示す「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」に貢献するものであり、同法第 7 条が規定する「高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」という大学のあり方に合致する、高い公共性を持つものである。

現在、教学の理念である「自律創世」は、講義室等のキャンパス内の各所に掲示し、学生が携帯する「学生便覧」にも明示している。また、学外に対しては、「大学案内」などの発行物や本学のホームページに公表している。さらに、オープンキャンパスや高校訪問等を通じて「大学案内」を配布し、受験生や保護者、高等学校教員にも伝えている。求人依頼の際に説明することを通して、学生の就職先の企業にも伝えている。さらに理念を学内で共有するために、教職員に対しては 4 月の教授会で学長が教学の理念に基づく方針を述べ、学生

に対してはオリエンテーションやフレッシューズセミナーで説明している。

以上のような本学の建学の精神・教育の理念・理想が、本学の日常的な教育活動に反映され、実現されているかを確認するために、一年間の教育活動を振り返り総括する「自己点検・評価報告書」を毎年作成し、ホームページに公開している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

令和元年度に教学の理念として「自律創世」が示され、これを「学則」の目的に位置づけるとともに、これを実現するために三つの方針や教育課程等、教学の見直しを進めてきた。しかし、こうした教学の改革の理念の具体化に向けてさらなる取組が必要である。特に、FD・SD 活動を通じて繰り返し教学の理念や教学改革について取り上げ、新採用の教職員や非常勤講師等にも理解浸透を図ることが課題である。さらに、学外のステークホルダー等にも、情報公開を通じて理解を広げていくことが課題である。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし。

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

【区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。】

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的は、「学則」第1条に「教育基本法及び学校教育法の規定及び本学園の自律創世の教学理念に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、地域の文化及び福祉の向上並びに産業の振興に寄与することを目的とする。」と定められている。

この教育目的に基づいて、各学科の教育目的が「学則」第1条第2項に明記されている。

(1) 総合生活学科

現代生活に関わる分野の専門的・実践的な教育研究を通じ、各人の志向する職業または實際生活に必要な能力の習得を図り、社会に寄与できる人材の育成を目的とする。

(2) 保育学科

乳幼児の保育・教育の教育研究を通じ、専門知識並びに技能の習得を図り、保育・教育現場において、一人ひとりの乳幼児にあわせた指導のできる保育者として寄与できる人材の育成を目的とする。

(3) 情報ビジネス学科

情報処理やビジネスに関する専門的・実践的な教育研究を通じ、職業人としての能力の習得を図るとともに体験学習などを通して総合的な人間力を養い、地域および広く社会の発展に寄与する人材の育成を目的とする。

本学の教育目的に示されている「地域の文化及び福祉の向上並びに産業の振興に寄与すること」、そして、各学科の教育目的に示されている「社会に寄与できる人材の育成」は、本学の教学の理念である「自律創世」、すなわち、「自分自身で考え、自分の意思で行動する（自律）」とともに、常に「自分の思考や行動を社会の発展に活かす（創世）」ことのできる人材の育成と重なるものである。

これらの教育目的は、学生に対しては、「大学案内」やオープンキャンパス等により入学前から説明を開始しており、入学後は、学科別オリエンテーションの中で「学則」をもとに詳しく説明して理解を徹底している。学生が常に携帯する「学生便覧」にも教育目的等が明記された「学則」が記載されている。各学科の専任教員には毎年行っている自己点検・評価の作業の中で確認している。学外に対しては、「大学案内」などの発行物や本学のホームページに公表している。さらに、オープンキャンパスや高校訪問等を通じて「大学案内」を配布し、受験生や保護者、高等学校教員にも伝えている。求人依頼の際に説明することを通して、学生の就職先の企業にも伝えている。

各学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価するために、全学でアセスメント・ポリシーを策定し、学生の学習成果の獲得状況等の客観的な指標を用いた評価活動を行い、これは毎年実施する全学的な自己点検・評価活動の一環として位置づけられている。

さらに、毎年の自己点検・評価活動の中で、これらの教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかを、学生の就職状況や就職支援部からの情報を踏まえて点検し

ている。また、各学科でより地域・社会の要請に応える人材を養成しようとコース改編や教育課程の見直しを断続的に行っているが、その際には各学科の教育目的をふまえた検討がなされている。

〔区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。〕

＜区分 基準 I-B-2 の現状＞

本学の学習成果は、本学の教学の理念及び各学科の教育目的、さらに、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（2008 年）に基づいて定めている。

本学の学習成果は、本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の中に具体的に示されている。

中国短期大学は、「自律創世」を教学の理念としています。「知識・情操・意思」をバランスよく備え、職業又は実際生活において必要な能力を身につけた人材を養成します。

すなわち、学生の精神的・道徳的・文化的・心理的・身体的発達を促進し、成人として自律し、自分の人生は自らが創ることにより社会の発展に寄与しうる人材を育成することを目指している。そのために、『知識・情操・意思』をバランスよく備え、職業又は実際生活において必要な能力を身につけることが、本学が学生に獲得させる学習成果である。

この本学の学習成果と各学科の教育目的を踏まえ、各学科の学習成果を、職業人に求められる専門的な知識・技能だけではなく、知・情・意のバランスのとれた人格の育成を位置づけて定めている。各学科の学習成果も各学科の学位授与の方針の中に示されている。その際、中央教育審議会答申の学士力に関する提起を踏まえて「知識・理解」「思考・問題解決能力」「技能」「態度」の 4 観点で整理されている。各学科の学習成果は以下の通りである。

【総合生活学科】

＜知識・理解＞

生活学を中心とした幅広い教養を有するとともに、衣食住、環境、情報に関する基本的知識を身につけている。また、衣生活、食生活、福祉・介護、医療事務のいずれかの分野または複数の分野における専門的な知識を修得している。

＜思考・問題解決能力＞

他者を思いやる心、他者に対する礼儀の精神を有するとともに、他者と協力し問題を解決しようと試みることができる。

＜技能＞

衣生活、食生活、福祉・介護、医療事務のいずれかの分野又は複数の分野における技能を身につけ、生活の中で活かすことができる。

＜態度＞

他者との関係が良好であるように努めるとともに、おもてなしの心を有する。また、継続的活動を通して目標を達成した経験を有し、変化し続ける現代社会に対応すべく生涯にわたって学習意欲を持ち続けることができる。

【保育学科】

＜知識・理解＞

保育者に求められる専門的な知識を有し、それらを向上心を持って保育実践に活かすことができる。

＜思考・問題解決能力＞

保育を取り巻く環境の変化やよりよい保育活動をしていくうえでの課題について、適切に思考・判断し主体的に解決できる。

＜技能＞

他者を理解し応答的対応をするなかで、専門的技能を活用して保育ができる。

＜態度＞

信頼される保育者に必要な優しさや思いやりなど、豊かな人間性と仲間との協調や家庭・地域と連携する態度を身につけている。

【情報ビジネス学科】

＜知識・理解＞

情報とビジネスの領域に関する専門的な知識を修得し、実践する力を有している。

＜思考・問題解決能力＞

自らのセンスや感性を大切にしながらも論理的で客観的な思考ができる。また、他者の立場に立って、他者を思いやる心を有している。

＜技能＞

パソコンの利用技術、ビジネス実務のスキルを有して、得たスキルを実践する能力を有している。

＜態度＞

職業人としての常識・マナー・倫理観を身につけている。また、向上心を持ち、高い目標に向かって、自主的に学ぶことができる。

これらの本学及び各学科の学習成果は、教育目的と同様に、学生には入学時のオリエンテーションの中で説明して理解を徹底している。また、令和7年度まではB6版の冊子で配布していた「学生便覧」を令和8年度からは、教務システム「UNIPA」の掲示板機能を通じてデータ化した「学生便覧」にすることで、学生が常にスマートフォンで確認できるようになった。学外にはホームページ、及び、「大学案内」等の各種印刷物で公表している。

また、これらの学習成果については、学校教育法の短期大学の規定に照らして、毎年の自己点検・評価の中で点検している。

〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学は、平成29年度に、前回の受審成果に基づき、全学で建学の精神、教育理念、三つの方針との整合性を検討し、各学科の教育目的に基づいた三つの方針（卒業認定・学位授与

の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)を一体的に定めた。令和元年度には、「自律創世」の教学の理念に基づく見直しを行い、組織的議論を重ねた結果、令和2年度入学生から適用する新たな三つの方針に改正した。令和7(2025)年度には、近年入学してくる学生の質や学びの様子を考察した上で、保育学科が三つのポリシーを一部変更した。

これらの方針は、各学科の教務委員から構成される教務委員会で審議され、各学科と教務委員会で調整を重ね、教務委員会で合意されたものが、幹部会、教授会で確認されるという手順を経て、組織的に策定される。このような全学的な組織的議論を重ねて策定された方針であるため、全教職員に三つの方針を踏まえた教育活動の推進が意識づけされており、質の高い教育の保証につながっていると認識している。

本学及び学科毎に卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を、以下のように明確に示している。これらの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、学習成果と一体的に示されており、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示すものである。また、その内容は「知識・理解」「思考・問題解決能力」「技能」「態度」という観点から示しているが、これらは文部科学省が示している学士力の4観点を参考にしたもので、社会的に承認されうるものと考えられる。授与する学位も国際的に通用性があるものである。

《卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)》

中国短期大学は、「自律創世」を教学の理念としています。「知識・情操・意思」をバランスよく備え、職業又は实际生活において必要な能力を身につけた人材を養成します。

このような人材を養成するため、所定の期間在学し、所属学科において定める学士力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与します。

【総合生活学科】

現代を心豊かにたくましく生きる力を身につけ、所定の単位を修得した学生に短期大学士(生活学)を授与します。学士力とは、「知識・理解」「思考・問題解決能力」「技能」「態度」から成ります。

<知識・理解>

生活学を中心とした幅広い教養を有するとともに、衣食住、環境、情報に関する基本的知識を身につけている。また、衣生活、食生活、福祉・介護、医療事務のいずれかの分野または複数の分野における専門的な知識を修得している。

<思考・問題解決能力>

他者を思いやる心、他者に対する礼儀の精神を有するとともに、他者と協力し問題を解決しようと試みることができる。

<技能>

衣生活、食生活、福祉・介護、医療事務のいずれかの分野又は複数の分野における技能を身につけ、生活の中で活かすことができる。

<態度>

他者との関係が良好であるように努めるとともに、おもてなしの心を有する。また、継続的活動を通して目標を達成した経験を有し、変化し続ける現代社会に対応すべく生涯にわたって学習意欲を持ち続けることができる。

【保育学科】

保育者として必要な幅広い知識と技術を身につけ、豊かな人間性を備えた人材を養成します。所定の単位を修得した学生に短期大学士（保育学）を授与します。

＜知識・理解＞

保育者に求められる専門的な知識を有し、それらを向上心を持って保育実践に活かすことができる。

＜思考・問題解決能力＞

保育を取り巻く環境の変化やよりよい保育活動をしていくうえでの課題について、適切に思考・判断し主体的に解決できる。

＜技能＞

他者を理解し応答的対応をするなかで、専門的技能を活用して保育ができる。

＜態度＞

信頼される保育者に必要な優しさや思いやりなど、豊かな人間性と仲間との協調や家庭・地域と連携する態度を身につけている。

【情報ビジネス学科】

職業人に必要とされる幅広く専門的な知識とスキルを身につけるとともに、知・情・意のバランスのとれた人格の形成を目指します。所定の単位を修得した学生に短期大学士（経営情報学）を授与します。

＜知識・理解＞

情報とビジネスの領域に関する専門的な知識を修得し、実践する力を有している。

＜思考・問題解決能力＞

自らのセンスや感性を大切にしながらも論理的で客観的な思考ができる。また、他者の立場に立って、他者を思いやる心を有している。

＜技能＞

パソコンの利用技術、ビジネス実務のスキルを有して、得たスキルを実践する能力を有している。

＜態度＞

職業人としての常識・マナー・倫理観を身につけている。また、向上心を持ち、高い目標に向かって、自主的に学ぶことができる。

本学及び学科毎に教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、以下のように明確に示している。これらの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応するものとして策定されている。

《教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）》

中国短期大学は、「自律創世」の教学の理念に基づくディプロマ・ポリシーに掲げる学士力を養成するために、教養科目、専門科目およびその他必要とする科目を体系的に配置した教育課程を編成しています。

【総合生活学科】

- 変化の激しい現代生活に対応できる知識を修得するために、幅広い教養科目を設置しています。
- 衣食住をはじめ健康、福祉、環境、デザイン、情報、コミュニケーションなどの現代生活に重要な分野について、基本的な知識や技術を幅広く修得するための専門科目を設置しています。
- 衣生活、食生活、福祉・介護、医療事務の各分野については、専門性を深めるための専門科目を設置しています。
- 上記分野における資格等の取得に関係する科目を設置しています。
- 他者及び自身の心を考える科目を設置しています。

【保育学科】

- 子どもの人権に配慮しつつ乳幼児一人ひとりの発達に即した保育ができる実践力を有し、保護者に対する支援ができる保育者、自らも保育者にふさわしい心豊かな人間性を育もうと成長し続ける保育者の養成に努め、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状等を2年間で取得することができる教育課程を編成しています。
- 保育者としての実践力をつけるための基礎技能に関する科目を設置しています。
 - 保育者としての専門性を高めるための保育に関する専門的知識・技術に関する科目を設置しています。
 - 子どもの世界や保護者の気持ちに深くアプローチすることができる演習科目を設置しています。
 - 少人数で行われる保育者基礎演習や地域の家族と触れ合える親子ふれあい演習などの特色ある科目を設置しています。
 - 施設、保育所、幼稚園を順番に経験する、積み上げ式実習による保育体験ができる科目を設置しています。

【情報ビジネス学科】

- 幅広い知識と教養を養うための教養科目を設置しています。
- 専門科目では、情報とビジネスに関する幅広い分野をフィールドに分類し、2年間の教育を通して効率的に専門的かつ幅広い学習を行います。
- 2年間の専門的学習の総まとめとして、ゼミナールを設置しています。

情報ビジネス学科では、令和7年度のカリキュラムの変更に伴い、カリキュラム・ポリシーの一部変更を行った。

本学及び学科毎に入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を、以下のように明確に示している。これらの入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び学習成果に対応するものとして策定されている。さらに、入学前にどのような資質・能力を持っていることが評価されるのかをも示すものとなっている。これらの入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、大学案内、入学試験要項に掲載し、学外で行われる会場ガイダンスや高校毎に行われる高校ガイダンスにおいて直接高校生に説明するほか、高校教員を対象とした入試説明会（令和8年度より学園説明会）を行い、入試制度等について情報提供し、参加者からの意見を聴取し、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

《入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）》

中国短期大学は、ディプロマ・ポリシーに掲げる学士力を身につけた人材を養成するために必要な、基礎的な知識・技能とともに、思考力、判断力、表現力、協調性および主体的に学ぶ態度を高等学校等における学習を通して身につけた、意欲にあふれる人を多様な入試方法により受け入れます。

【総合生活学科】

- 「生活」に興味や好奇心を持つ人
- 他者と協力し、目標を達成しようとする心を持つ人
- 継続的に努力すれば、多くの知識・技術が身につくとの信念を持つ人

【保育学科】

- 保育者を目指す意志がある人
- 目的達成のために他者と協力して取り組むことができる人
- 子どもが好きで、人とかかわることができる人

【情報ビジネス学科】

- 情報とビジネスに関する専門的かつ実践的な知識や技能を身につけたい人
- コミュニケーション能力やビジネスマナーを備えた職業人になりたい人
- 社会に貢献したいという意欲を持っている人

なお、これらの三つのポリシーは「大学案内」やオープンキャンパス等により入学以前から説明されており、入学後は学科別オリエンテーションの中で詳しく説明して理解を徹底させている。また、各学科の専任教職員には学科内会議等で常に認識を共有・深化させている。学外に対しては、ホームページをはじめ、「大学案内」や各種印刷物で公表している。

また、これらの三つのポリシーは毎年実施する自己点検・評価活動の中で点検されている。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題＞

本学は、建学の精神に基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、それに基づき三つの方針を、組織的討議を重ねて一体的に策定し、それらを学内外に示している。

これらについては、毎年の自己点検・評価活動において点検しているが、それをより組織的に実施することが課題となっている。その際、アセスメント・ポリシーに基づく学生の学習成果の獲得状況等の把握と評価を充実させ、学生の学習成果を個々の授業科目レベル及び個々の学生レベルで把握し評価する仕組みを構築して点検活動を行うことが重点課題となっている。

さらに、学生だけではなく、地域社会、企業、高等学校等の関係者からの意見を収集し、本学の教育目的・目標、学習成果、三つの方針が、地域・社会の要請に込えているかを点検する作業の充実を図ることも課題となっている。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は「地域に愛される開かれた大学」を目指し、地域と連携するために平成 19 年から平成 23 年度までは「地域連携センター」、平成 24 年度から令和元年度までは「エクステンションセンター」が設置され、数多くの公開講座、生涯学習事業に取り組んできた。その取組は各学科等で継承されてきたが、令和 3 年度から再び「地域支援センター」を設置して、地域貢献事業を推進することとなった。令和 7 年度からは「グローバル共創センター」の一部門「地域連携部門」として継続して地域貢献事業を実施している。

本学が参加している大学コンソーシアム岡山が山陽新聞社と共催方式で開講している生涯学習講座である「吉備創生カレッジ」には毎年科目提供をしている。

表 1-C-1.1 令和 7 年度「吉備創生カレッジ」提供科目

実施学期	実施日	講座名	講 師
令和 7 年度前期	7/1 (火) 15:30～17:00	健康に過ごすヒント	保育学科 荒谷 友里恵 講師
令和 7 年度後期	9/8 (月) 18:30～20:00	伝わるプレゼンテーション	国際教養学部 藤代 昇丈 教授

同コンソーシアムの社会貢献事業として実施されている 2 つのイベント、①参加する大学・短期大学の学生が協力して、作ったり遊んだり触れあったりして親子で楽しく学べるイベントである「日ようび子ども大学」、②岡山県と連携して省エネ等の推進を呼びかけるイベントである「エコナイト」には、令和 7 年度も参画した。

本学図書館は「地域の中の大学」の図書館として、積極的な地域開放・地域との連携を運営コンセプトに掲げている。すなわち、図書館を介して学生と地域、教員と地域、大学の知的財産と地域を結びつけることを目標の一つと位置づけている。

地域住民への図書館開放について、中国学園図書館利用規程第 2 条第 3 項には、本学図書館を利用できる者は「一般市民（所定の手続きをして図書館長の許可を得た者）」と位置づけており、現在は 16 歳以上（高校生以上）の者を対象としている。

過去 3 年の学外者の利用は以下の通りであった。

表 1-C-1.2 本学図書館の学外者利用状況（過去 3 年間）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
登録者数(人)	93	112	113
入館者数(人)	1,708	1,647	2,217
貸出数(点)	958	1,158	1,299

また、岡山県図書館横断検索システム・図書館相互貸借システムに接続していること

から、参加図書館からのインターネット予約の貸出し・受け渡しと岡山県立図書館の資料の相互返却を地域の人にも行っている。

岡山県図書館横断検索システム・図書館相互貸借システム（令和7年度）

予約貸出(冊)	予約受け渡し(件)	相互返却(件)
24	286	41

令和7(2025)年度に図書館の地域貢献事業として、本学教員を講師に地域住民も参加できる公開講座を下表のように開催した。

表 1-C1.3 公開講座等（令和7年度）

講 座 名	学外 参加者数
図書館 de プチ講座 第43回 「北斎・広重の浮世絵に魅せられて」＊	29
中国学園図書館えほん講座 No.29「図書館でクリスマス 2025」	約 30

*は岡山県生涯学習大学連携講座

他にも下表のような地域貢献活動を行っている。その中で、本学図書館が主催しているのは読書感想文コンクール「図書館大賞」である。近隣の岡山市立吉備小学校の児童を対象とした「図書館大賞（小学生の部）」では令和7年度は57編の感想文が寄せられ15編が各賞を受賞し、6年間毎年応募した児童にも賞を授与した。吉備中学校の生徒を対象とした「図書館大賞（中学生の部）」では51編の感想文が寄せられ、10編が各賞を受賞した。

表 1-C-1.4 地域貢献活動等（令和7年度）

実施主体	行事等	内容
中国学園図書館	図書館大賞（小学生の部） 図書館大賞（中学生の部）	吉備小学校児童・吉備中学校生徒を対象とした読書感想文コンクールの開催
岡山市立吉備中学校 岡山市立高松中学校	職場体験活動	中学生の職場体験の受け入れ
吉備陵南まちかど 博物館実行委員会	吉備陵南まちかど博物館 「キットパス体験＋読み聞かせ」	小学生以下の子ども対象 学生指導の下、図書館のガラス面にキットパスという画材で絵を描いた。図書館内では学生による読み聞かせを行った。

次に、正課授業の開放は「科目等履修」によって、本学の正課授業を地域・社会に開放している。また、令和3年度より「長期履修学生に関する規程」を整備し、社会人学生が入学しやすいように制度を整えた。

地域・社会の地方公共団体との協定については、上述した大学コンソーシアム岡山において県内のすべての高等教育機関と岡山県とが包括連携協定を締結している。さらに災害時における被災者支援ボランティアに関する協定書を岡山県及び岡山県社会福祉協議会の三者で、自然災害時の避難や支援に関する協定を岡山市と、地域社会の発展と人材育成等に関する包括連携協定を岡山市、備前市、総社市、吉備中央町及び久米南町及び総社市及び吉備中央町と締結している。

表 1-C-1.5 地方公共団体との協定

番号	協定先	連携内容
①	岡山県	災害時における被災者支援ボランティアに関する協定書
②	岡山市	自然災害時の避難や支援に関する協定書
③	備前市	備前市との包括連携に関する協定書
④	総社市	総社市との連携協力に関する協定書
⑤	岡山市	岡山市との包括的な連携協力に関する協定書
⑥	吉備中央町	吉備中央町との包括的な連携協力に関する協定書
⑦	久米南町	久米南町との包括的な連携協力に関する協定書
⑧	岡山市消防局	岡山市との火災予防を目的とした連携に関する協定書 [幼児向け防火教育カードゲーム作成]

また、地方公共団体の事業委託を受け、補助事業も積極的に取り組んできている。例えば、「岡山県福祉・介護人材確保推進事業」「岡山市認知症カフェ補助事業」「岡山県子ども・福祉部地域福祉課『福祉・介護の仕事出前講座』（総合生活学科）」「岡山県備前県民局『おかやま子育てカレッジ地域貢献事業』（保育学科）」「岡山市消防局『幼児向け防火教育カードゲーム作成』（保育学科）」などである。

地域・社会の企業（等）との協定については、人材育成と交流の促進、まちづくり・ブランディング化に向けた連携を図る協定を岡山商工会議所並びに岡山県農業協同組合中央会と締結している。JA 全農おかやまとは食育活動に関する連携協定を締結している。その他にも、おかやま観光コンベンション協会、ナカシマホールディングス(株)、(株)トミヤコーポレーション、アイサワ工業(株)、岡山西商工会、(株)廣榮堂の各社、団体との包括連携協定を併設大学との連名で締結している。

表 1-C-1.6 企業等との協定

番号	協定先	連携内容
①	(株) 山陽新聞社	山陽新聞社との包括的連携協力に関する協定
②	岡山商工会議所	岡山商工会議所との連携・協力に関する協定書
③	岡山県農業協同組合中央会	岡山県農業協同組合中央会との連携・協力に関する協定書
④	全国農業協同組合連合会	全国農業協同組合連合会との食育活動の連携に関する協定書

⑤	おかやま観光コンベンション協会	おかやま観光コンベンション協会との包括的な連携協力に関する協定書
⑥	ナカシマホールディングス(株)	ナカシマホールディングス(株)との包括的な連携協力に関する協定書
⑦	(株)トミヤコーポレーション	(株)トミヤコーポレーションとの包括的な連携協力に関する協定書
⑧	アイサワ工業(株)	アイサワ工業(株)との包括的な連携協力に関する協定書
⑨	岡山西商工会	岡山西商工会との包括的な連携協力に関する協定書
⑩	(株)廣榮堂	(株)廣榮堂との包括的な連携協力に関する協定書
⑪	社会福祉法人王慈福社会	社会福祉法人王慈福社会との連携協定に関する協定書・覚書
⑫	社会福祉法人ますみ会	社会福祉法人ますみ会特別養護老人ホームますみ荘との連携協定に関する協定書・覚書
⑬	社会福祉法人ひらはら会	社会福祉法人ひらはら会との連携協定に関する協定書・覚書
⑭	社会福祉法人義風会 養護老人ホーム足守荘	社会福祉法人義風会特別養護老人ホーム足守荘との連携協定に関する協定書・覚書
⑮	全国農業協同組合連合会	全国農業協同組合連合会 岡山県本部との産学連携・協力に関する協定書
⑯	株式会社マルイ	株式会社マルイとの連携協定に関する協定書

地域・社会の教育機関との協定については、上述した大学コンソーシアム岡山を通じて岡山県内すべての高等教育機関との包括連携協定を結んでいる。

また、学校法人岡山瀬戸内学園（倉敷高等学校）とは令和 2 年度から、学校法人銀河学院及び岡山県立岡山南高等学校とは令和 3 年度から高大連携に関する協定を、さらに台湾の大葉大学とベトナムのフエ大学と教育・文化活動の交流を図る協定を令和 3 年度に締結している。令和 5 年度には韓国国立公州大学と連携協定を新たに結ぶとともに、提携校であるハワイ大学、グアム大学、カルガリー大学との再提携として覚書を交わした。令和 6 年度には倉敷翠松高等学校、おかやま山陽高等学校、岡山県立倉敷中央高等学校の高校 3 校と、フューチャーデザイン日本語学校、倉敷外語学院の日本語学校 2 校と、香川短期大学、松山東雲女子大学・松山東雲短期大学の大学・短期大学 2 校と協定を締結した。令和 7 年度には上海松江区第四中学校、済南市深泉外国語学校、坂出第一高等学校、東京国際外語学院と協定を締結した。

表 1-C-1.7 教育機関との協定

番号	協定先	連携内容
①	岡山県、大学コンソーシアム岡山	岡山県と大学コンソーシアム岡山（岡山の加盟校）との包括連携協定

中国短期大学

②	学校法人瀬戸内学園 倉敷高等学校	学校法人岡山瀬戸内学園 倉敷高等学校との連携協力に関する協定書
③	学校法人銀河学園 銀河学院中・高等学校	学校法人銀河学院 銀河学院中・高等学校連携協力に関する協定書
④	岡山県立 岡山南高等学校	岡山県立岡山南高等学校との連携協力に関する協定書
⑤	台湾 大葉大学	台湾 大葉大学との協力協定書
⑥	ベトナム フェ大学	ベトナム フェ大学との協力協定書
⑦	提携校ハワイ大学マノア校	提携校ハワイ大学マノア校との協定書
⑧	韓国国立公州大学	韓国国立公州大学との連携協定に関する協定書
⑨	提携校グアム大学	提携校グアム大学との連携協定に関する協定書
⑩	提携校カルガリー大学	提携校カルガリー大学との連携協定に関する協定書
⑪	香川短期大学	香川短期大学との連携協定に関する協定書・覚書
⑫	松山東雲女子大学 松山東雲短期大学	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学との連携協定に関する協定書
⑬	フューチャーデザイン 日本語学校	フューチャーデザイン日本語学校との連携協定に関する協定書・覚書
⑭	倉敷外語学院	倉敷外語学院との連携協定に関する協定書・覚書
⑮	倉敷翠松高等学校	連携協定に関する協定書・覚書
⑯	おかやま山陽高等学校	連携協定に関する協定書・覚書
⑰	岡山県立倉敷中央高等学校	連携協定に関する協定書
⑱	上海松江区第四中学校	連携協定に関する協定書
⑲	济南市深泉外国語学校	連携協定に関する協定書
⑳	坂出第一高等学校	連携協定に関する協定書
㉑	東京国際外語学院	連携協定に関する協定書

地域・社会の文化団体との協定については、大原美術館、岡山後楽園・岡山県立美術館・岡山県立博物館の「キャンパス（大学）メンバーズ制度」に加入し、文化施設の財政に貢献している。

教職員及び学生のボランティア活動も活発に取り組んでいる。

地元の吉備・陵南学区で開催される行事へ教職員及び学生のボランティアを募集し、活動の支援を行っている。「吉備・陵南おかやま木堂ふるさとまつり」は令和元年度に教職員 2 人、学生 7 人が参加したが、令和 2・3・4 年度はコロナ禍で中止になった。令和 5 年度に 4 年ぶりに開催され、学生サークル「ダンス」の学生 3 人が参加し、以降、学生たちがステージのイベントに参加している。「吉備・陵南まちかど博物館」はコロナ禍の間もイベントを縮小して実施されてきた。令和 6 年度は人間栄養学科が本学南門付近を会場に、「まんぷく邸 CGU」として、沖縄料理の販売、和菓子作り体験、ゲームコーナーを実施し、和太鼓サークル「鼓魂」が本学音楽ホールで演奏・体験を実施し、西向自治会館内ギャラリーに中国学園コーナーを設けた。令和 7 年度も本学を会場に、次の内容で本学教員・学生及び和太鼓

サークルの教員・学生が参画した。来学参加者は延べ 380 名であった。

- ・「ちゅうだいまちかど音楽会」ちゅうだい・アート・ラボ（音楽ホール）
和太鼓演奏、ドレミパイプ演奏、楽器演奏体験（中国学園大学学生、教員）
- ・「キットパス体験！」＋読み聞かせ（図書館）
キットパスを使った創作活動（保育学科 1 年生有志＋教員）（図書館外）と読み聞かせ
（子ども学科学生＋教員）（「子どもと絵本Ⅰ」受講生）（図書館内）
- ・まちかど CGU（1 号館）食育 SAT～酒まんじゅう
ゲーム、SAT（食生活チェック）、どら焼き体験、お菓子の販売（人間栄養学科 3 年生、
教員）

また、総合生活学科では「岡山市認知症カフェ補助事業」を活用し、毎月第 3 水曜日に大学内で認知症カフェを開設し、学生主体の運営のもと高齢者から子どもたちまでが集う地域共生社会の具現化を図っている。さらに「岡山県福祉・介護人材確保推進事業」の一つとして「岡山 Uttate 福祉のミライ」と題し、平林景氏の講演会と高校、大学、メディア、それぞれの視点から岡山の福祉を考えるシンポジウムを開催し、地域福祉の向上に寄与した。これらの取り組みは、メディアにも取りあげられ地域に開かれた大学であることを示した。

保育学科では上述した「岡山県備前県民局『おかやま子育てカレッジ地域貢献事業』」として、周辺地域の認定こども園、幼稚園、小学校、中学校に加え、公民館や NPO 法人、連合町内会等で「子育てカレッジ（中短子育てパーク実行委員会）」を組織し、地域の子育て支援事業を、年間を通して展開している。具体的には「ちゅうたんおもちゃ公園」（地域の親子にキャンパスを開放し、「おもちゃや絵本の交換会」「おもちゃの病院」「プレーパーク」等の開催）、「この指と一まれ」（公民館と協働し、キャンパス内に地域の親同士や異年齢の子どもたちが交流する。年間 5 回開催）、「あっぷる（APPLE）のおもちゃ箱」（地域の幼稚園児との交流を目的にお互いにオペレッタや合唱を発表しあう。年 1 回開催）、「ちちとコくらぶ」（キャンパスを地域の父親と子どもに開放し、安心して触れ合い遊ぶことのできる場と機会を提供する。年 2 回開催）といった事業に継続して、学生がボランティアとして参加している。「この指と一まれ」では、学生たちが企画・運営・振り返りをする実施形態を取り、学生が自主的・協働的なボランティア活動を通して大いに学ぶことができるようにしている。コロナ禍の間は、開催を控えていたが、令和 5 年度からは、従来の形での開催が可能となり、学生による子育て支援活動が展開されている。

教員個人レベルで、地方自治体・公民館等での講師担当や、地域でボランティア活動等を実施している。

平成 30 年の西日本豪雨災害において本学の学生が被災したこともあり、学生たちによる自主的な被災地支援ボランティア活動や支援募金を集める取組が行われた。学友会の文化系サークルに子ども・子育てに関するボランティアサークルが複数あり、地域からの要請により地域の子育て支援に関わるボランティアに取り組んでいる。

また、令和 6 年度には岡山県総社市で開催された「2025 そうじゃ吉備路マラソン」のボランティアスタッフとして、女子ソフトボール部の部員 9 人と職員 1 人が参加した。

令和 7 年度からは「グローバル共創センター」の一部門「地域連携部門」として地域・社会への貢献について協議している。

＜テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題＞

本学は「地域の文化及び福祉の向上並びに産業の振興に寄与すること」（「学則」第1条）を目的に位置づけている。教育研究成果等を地域・社会に積極的に提供するとともに内外のステークホルダーとの関係を密にして地域・社会の活性化・発展に貢献することは本学の大きなミッションである。そのため、多くの地域貢献活動に取り組んできているが、学生が参加する地域貢献活動に比して、教員の研究成果を地域・社会に提供する取組は、コロナ禍以降十分取り組まれていない。教員の得意分野を生かした公開講座や講演会等の実施を図る必要がある。

また、近年、地方自治体、地元産業界との連携協定を積極的に締結してきている。今後は、これらの諸団体との実りある連携事業を実施していくことが大きな課題である。

＜テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項＞

地域・社会への貢献の取組は、全学的にも各学科においても重視してきた。特に、保育学科では「岡山県保育士等キャリアアップ研修事業」「岡山県備前県民局『おかやま子育てカレッジ地域貢献事業』」等、地域の子ども・子育て支援事業に大きな貢献をしている。中でも通年で本学キャンパスを会場として実施される「おかやま子育てカレッジ地域貢献事業」は地域の子育て家庭が集まり、交流する機会として地域に定着している。総合生活学科では、「岡山県福祉介護人材キャリア形成補助事業」のひとつとして、県内の福祉・介護施設を対象としたスキルアップ研修を対面及びオンラインでのハイブリットで実施し、さらに山陽新聞社と協働で福祉介護職員向け NIE 研修会を本学にて実施した。これらの取り組みは県内の福祉力向上に大きく寄与した。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

自己点検・評価のための規程は「中国短期大学自己点検・評価委員会規程」である。これに基づき「中国短期大学自己点検・評価委員会」が副学長を委員長とし、短期大学部長兼 ALO、各学科長、事務局長に、IR センター長及び総務企画課長も加わって組織される。令和 7 年度に IR センター長に代わりデータサイエンスセンター長が IR 部門、情報教育部門、情報基盤部門を統轄する立場で加わった。この教員を中心とした「自己点検・評価委員会」と事務職を主とする実務担当者が合同で会議を持ち、全教職員が関与する作業部会を組織して自己点検・評価活動に取り組む。さらに、自己点検・評価活動が報告書の作成にとどまることなく、その結果を踏まえた内部質保証の取組を全学的に推進するために、学長を委員長とする「中国短期大学内部質保証推進委員会」を組織している。

自己点検・評価委員会は、毎年 6 月から 7 月にかけて各作業部会が行った自己点検・評価の結果をとりまとめて自己点検・評価報告書を作成し、完成した報告書は速やかにホームページに掲載し公表している。

自己点検・評価の際には、入試広報の担当者や各学科の教員が高校訪問の折に聴取した本学に対する評価や、高等学校教員を対象とした入試説明会（令和 8 年度より学園説明会）での本学の教育活動・就職支援・入試制度等に関する意見や質問を反映させるようにしている。

自己点検・評価の結果は、教授会、理事会、評議員会等で確認され、全教職員に配布されている。そして、改善が必要とされた事項については、各学科及び各種委員会等で協議し、改革・改善に活用している。令和 4 年度以降、自己点検・評価報告書は内部質保証推進委員会に提出され、同委員会で報告書を踏まえた全学的な内部質保証のための改革・改善について協議されることとなっている。

令和 7(2025)年 4 月に創設されたデータサイエンスセンター内に設置された IR 部門は、IR 諸活動の充実と情報の学内共有化を進め、IR 部門会議や幹部会等で報告するとともに、整理・分析された結果を「令和 7 年(2025)度版 ポートレート」として学内公開している。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

本学の学習成果は学科毎に具体的に示され、各学科の学習成果は個々の授業科目の学習成果の積み上げによってもたらされる。したがって、個々の授業科目において学習成果の達成状況を把握するとともに、その積み上げによって学科として獲得が期待される学習成果がどの程度達成されたのかを把握することが、各学科の教育の質を保証していくためには欠かせない。そこで、令和 2 年度より、アセスメント・ポリシーの検討を開始し、以下のよう

中国短期大学アセスメント・ポリシー

中国短期大学では、学生の学修成果について、アドミSSION・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシーに照らして、短期大学全体レベル、教育課程レベル、授業科目レベル、学生個人レベルにおいて把握・評価を行い、教育の継続的な改善を行う。

【短期大学全体レベル】

卒業率、就職率、進学率、学位授与数、卒業生へのアンケート調査等から大学レベルでの学修成果達成状況を測り、3つのポリシーの妥当性の判定や全学的な教学マネジメントの改善に活用する。

【教育課程レベル】

学科におけるGPA、資格・免許取得状況、単位修得状況、卒業生へのアンケート調査、就職率、学位授与数等から学科レベルでの学修成果達成状況を測り、教育課程の編成・実施の改善に活用する。

【授業科目レベル】

シラバスで提示された各授業科目の学修成果に対する評価や学生による授業評価等の結果から科目毎の学修成果達成状況を測り、授業及び学修指導の質の改善、成績評価の妥当性の検証に活用する。

【学生個人レベル】

シラバスで提示された各授業科目の学修成果に対する評価をもとに、個々の学生について学修成果達成状況を測り、ポートフォリオ化することで可視化し、個々の学生の学修及び学修指導・支援、及びその質の改善・充実に活用する。

また、ループリックを全学的に導入して学習成果のフィードバックを向上させるための検討をし、令和5年度に導入した教務システムの機能を利用することで、フィードバックが可能であることを確認した。そこで、令和5年度から徐々に学生へ入力を促し、教員にもそれに対するコメントの返信を依頼することで、令和6年度は、学習成果に関する「これからの目標」「これまでの振り返り」「教員コメント」への対応がスムーズに行えている。

さらに、学生からの当該授業に対する意見・要望や学習に関する意見のフィードバックについても同様に教務システムを利用し、教員から学生に対しコメントを送信することができ、教員全員が自身の担当科目に対しフィードバックを行った。令和2年度にIRセンターを設置し、本学の教学IRに関する実施状況の調査とデータの収集・分析を通して、教学IRの体制確立と教育改善に取り組んでいる。令和7年度にはデータサイエンスセンター(IR部門)と名称変更を行っているが、IRに関する機能はそのまま引き継いでいる。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などについては、文部科学省等からの通達、官報、私立短期大学協会の通知等を通じて、学長を始めとする関係学科、事務局各部、それぞれの担当者が随時確認している。法令の変更に伴って教育課程や教育体制等の変更が必要な場合はただちに対応し、法令を遵守している。

アセスメント・ポリシーに沿った観点から、年限超過者や退学者数、GPAの分布ならびに外国人留学生やスポーツ推薦などの特定の入試区分における入学者のGPA、学部別進路別卒

業者数と進路・就職決定率、資格取得者数と取得率などを IR 部門は明らかにしている。ならびに、教育の成果や GPA に影響を与える要因として、あるいは学生の近況を理解する上で重要であるとして、クラブ・サークル活動参加者や学寮居住者などのデータ収集や他大学との比較を行った。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

令和 3 年度に、中央教育審議会大学分科会による「教学マネジメント指針」（令和 2 年 1 月 22 日）をふまえて、「三つの方針」及び学生に獲得される学習成果を明確にし、学習成果の獲得状況を把握・可視化できるようにアセスメント・ポリシーの策定を開始した。しかし、これに基づく査定は緒に就いたばかりであり、IR センターを中心にした教学 IR の体制を確立し、その手法を開発・吟味していくこと、及び IR センターで収集・分析した情報の可視化に基づき、如何に各学科の教育改善に役立てていくかが今後の課題である。その際、アセスメント・ポリシーをふまえた評価活動について全教職員が理解し、実施できるスキルを獲得するための FD 活動の充実、学外ステークホルダーとの連携・協同も必要と考えている。

また、これまで実施してきた教育の向上・充実のための PDCA サイクルの取組では、評価の結果から求められている改善が十分に行われているかの確に把握できていなかった。内部質保証推進委員会が中心となって、中期的な視野をもって組織的に改善に取り組むことが求められる。

なお、令和 7 年度に「データサイエンスセンター」を新設し、その中に「IR 部門」「情報教育部門」「情報基盤部門」を設置した。このセンターにおいて大学の諸活動の基礎となる情報の集積・分析を行うとともに、情報基盤を整備し情報教育のさらなる充実を図ることとしている。例えば、一定数 GPA が低い学生に対してどう対応するか、進路・就職決定率を可能な限り早い段階で 90%以上を達成させるか、などの対策や対応に向けては、学外の動向や情報を定性や定量問わず調査することが必要であるが、この点については IR 部門では十分に対応できていない。他大学との比較あるいは全国比較は容易ではないが、調査項目の取捨選択をしつつ、少しずつではあるが取り組んでいる。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本学が目指す人材育成について学内外に明確に示すために、新たに教学の理念として「自律創世」を掲げて、学内の教室・会議室等に掲示するとともに、テレビ CM や「大学案内」、ホームページ等を通じて学外に対する広報活動を行っている。

学習成果を多面的に分析・把握し、それを授業改善や学習成果、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの改善に結びつくようにするために、アセスメント・ポリシーを策定し、それをふまえたアセスメントの仕組みを構築した。現時点では詳細な査定の手法は開発途上であるが、これによって教育の向上・充実のための PDCA サイクルをより確実に回すことができると考えている。学生による授業評価のアンケート結果はホームページに公表

しているが、それに基づく授業の改善は個々の教員任せになっているところがあり、組織的に取り組む仕組みづくりの検討を進めているところである。

FD 研修会に関しては、令和 3 年度より、受け身的に講師の話を聞く形式ではなく、教員が授業実践の工夫を交流しあう形式に変えることで、教育の質の向上・充実に役立つものとなってきている。

令和 4 年度の自己点検・評価、認証評価の結果に関する全学的な検証は適切に行われ、その後の毎年の自己点検・評価活動に繋がっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の教学の理念とそれに基づく教学改革の理念や取組を学内全教職員に十分浸透・理解させるためには、FD・SD 活動を通じて繰り返し教学の理念や教学改革について説明する必要がある。学内教職員に教学の理念は浸透しているが、その理念に基づく教学改革の現状や課題についても共有できるようにする。

また、学外のステークホルダー等にも教学の理念とそれに基づく教学改革の理念や取組を理解浸透を図る必要がある。そのために、『自己点検・評価報告書』を配布したり、説明を行い理解を広げていく。さらに、幅広いステークホルダーからの評価や意見を収集し、それを改善の取組に活用する仕組みをより強化する必要もある。

学習成果の獲得状況の見える化と教員・学生への周知、また、学習成果の獲得状況を個々の授業科目レベルや個々の学生レベルで把握し評価する仕組みについては、令和 5 年度に導入した教務システム「UNIPA」の有効活用により可能となった。

そして、アセスメント・ポリシーに基づくデータの分析・査定と学習成果の見える化を、データサイエンスセンターIR 部門を中心に推し進め、それに基づいて、内部質保証推進委員会が教育改善の対策と学内共有化を担うことにより、教育の向上・充実のための PDCA サイクルの展開を実質化していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

〔区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

各学科は、基準Ⅰ-B で述べたように、本学の教学の理念、教育目的、学習成果を踏まえて、教育目的、学習成果、及び「三つの方針」を定めている。その際、卒業認定・学位授与の方針の中に学習成果を示すことで、学習成果の獲得のために構築された教育課程に基づいて学習し、期待される学習成果を獲得した学生に対して卒業認定・学位授与を行うことを明示している。

単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件については、学則第 24 条・25 条・26 条・27 条 1 項において（単位の計算方法）（単位の授与）（成績の評価基準）（卒業要件）を示しており、これらは学生便覧等で学生に周知している。なお、令和 5 年度から総合生活学科と情報ビジネス学科は、卒業の要件として挙げている「卒業に必要な単位数」を短期大学設置基準に沿った 62 単位以上を修得することに改めた。

学生の履修の選択肢を増やすことを考慮し、年間又は学期において履修できる単位数の上限については、履修指導の中で適切な単位数となるように指導してきたが、令和 4 年度より上限を明確にすることを検討し、令和 5 年度には「前後期を通じて 50 単位を超えてはならない(CAP 制)」とした具体的な単位数を学則第 27 条の 2 第 2 項に示した。

各学科で毎年の自己点検・評価時に、卒業認定・学位授与の方針は点検され、変更する場合は教授会で審議・決定することとしている。令和 2 年度末には、令和 3 年度から総合生活学科に介護福祉士養成を行う生活福祉コースを新設することに伴い、卒業認定・学位授与の方針の改定を行っている。令和 7 年度には保育学科において近年入学してくる学生の質や学びの様子を考察した上で、卒業認定・学位授与の方針の改定を行った。単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることは、各学科及び全学の教務委員会で点検することとなっている。

なお、進級に係る規程は設けていない。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

本学の教育課程では、短期大学設置基準第 5 条第 2 項の「教育課程の編成方針」及び本学の教育目的にある「職業又は实际生活に必要な能力を育成する」ことができるように、さらに短期大学設置基準第 35 条の 2 にある「学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培う」ことができるように教育を実施している。

各学科は、それぞれの 3 つのポリシー及び学習成果を踏まえて教育課程及び授業科目を

編成している。具体的には、各学科では教養科目において専門教育の土台となり、人間性を育む上で必要な幅広い知識と教養を育成することができるよう、専門科目では各学科の卒業認定・学位授与の方針に示された学習成果を獲得できるようにしている。

総合生活学科では、学習成果に示されている「生活学を中心とした幅広い教養」、「衣食住、環境、情報に関する基本的知識」「他者を思いやる心、他者に対する礼儀の精神」等を身に付けられる授業科目を開設するとともに、「衣生活、食生活、福祉・介護、医療事務のいずれかの分野又は複数の分野における専門的な知識・技能」を身に付けられるように「生活創造コース」「生活福祉コース」「医療事務コース」を設け、各コースで取得する資格に必要な授業科目を内包する教育課程を体系的に編成している。

保育学科では、保育士の養成課程として児童福祉法施行規則等が求める授業科目・単位数・履修方法を踏まえるとともに、学習成果に示されている「保育者に求められる専門的な知識」「保育を取り巻く環境の変化やよりよい保育活動をしていくうえでの課題について、適切に思考・判断し主体的に解決できる」力等を育成できるように授業科目を開設している。さらに、特色ある保育者の養成教育を進めるために、教育課程編成・実施の方針に「子どもの世界や保護者の気持ちに深くアプローチすることができる演習科目」、「少人数で行われる保育者基礎演習や地域の家族と触れ合える親子ふれあい演習などの特色ある科目」、「施設、保育所、幼稚園を順番に経験する、積み上げ式実習による保育体験ができる科目」を開設して教育課程を編成することを示している。

情報ビジネス学科では、学習成果に示されている「情報とビジネスの領域に関する専門的な知識」「パソコンの利用技術、ビジネス実務のスキルを有して、得たスキルを実践する能力」「職業人としての常識・マナー・倫理観」を学習できる授業科目を開設している。これを受けて教育課程編成・実施の方針には、開設する授業科目を「情報」「メディア」「経営・会計」「ビジネス・キャリア」「共通（データサイエンスと心理学を含む）」の5つのフィールドに分類し、学生の学習・資格取得・就職の目標に応じた専門的な学習を効率良く行うことができる教育課程を体系的に編成することを示している。

シラバスの作成にあたっては年度毎に「シラバス作成の手引き」を作成しており、前年度からの変更点や、記載すべき必須項目について見落としが生じないように、その部分を枠で囲ったり、文字サイズを変える等表記方法の工夫をしている。単位の実質化を図るために、シラバスには、各科目の学習成果を意味する「到達目標」と15回の授業の学習内容を「授業計画」欄に明確に示すとともに、準備学習の内容を「授業外学修」欄に具体的に指示している。さらにシラバスには、授業内容の概要、授業時間数、成績評価の方法・規準(課題等に対するフィードバックの方法も含む)、教科書・参考書、及び、担当教員の実務経験の有無、担当教員以外で指導に関わる実務経験者の有無も掲載している。令和8年度開講授業に向けたシラバスには、オムニバスで対応する科目について、それぞれの回に担当する教員名を明記するよう改めた。教務委員会で諮った「手引き」の完成したものを教務システムのUNIPAを通じて全教員へ送信している。授業開始後においてシラバスに多少でも変更・修正が出た場合は、UNIPAを通じ学生へ知らせるとともに、当該授業時間内において紙媒体でも配布することで周知を行っている。

学生による授業評価は、必修・選択の区別なく原則としてすべての開講科目でアンケート調査を実施している。ただし、履修者が5人以下の科目、オムニバス形式で教員一人当たり

の担当時間数が少ない科目や学外実習科目等は実施対象から外し、通年科目は後期のみ実施している。令和 5 年度に導入した教務システムの機能を利用し、指定された期間内に学生は各自のスマートフォンを使って回答する方法が可能となった。アンケートに記された学生の授業に対する意見・要望や学習に関する意見はいつでも担当教員自身がシステム上で確認できる。その意見等を踏まえて担当授業についての自己評価と今後の改善・工夫等について、教員が教務システム上のコメント欄に入力するといった一連の流れが確立した。この機能を使用することで令和 5 年度以降は、データ化されペーパーレスに繋がっている。授業評価アンケート結果については教務部と学長がファイルに目を通している。また、学科長及び教務部長が学科内及び全学教員のアンケート結果を確認し、必要に応じて個別に指導を行う体制が整っている。しかし、授業評価アンケート結果から個別指導の対象となった教員は出ていない。教員は学生の自由記載のコメントにも目を通した上で、アンケートの結果を踏まえ、コメントを返している。教員から授業評価に対する学生へのフィードバックは、教務システム導入後、常に 100% コメント欄に記入されている。学生にコメントを返すことにより、授業の組み立て方を見直しや授業の改善に取り組んでいる。その結果、授業に対する学生の満足度は下表の通り全体的に高い。

表 II-A-2 過去 3 年間の授業科目の満足度における「満足」「ほぼ満足」の割合

	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教養科目	95.3%	99.0%	94.6%	98.0%	96.2%	98.5%
専門科目	96.5%	96.6%	97.7%	98.5%	98.5%	98.6%

さらに、シラバス作成における必須項目として、課題(レポート等)に対する具体的なフィードバックの方法を記載することとした。令和 4 年度から対応し進めてきたループリックの作成は、令和 6 年度で非常勤講師の担当する科目も含め、全科目において「どういう条件で評価するのか」が明示された。学生はシラバスを検索すれば、ループリックによる評価基準も併せて閲覧することが可能となった。

教育課程の見直しは、毎年度教務委員会において行っている。総合生活学科では、魅力ある教育内容を目指し、令和 7 年度にも学科全体の教育課程の見直しを行い、若干の科目の改定を行った。また、保育学科は、平成 30 年度に幼稚園教諭二種免許状教職課程の再課程認定及び保育士養成施設の見直しに伴う教育課程の改定を行った。令和 6 年度から「子どもと防災」「保育者対話実践演習」「保育教材および表現の研究」の 3 教科を、特色ある科目として取り入れた。特に 1 年次前期に開講する「子どもと防災」は岡山市消防局と連携した授業となっており、学生による高い満足度と取り組みが評価され、メディアにも取り上げられた。情報ビジネス学科は大幅な科目整理を行い、教育課程を「情報」「メディア」「経営・会計」「ビジネス・キャリア」「共通(データサイエンスと心理学を含む)」の 5 つのフィールドへ編成し、社会のニーズと要請に応じた改定を実施している。それに伴いナンバリング、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーが改められた。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学の教育課程では、短期大学設置基準第5条第2項の「教育課程の編成方針」及び本学の教育目的にある「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことができるように教養教育を実施している。本学の教養教育科目は、概ね卒業認定単位の1/4を配当し、次の5つに分類される。

- (1) 大学での学び方を学ぶための科目群（「初年次教育科目」）
- (2) 幅広く深い教養と豊かな人間性を育むための科目群（狭義の「教養科目」）
- (3) 有能な社会人としての意識及び基礎的能力を磨くための科目群（「キャリア教育科目」）
- (4) 専門教育の基礎となる内容を学ぶための科目群（「専門基礎科目」）
- (5) 現代社会を生きる学生が身につけるべき内容を学ぶ科目群（「全学共通科目」）

「初年次教育科目」の代表的な科目は「フレッシューズセミナー」である。各学科の内容、教育目標に沿った内容で、全学科で1年次前期に開講されている。狭義の「教養科目」としては、語学科目（英語、中国語、韓国語）をはじめ、自然科学、人文科学、体育関連など多様な内容の科目が含まれている。語学科目においては、中国語・韓国語といったアジア圏の語学を近隣大学の中では最も早い時期から開講している。「キャリア教育科目」については後述するが、「キャリア開発論」を開講している。「専門基礎科目」としては、総合生活学科では「人間関係とコミュニケーション」、「人間の尊厳と自立」、保育学科では「日本国憲法」、情報ビジネス学科では「経済学」等が開講されており、各学科でそれらの科目を履修するように指導している。「全学共通科目」として令和7年度より「数理・データサイエンス・AI」を開講している。修了者数は、総合生活学科が10名、情報ビジネス学科が37名であった。総合生活学科(生活福祉コース)を選択する学生には「数理・データサイエンス・AI」を必修科目と定めている。

教養科目の多くは本学の専任教員が担当し、実施体制は確立している。

教養科目の効果に関しては「学生による授業評価アンケート」の集計結果を基にその効果を測定・評価している。

令和7年度は教養科目検討会議を3回開催し、次年度に向けて開講する科目、履修者減少で削除せざるを得ない教養科目について検討及び見直し案について協議を行った。令和8年度生から「AI時代のわたしの見つけ方」とする科目を3学科共通で開講することとし、「経済学」「時事問題」を廃止する。それを教務委員会で検討し、さらに幹部会、教授会において了承された。

表 II-A-3 教養教育の効果—令和7年度授業評価アンケートより

この授業を受けて良かった点は、何ですか。あてはまるものすべてを選んでください。

	理解が深まった。		興味、関心が高まった。		技能・技術が向上した。		他の分野との関連性について理解が深まった。		進路の参考になった。		学習方法の改善に役立った。		実社会で必要能力が高まった。		あてはまるものはなかった。		計	
	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期
教養科目	556	339	306	179	195	90	94	48	113	35	57	28	49	24	24	3	1394	746
	39.9%	45.4%	22.0%	24.0%	14.0%	12.1%	6.7%	6.4%	8.1%	4.7%	4.1%	3.8%	3.5%	3.2%	1.7%	0.4%	100%	100%
専門科目	2162	1789	1229	993	909	599	474	324	450	323	154	140	186	125	42	20	5606	4313
	38.6%	41.5%	21.9%	23.0%	16.2%	13.9%	8.5%	7.5%	8.0%	7.5%	2.7%	3.2%	3.3%	2.9%	0.7%	0.5%	100%	100%

あなたはシラバスに書かれているこの授業の目標を達成できましたか。1つ選んでください。

	できた		少しできた		あまりできなかった		できなかった		わからない		計	
	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期	R7前期	R7後期
教養科目	452	244	209	142	29	13	6	1	16	12	712	412
	63.5%	59.2%	29.4%	34.5%	4.1%	3.2%	0.8%	0.2%	2.2%	2.9%	100%	100%
専門科目	1825	1472	617	509	58	47	5	12	46	29	2551	2069
	71.5%	71.1%	24.2%	24.6%	2.3%	2.3%	0.2%	0.6%	1.8%	1.4%	100%	100%

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学の教育課程では、短期大学設置基準第5条第2項の「教育課程の編成方針」及び本学の教育目的にある「職業又は実際生活に必要な能力を育成する」ことができるように、さらに短期大学設置基準第35条の2にある「学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培う」ことができるように職業教育を実施している。

各学科の特性を生かした職業教育を実践するための専門科目として「キャリア開発演習」「キャリアプランニング」などの職業観を養う科目や、インターンシップなどの職業体験を実践する科目を開講している。総合生活学科ではそれぞれのコースに応じたPBLを積極的に取り入れることで、職業観を養成している。介護福祉士や保育者の養成課程では系統的な実習を実施することで職業に必要な実践的な能力を育成している。

以上の職業教育は、教養教育においても専門教育においても各学科で授業担当者を出し、シラバスを作成し、責任を持って実施する体制ができています。

職業教育の効果は、就職内定率、学科で身に付けた専門的な能力を活かすことのできる専門職への就職内定率で測定・評価するとともに、「学生による授業評価アンケート」、「就職ガイダンス」受講後のアンケート等によって評価データを収集し、その改善に取り組んでいる。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

各学科とも適切に教育課程を編成・実施しているが、定員を満たしていない学科においてはさらに魅力的な教育課程の確立を検討する必要がある。現状の教育課程の問題点を客観的に分析するために、教養教育、専門教育、職業教育の効果を客観的に測定・評価し、改善に生かす取組を強化することが課題である。そのために学生、卒業生、高等学校や就職先など学外のステークホルダーの意見を収集し、活用する仕組みを確立することも課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

総合生活学科及び情報ビジネス学科の教育課程は非常に柔軟で、入学後に学生の選択によって多様な専門分野の学習ができ、多様な資格が取得できるようになっている。例えば、総合生活学科生活創造コースは衣生活・食生活・介護・福祉・医療事務等の現代生活に関わる様々な知識を修得できるものとなっている。総合生活学科の学びの特性として、コースに所属しながら、興味関心がある科目の受講ができるよう、分野横断的な学びが可能となる時間割設定としている。情報ビジネス学科ではコース制ではなく、「経営／会計」「ビジネス／キャリア」「情報」「ウェブ／メディア」「心理学」「データサイエンス」という多様な学修フィールドの中から入学後に選択して学習することができる。

令和8年度より、長期履修制度を活用した3年コースの運用を始める。2年間のカリキュラムを3年に延長し、計画的かつ幅広く学ぶことのできる仕組みとなっている。一方、本学では、従来の2年コースも併用しており、入学手続きの段階でコースを選択・決定することになっている。加えて、2年コース選択者のみ、2学年への進級のタイミングで3年コースへの変更を可とする仕組みを取り入れ、学生の学び方に柔軟性を持たせている。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

各学科の学習成果は、基準Ⅰ-B-2 に示したように明確である。そして、「知識・理解」「思考・問題解決能力」「技能」「態度」の4観点で整理されているために、具体的でわかりやすいものになっている。各学科の学習成果が獲得されるように授業科目を開設し、教育課程を編成しているため、学習成果は2年間で獲得可能である。その構造は、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーで示している。例えば、生活創造コース・医療事務コース、生活福祉コースの3コースを設定している総合生活学科では、それぞれの履修モデルを学生に提案するとともに、カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを提示し、在学期間中に学生が得る学習成果をイメージできるようにしている。

学習成果は、アセスメント・ポリシーにおいて量的に測定するための多様な指標が示されており、客観的に測定可能である。例えば、【大学全体レベル】では卒業率、就職率、進学率、学位授与数、卒業生へのアンケート調査等であり、各学科の【教育課程レベル】ではGPA、資格・免許取得状況、単位修得状況、卒業生へのアンケート調査、就職率、学位授与数等である。【授業科目レベル】ではシラバスに提示された各科目の到達目標＝学習成果は、科目の特性（教養、専門、資格関連）と授業形態（講義、演習、実習、実技）に応じ、適切な評価方法（筆記試験、レポート、実技試験、小テスト、授業参加度等）を組み合わせることで総合的に学習成果を評価している。その際、【学生個人レベル】では、シラバスで提示された各授業科目の学習成果に対する評価や学生による授業評価等の結果から科目毎の学習成果達成状況を測定する。情報ビジネス学科では学科として取得奨励資格を定めており、これらの資格取得により学習成果を測定することが可能である。具体的には、基本情報技術者、ITパスポート、日商PC検定、リテールマーケティング（販売士）検定、日商簿記検定、ファイナンシャル・プランニング技能士、秘書技能検定である。

なお、「知識・理解」「思考・問題解決能力」は量的な評価が可能だが、ディプロマ・ポリシーに示されている「技能」「態度」は質的な評価、パフォーマンス評価が求められるため、それらの観点の評価も行えるように授業科目ごとにルーブリックを作成している。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

学科の学習成果が獲得されるように各学科の教育課程が編成され、授業科目が開講されている。各授業科目の学習成果は、シラバスに「到達目標」として示されている。

教員は、卒業認定・学位授与の方針の中に4つの観点で示された学習成果を踏まえて成績評価基準を設定し、学習成果の獲得状況を評価している。各授業科目の学習成果＝到達目標は、科目の特性（教養、専門、資格関連）と授業形態（講義、演習、実習、実技）に応じ、筆記試験、レポート、実技試験、小テスト、授業参加度等を適切に組み合わせることで適切に把握している。「技能」や「態度」に関する学習成果を把握するためにルーブリックを作成して

いる。令和 5 年度には各教員がルーブリックの再検討を行い、令和 6 年度には全教科においてルーブリック評価の内容が閲覧できるようになった。

教員は、学科やコースの授業内容について授業担当者間で共有し、科目内の教育内容に重複が生じることがないように分担を確認し合い、適切なグレードをつけて指導できるように調整している。また、実習をはじめとして学科やコースの教員が協働して指導する科目が多いが、それらについては教育内容や学習成果を共有して指導するように意思の疎通、協力・調整を丁寧に行っている。そのため、個々の教員は自分が単独で担当している科目での学習成果の獲得状況だけではなく、学科やコースとしての学生の学習成果の獲得状況や学科の教育目的・目標の達成状況も把握・評価できている。

さらに、各学科で担任制を取り、定期的な面談、オフィスアワー等により学生の教育目的・目標の達成状況を把握し、学生が目標とする資格取得や希望する進路の実現、学生生活全般を支援し、卒業に至るまでの指導を行っている。総合生活学科では、個別面談と簡易アンケートを入学時の早い段階と進級時に必ず実施し、それをもとに学習状況の把握とともに、進路相談や健康上の課題をいち早く把握し、教員間で共有し指導に役立てている。

令和 5 年度に導入した教務システムの機能から、学科教員と学生本人が履修する授業科目の出欠状況を確認することができる。それによりクラス担任は、学生の出席状況や履修態度等に問題が生じる学生に対して、担任から本人への指導が日数を空けずスムーズに行える。また、学生の出欠状況、履修態度等に問題が生じた場合は、全教員で対応策を協議するようにしており、全学的に学生の出欠状況を把握し、早期に適切な指導・援助ができるように取り組むこととなっている。

非常勤講師の担当科目についても、学科の目指す学習成果が得られるよう授業の内容・方法を工夫するよう依頼している。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

Ⅱ-B-1 で述べたように、学習成果は、アセスメント・ポリシーにおいて量的・質的に測定するための多様な指標が示されており、成績通知書及び GPA などにより、学習成果の獲得状況を把握し査定する仕組みを有している。

GPA については、平成 27 年度から導入し、優待生の選考、免許関係の実習受講の可否などに利用されてきた。平成 29 年度からは、成績通知書に GPA を表示し、学生自身が学習成果をより明確に確認できるようにし、【学生個人レベル】の学習成果の獲得状況の測定に活用している。令和 5 年度から GPA 値を活用する方法として、成績不振学生に対する面談・修学指導の対象とすることを定め、『学生便覧』へ記載し学生に周知している。

また、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率等は、令和 7 年度に 3 つの諸センターを統合した、データサイエンスセンター(IR 部門)が情報を集約・分析し、【大学全体レベル】【教育課程レベル】での学習成果の獲得状況の測定に活用している。

学習成果の獲得状況の把握においては、学生生活実態調査や学生による授業評価アンケートなどの結果を学科内で共有し、卒業率、就職率なども活用して、学習成果の向上を目標

とした教育課程の見直しを行っている。インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率等についても活用することが課題となっている。

なお、量的データを用いて学習成果を測定する仕組みはあるが、質的データを用いて測定する仕組みが不十分だったため、令和 3 年度に【授業科目レベル】での学習成果の獲得状況を質的に測定するためのルーブリック評価の検討を始め、令和 4 年度より実施している。

本学を卒業した学生を対象に、令和 4 年度までは社会生活に慣れた頃（卒業翌年次の夏頃を目処）を見計らい、就学時代を振り返りながら回答を行う卒業生アンケートを毎年実施していた。しかしながら、アンケート回収率はなかなか伸びず、FD 委員会において毎年課題となっていた。そこで令和 5 年度初めて、教務システムを活用して、卒業式当日から 3 月末までの期間を回答期間とし、卒業生アンケートを行うこととした。アンケートの質問項目も若干変更した。このアンケートの結果は、卒業生が学生の立場から 2 年間の教育内容・方法及び学修指導について評価したものであり、各教員が教育改善を図るための重要な資料である。各学部及び FD 委員会がその結果を把握し、その後の各学部におけるカリキュラム開発の資料として活用している。令和 5 年度に教務システム機能を用いた卒業生アンケートの回収率は、学部によって大きく差が出る結果になった。回収率 100%にするため翌年度以降へ課題を残すこととなった。しかしながら近年の回収率と比較すれば、卒業生に直接声掛けができる機会があることで学生側は対応してくれることがわかった。回収率を上げるために卒業生アンケートの実施期間を変更したことはよいきっかけとなり有益であった。

また、令和 7 年度から文部科学省が実施する「全国学生調査」が本格実施されることを受け、本学も参加大学に加わった。調査対象となる 2 年次の学生に向けて教務システムの掲示板機能を用いて回答を呼びかけた。保育学科は 94.8%、情報ビジネス学科は 50%の回答率が得られた。総合生活学科は、二重回答してしまった学生が数名いることで正確な値は掴めていないが、3 学科合わせた回答率は 60～70%であった。この調査における回答結果については後日公表することになっている。さらに、各学科で卒業生が集うホームカミングデーを実施しており、参加した卒業生への聞き取り調査を行っている。

また、卒業生の進路先に対しては、就職支援センターが主体となり平成 22 年度からアンケート調査により実施している。調査内容は、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」の 12 の能力要素をもとに作成した設問について、就職支援委員会で検討し、4 段階で評価するものとなっている。ただし、アンケートの回収率が低いので、実施方法について改善が求められている。

さらに、収集したデータを総合的に分析・評価する取組も十分できていないため、データサイエンスセンター(IR 部門)が中心となって、データを総合的に分析・評価し、それらを学習成果の点検に活用している仕組みを構築する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

Ⅱ-B-3 で述べたように、令和 3 年度より【授業科目レベル】での学習成果の獲得状況を質的に測定するためのルーブリック評価の検討を開始し、令和 4 年度より実施している。ルーブリック評価を紙媒体で示して学生に説明していたが、令和 5 年度から教務システム

を利用しシラバスを閲覧すれば、ルーブリック評価がいつでも確認できるようになった。さらに、「学修ポートフォリオ」において学生が獲得した学習成果を自覚できるように根拠を基に説明している。

学生の学習成果は学生自身に公表しており、また学習成果の獲得状況を測定するために用いた量的データについては、ホームページに公開している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題＞

本学及び各学科は適切に学習成果を設定し、その獲得状況を評価する仕組みを構築し、実施し始めている。アセスメント・ポリシーに示した【授業科目レベル】と【学生個人レベル】については教務システムを活用することで、適切な評価と学生へのフィードバックができるようになった。

他方、学生の学習成果の獲得状況を踏まえた教育課程・教育活動等の改善については、検討する機会は設定しているものの、十分取り組めていない。特に、収集したデータが収集した部署においては活用されても、それらを総合的に活用する方法が確立していない。今後、データサイエンスセンター(IR 部門)を中心にしたデータの分析・評価と、それを活用した教学マネジメントの推進が求められている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

入学者受入れの方針に沿った入学者選抜を行うために、入学者受入れの方針に示された「学力の三要素」を評価する、高大接続の観点を踏まえた多様な入学者選抜の方法を実施している。「知識・技能」に重点を置くのが「一般選抜（Ⅰ期）」（教科の学力検査を行う）であり、「思考力・判断力・表現力等の能力」に重点を置くのが小論文を課す「学校推薦型選抜（公募）」「一般選抜（Ⅱ期・Ⅲ期）」であり、「主体性・協働性等の態度」に重点を置くのが「総合型選抜」「学校推薦型選抜（指定校）」である。また、それぞれの選抜基準については、詳細な選考の方法は「入学試験要項」に示され、可否の判定基準は学科会議で審議・決定されている。

全ての学科において入学者受入れの方針に掲げる「求める学生像」に沿った入学者の選抜が可能となるように、総合型選抜、学校推薦型選抜、ならびに社会人・帰国生徒を対象とした一般選抜においては、面談や面接を実施している。とりわけ、総合型選抜（オープンキャンパス事前面談型）ではオープンキャンパスにおいて事前面談の時間帯を設け、本学の入学者受入れの方針や教育課程等について説明を丁寧に行っている。この事前面談を受けることで選抜試験当日の面接時間の短縮や受験生の当日の面接における緊張の緩和も図っているため、多くの総合型選抜に関心を抱く受験者がこの事前面談に参加している。加えて、全ての入学者選抜の方法で調査書を利用し、各学科の入学者受入れの方針に沿った学力や経験の有している入学者を選抜している。

さらには、令和 8 年度入試においては、グローバル化を見据えた地域創生に貢献できる人材の育成という本学の理念や方向性、ならびにそれらに沿った学科の特徴の説明やカリキュラムの紹介を留学生や語学学校を対象にした入試説明会を数回にわたり実施した。また、出願資格や出願書類などにおいて不明な点は本人のみならず語学学校にも確認しつつ、情報提供と情報確認を徹底した。

入学者選抜の実施体制は「中国短期大学入試委員会規程」に示されており、学長を委員長に各学科長等を委員とする入試委員会が入試実施の責任を担い、学長を委員長に各学科長に加えて事務局の各部長および入試当日の担当で構成される入試実施委員会が実際の入試の運営を行っているため、学長を中心とした入試実施責任体制は明確である。

本学が実施する入学者選抜における入試問題は大学が自ら作成しており、学長が入試問題作成者を任命している。任命の依頼状と作成上の注意文章が渡されるとともに、作成された全ての入試問題は学長及び入試広報部が確認し、問題点があれば修正を指示する。加えて、可否ならびに一般入試の問題、解答、出題意図は本学の入試ポータルサイトに掲載され、志願者や受験者が確認できるようにしている。

なお、アドミッション・オフィスという名の組織は設置されていないが、入試広報部が高校と本学とを結ぶ窓口となっている。令和 8 年 4 月からは、入試の実施に関しては教学・アドミッション課（入試担当）が、広報活動やオープンキャンパスの企画・実施に関しては

学園広報課が担当し、それぞれの活動領域における企画・提案、評価・改善により専念できるように組織を再編する。

〔区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。〕

＜区分 基準Ⅱ-C-2 の現状＞

「入学試験要項」には、入学者受入方針を明確に示すとともに、選抜区分ごとの募集人員、授業料、その他入学に必要な経費を明示している。大学のHPにも、「入学試験要項」や「大学案内」が掲載され、志願者がいつでも情報を入手できるように掲載している。また、選抜結果や一般入試における教科に関する学力検査の問題、解答、出題意図は、入試専用のポータルサイトで公開している。加えて、受験生や保護者あるいは高等学校や語学学校等からの受験に関する電話などの問い合わせには入試広報部（令和8年度より教学・アドミッション課（入試担当）が窓口となって対応している。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題＞

入学者選抜は適切な体制を整えて、入学者受入れの方針に対応した多様な選抜方法で実施している。しかし、入学定員に対して十分な入学者を確保できていないので、入学者選抜の時期、内容・方法等についての検討は継続しなければならない。

令和7年度入試より、留学生の受け入れを積極的に行うようになった。留学生の選抜については適切に行っているが、日本語能力の見極めについては改善の余地がある。留学生が在籍する日本語学校との連携を深めつつ、改善を進めたい。

入試の実施体制については、先述の通り、令和8年4月からの組織再編を行い、入学者選抜の内容・方法、入学手続きについては教学・アドミッション課（入試担当）が担うこととなり、入試に関する広報は学園広報部が担うこととなった。両部門の役割分担を明確にし、協働の仕組みをつくることが令和8年度の課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

総合型選抜Ⅰ期及びⅡ期は、オープンキャンパスにおいて授業や学生生活についての情報を提供し、それを理解した学生がエントリーすることとなっている。また、本学では大半の入学者がオープンキャンパスに参加しており、そこで授業や学生生活についての情報を得て、入学に向けた準備を行っている。

各学科では入学手続者に対して、入学後に求められる基礎的・基本的なスキルを高めるために、入学前に課題を提示し、入学後に提出することとしている。例えば、総合生活学科では「生活」に関する文献を3点示し、いずれか1点を選択した内容に対する小論文を作成する課題とし、入学後のフレッシュャーズセミナー内でコメントを記して、フィードバックしている。保育学科ではピアノの練習に関する課題、情報ビジネス学科では「多文化共生」についての作文課題を提示している。

入学者に対しては、入学直後から学習、学生生活のためのオリエンテーションを実施し、各学科の教務委員や担任が中心となって、教育課程の説明や科目選択等の履修指導を実施している。また、日本学生支援機構の奨学金や本学独自の特待生・優待生・奨学生制度や保健室等の学生生活支援に関する説明を行っている。さらに、1年前期には全学共通の教養科目として「フレッシュャーズセミナー」を開講し、学習成果の獲得に向けた学習、生活の仕方、卒業要件、必修科目と選択科目、コース選択等の学習成果や教育課程の説明、ノートの取り方、質問の仕方、レポートの書き方といった大学生としての学び方などを指導している。

学科としてのオリエンテーション及びガイダンスも実施しており、例えば、総合生活学科では学科独自の「学習の手引き」を作成し、それを活用して新入生ガイダンスの中で学科の教育目標・学習成果・教育課程等を説明し、学生がそれぞれの目指す方向に従ってコース選択、受講科目選択をし、確実に学習成果が獲得されるように履修指導している。情報ビジネス学科では新入生には入学式後の4日間に学習および学生生活のオリエンテーションを実施し、履修登録、就職活動、卒業等の相談を行っている。

また、令和7年度まではB6版の冊子で、学生の学修・生活のために必要な情報を印刷物として提供していた「学生便覧」を、令和8年度からは教務システム「UNIPA」の掲示板機能を通じて掲示するようにし、常にスマートフォンで確認できるようにした。

学生に対する履修及び卒業に至る指導・支援としては、全専任教員が授業時間以外に「オフィスアワー」を設けている（毎週2コマ）。オフィスアワーの時間帯には、教員が個人研究室に待機して、訪問してきた学生の指導をすることになっている。もちろん、オフィスアワーに限らず各教員とも空き時間には、学力不足により理解できなかった内容に対する説明や、進度が遅れがちな学生からの要望に応じ個別指導を行っている。令和7年度に「オフィスアワー相談記録」の様式を作成し、全学科で統一した記録用紙が利用・管理しやすいよう整え、教職員のみが使用するサイトに掲載した。また、総合生活学科では聴覚障害の学生に対して、教育の質の確保のため、座席の配慮のほか個別相談を設けるとともに、教員間で指導方法の統一を図っている。

学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みがあるときは、担任やゼミナール担当者が中心となって対応し、補習を行ったり、必要な指導助言を行ったりしている。3 学科ともに担任による学生全員に対する面接を実施しているまた、出欠状態、勉学の意欲、生活態度等、休学や退学等につながる問題を抱えた学生がいれば、学科会議等で学科全教員の共通認識を持って対応している。指導助言等の時間としては、オフィスアワーをはじめ、授業のない時間帯、放課後等が充てられ、担任以外でも教員は親身になって、勉学、進路、社会生活等、多岐にわたる指導助言をしている。

進度の速い優秀な学生には、①講義科目では参考文献の紹介をし、学生の質問に答える、②実習科目については特別な課題を与える、③さらに上級の検定取得を奨励する、④放課後等で授業外の指導をする、⑤四年制大学や大学院への進学を支援するなどの工夫がなされている。また、優秀な学生に対しては、特待・奨学・優待制度及び、学科の奨励制度を設けており、特に優秀な活動や成績を上げた学生、また、学科指定の検定試験を取得した学生を卒業時に表彰している。

通信による教育を行う学科はない。

しかしながら、短期大学設置基準上の授業の方法として「メディアを利用して行う授業」の位置づけに沿った「多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する要項」を教務委員会で検討し幹部会、教授会で承認を得て、令和 8 年度から施行する。

図書館には 2 名の司書を配置し、学生の学習成果の獲得のための図書の利用に対する多様な支援を行っている。第 1 に、新入生向けに図書館利用に関するオリエンテーションや、授業とタイアップした情報リテラシー教育・文献検索ガイダンスなどを実施し、図書館を利用した学習の充実のための支援を行っている。第 2 に、授業の内容に関連した図書等を集めた「講義支援図書」や教員のお勧め本のコーナー、さらには、新入生向けのビギナーズコレクションと称するコーナーも設置し、随時更新している。第 3 に、学生の図書・資料の検索を個別に支援する参考業務（レファレンス・サービス）を行っている。第 4 に、大学図書館相互利用制度に加え、岡山県図書館横断検索システム・図書館相互貸借システムに接続することで、本学図書館にはない図書・資料を容易に利用できる環境を整えている。

さらに、学生の図書館の利便性を向上させるために、第 1 に図書・資料等の検索は学生の端末からの WEB 検索を可能としている。図書館のホームページより、所蔵図書は中国学園 OPAC（Online Public Access Catalogue）で、外部の学術情報は CiNii・NICHIGAI-WEB service 等により検索できる。第 2 に、多様な形態で図書・資料等を閲覧できるように、閲覧機の他にキャレルデスクによる個別座席、個人閲覧室 3 室、グループ閲覧室 1 室を設けている。また、閲覧室の一角を小スペースながらアクティブ・ラーニング対応のスペースとしている。第 3 に、館内での学習を進めるために必要な場合は、ノートパソコン、プロジェクタの貸し出しも行っている。第 4 に、本学図書館において岡山県立図書館の図書・資料の貸借だけではなく、利用者カードを発行できるようにすることで図書館の利便性を高めている。国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの利用ができるようにし、入手困難な資料に対応できるようにしている。

表 II-D-1 過去3年間の図書館利用の推移

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学生数	944人	850人	728人
開館日数	226日	235日	230日
入館者数	16,551人	13,641人	12,685人
貸出冊数	5,199冊	4,783冊	4,602冊
貸出者数	2,643人	2,034人	1,965人

学生の海外への派遣は、令和7年度より設置されたグローバル共創センター(国際交流部門)が世界各地への長期・短期の留学を全学的に募集し実施している。また、中国学園大学国際教養学部と連携して、「夏季・春季語学研修」説明会(5月と10月)を実施し、日本人学生の海外留学を啓発している。中国学園大学国際教養学部他学科開放科目「夏季語学研修(令和8年度カリキュラムでは「夏季語学留学」)」は、カナダのバンクーバーアイランド(令和8年度はバンクーバーの予定)、「春季語学研修(令和8年度カリキュラムでは「春季語学留学」)」はオーストラリアのシドニーのEF校(提携語学学校)に科目履修の上3週間留学すると2単位認定することになっている。令和7年度は春季語学研修に情報ビジネス学科から2名参加した。なお、単位認定とは関係なく総合生活学科の学生1名がソウルの語学学校に夏季休業中に短期留学した。

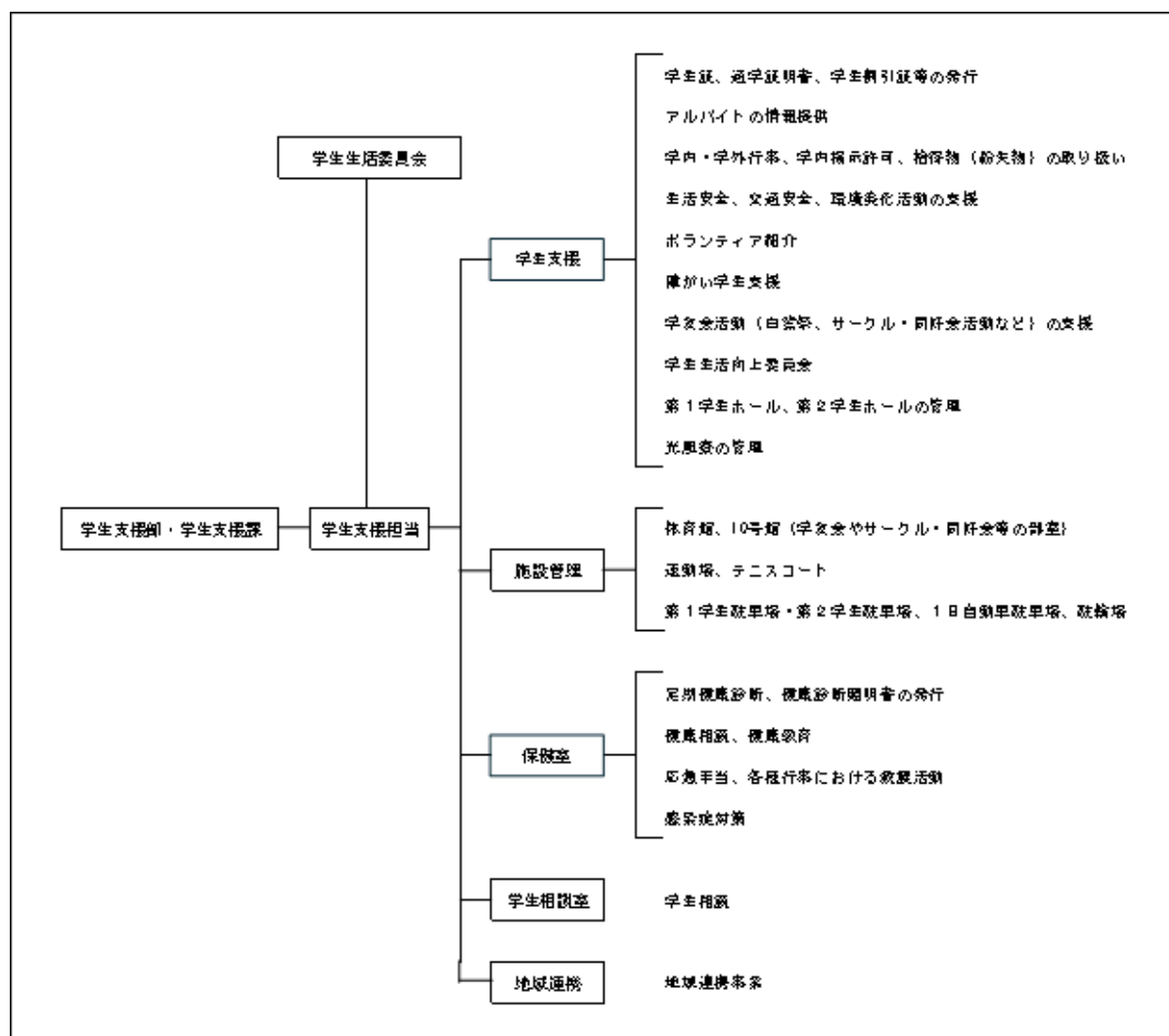
以上のような学習支援方策は、学生生活実態調査の集計結果及びGPA、資格の取得率、専門職への就職率等を用いて、毎年の自己点検・評価活動の中で点検している。

〔区分 基準II-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準II-D-2の現状＞

学生の生活支援のために、「学生生活委員会」を組織し、事務局に学生支援部学生支援課・学生支援担当を設置している。学生生活委員会は、各学科から選出された者各1人、学生支援部学生支援課・学生支援担当部長、学生支援部学生支援課・学生支援担当課長補佐によって構成される。会議は年5回定例に行い、必要に応じて「中国学園大学学生生活委員会」と合同で開催している。審議内容は、学生の生活支援と指導に関すること、福利厚生及び保健に関すること、その他委員会が必要と認めた事項と定めている。学生生活の全般的な支援業務は学生支援部学生支援課・学生支援担当が担当している。学生支援部学生支援課・学生支援担当は、部長、課長補佐1人(看護師資格保有者)、事務員3人、学生寮舎監1人で構成されており、連絡調整の会を随時行っている。また、学生支援部学生支援課・学生支援担当が行う学生支援の主な業務は、次に示す通りである。

学生生活を支援するための組織（学生支援部学生支援課・学生支援担当）



学生による課外活動については、学生支援部・学生支援課学生支援担当が支援している。本学では、学生の自治的組織である学友会の下に、文化系 6 団体、体育系 9 団体のサークル・同好会が活動している。令和 7(2025)年度の在学生の加入率は 21.2%である。顧問は本学園教職員を配置し指導・相談にあたっている。女子バレーボール部、女子ソフトボール部は全日本大学選手権大会に出場する等全国レベルの活躍をしている。

学友会活動としては、新入生歓迎会、七夕祭、大学祭、クリスマス会等に取り組んでいる。大学祭では実行委員会を組織し、円滑な運営ができるよう、準備の過程で教職員と連絡協議会を開催する等して支援を行っている。

また、学友会執行部、各サークル部長のリーダーとしての資質向上と学友会組織の活性化を目的としてリーダーズセミナーを行っている。これらは、協調性を育み、心身を鍛え、学生の人間形成にとって重要な活動であると捉えている。また、学友会執行部、各サークル部長のリーダーとしての資質向上と、学友会組織の活性化を目的として例年 4 月に「リーダーズセミナー」を行っている。

これらの学生が主体的に参画する活動は、協調性を育み、心身を鍛え、人間形成にとって重要であると考え、学生部が相談窓口となり支援するとともに、学友会や後援会から課外活動へ経済的支援が行われている。

学生のための諸施設としては、第 1 学生ホール（座席数 264 席）と第 2 学生ホール（座席数 105 席）を設置し、前者には学生食堂・学内コンビニエンスストアを、後者にはカフェテリアを有し、ともに学生たちの憩いの場となっている。

自宅からの通学が難しい学生のために、大学正門の至近位置に鉄筋 3 階建て収容定員 100 人（全室個室）の学生寮「光風寮」（女子のみ）を設置し、県内外の遠隔地から入学する学生の保護者の経済的負担を軽減している。さらに沖縄県等遠隔地からの入学者に対しては、寮費減額の支援を行っている。学生寮には舎監 1 名が勤務し、寮生の日常的な生活指導、施設の管理等にあたっている。また、学生寮にはセキュリティ・システムが設置されており、安全には万全を期している。男子学生や下宿希望者は、大学周辺のアパート等に入居することになる。

本学の学生の約 8 割の者が自宅通学生であり、約 6 割の学生が JR で通学している。始業時間を 9 時 20 分に設定することで自宅通学を可能にしている。自動車通学を希望する学生には学生駐車場として 90 台分のスペースを確保している。なお、臨時に自動車での通学希望がある場合を考慮し 1 日駐車場を用意している。また自転車、バイクのための駐輪場を学内に 3 か所設置するとともに、登録者には鑑札を交付している。無料の貸し自転車 5 台、貸し傘 50 本を用意し、学生に貸与している。

学生に対する経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金、地方公共団体による奨学金、本学独自の奨学金等の情報提供をしている。これらの奨学金については、学生部の掲示板で随時情報を提供するとともに、個別相談に積極的に対応している。また、日本政策金融公庫、本学提携の民間金融機関の教育ローン等も案内している。令和 7 年度は、日本学生支援機構の貸与奨学生は第一種 70 人、第二種 64 人、合計 134 人である。また、給付奨学生は 102 人である。これは在学生数の 73.1%を占めている。その他、地方自治体および民間機関の奨学金を受給している学生も若干名いる。さらに、保育士、介護福祉士等の資格取得を目指す学生に対する修学資金貸付制度の紹介も行っている。

本学独自の特待・優待・奨学制度を次に示す。

中国学園の特待・優待・奨学生制度

号	種 類	減免額等	対 象	対象学生	対象人数
1	学業成績特待生制度（新入生）	A:入学料全額及び授業料(1 年間)の全額免除 B:入学料全額及び授業料(1 年間)の半額免除	一般選抜 I 期入学試験において特に成績優秀であった者	大学、短大 1 年次生	若干名
2	学業成績特待生制度（在学生）	10 万円の給付	学業、人物ともに優れた者	大学 2・3・4 年次生 短大 2 年次生	40 人につき 1 人
3	修学支援制度	①授業料(1 年間)の半額免除 ②10 万円以内の給付	①経済的に修学が困難になった者で成績良好な者②収入激減等により生活困窮者となった者	全学年	①大学・短大で 15 人以内 ②別途定める
4	卒業生の子の入学優遇制度	入学料の免除	本学卒業生を保護者とする新入生	1 年次生	該当者全員
5	兄弟姉妹在学生支援制度	在学期間の弟妹の授業料 1/3 相当額免除	本学に兄弟姉妹が同時期に在学する場合、その在学	全学年	該当者全員

中国短期大学

			期間の弟又は妹		
6	沖縄県等遠隔地学生支援制度	入学料の免除及び寮費、管理費の半額免除	沖縄県からの入学者	全学年	該当者全員
7	学校推薦型選抜（指定校一連携協定校枠）入学生支援制度	入学料の免除	学校推薦型選抜（指定校一連携協定校枠）入学者	大学、短大1年次生	該当者全員
8	学校推薦型選抜（指定校）入学生支援制度	入学料一部免除（5万円）	学校推薦型選抜（指定校）入学者	大学、短大1年次生	該当者全員
9	学校推薦型選抜（指定校）入学生奨励金制度	5万円の給付	学校推薦型選抜（指定校）入学者のうち優秀な者	大学、短大1年次生	該当者全員

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。学生の健康管理については、生活習慣病予防への意識付けとして、平成 28(2016)年度の定期健康診断から血圧測定を検査項目に取り入れた。正常高値から高血圧軽症値の学生には再検査を実施し、食生活の見直しを指導している。平成 29(2017)年度からは、定期健康診断の受診方法・問診内容を検討し、学生の健康状態の把握と受診率の上昇を図るように取り組み、令和 7(2025)年度は 100%である。感染症対策としては、学内における感染症拡大防止及び学生の修学支援（または健康管理）の観点から、日々の出欠確認による動向把握に努めるとともに、学校保健安全法に基づく感染症の罹患状況の把握を行っている。またホームページには新入生及び保護者向けに大学生活における感染症対策についての資料を掲載している。

メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制については、臨床心理士 1 名、公認心理師 1 名を月 6 回（13 時 30 分～16 時 30 分）配置し、学生の様々な相談について保健室担当者と連携を図り対応している。学生相談室は、学生のみならずその保護者も含めて学生生活、対人関係等の悩み等に対して支援を行っている。学生相談室は本館 4 階に設置されており、同フロアは主に教員研究室で構成されており、学生の動線から適度に離れた静かな環境の中で、安心して相談できる体制を整えている。また、エレベーターによるアクセスも可能であるなど、利用しやすくなっている。相談予約窓口は保健室であるが、メール等での申し込みも受け付け、安心して利用できるよう配慮している。令和 7(2025)年度の学生相談室利用者数については、表 2-4-2 に示すとおりである。また、学生の生活行動・実態を把握し、その支援の改善に役立てるため、「学生生活実態調査」を毎年、全学生を対象に実施している。

学生の生活支援の一貫として「学生支援セミナー」を年 3 回実施している。これまでのセミナーの内容としては、犯罪被害に遭遇しないための「防犯セミナー」や「エイズ・性感染症・性教育出前講座」、「依存症について」、「タバコと健康」等である。

「学生便覧」にも、健康な学生生活のガイドブックとなるよう内容を精選し、わかりやすく記述している。学生の健康重視の観点から、学園敷地内を全面禁煙としている。禁煙啓発については保健室において専門的な立場から支援も行っている。ハラスメントへの対応も

「ハラスメント防止委員会」を設置し、防止に努めている。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めており、学生の学業・日常生活についての現状の把握に努めるため以下の取り組みを行っている。

①学長と語る会

学友会役員、学生生活向上委員などの学生と学長、学生支援部職員が一堂に会し、学生の率直な意見や具体的な要望を聞き、必要に応じ対策を講じている。

②リーダーズセミナー

学友会が、前年度の反省と本年度の活動について協議するために実施している。参加メンバーは、学友会執行部員、大学祭実行委員会委員、サークル・同好会部長などである。

学生支援部長、学生支援部職員が同席し、学生サービスに対する意見も汲み上げている。

③学生生活向上委員会

「学生主体の大学」を目指して、大学の運営に学生の意見を反映するとともに各種行事への提案と参画を促進することを目的として中国短期大学と合同の組織として設置されている。各学部の学生と教員が自主的に運営している。

④学生生活実態調査

在学生全員を対象に学生の学業・日常生活についての実態を調査し、問題点を把握している。調査結果について、学生の要望に応えられるものは直ちに改善している。この結果は、教授会で公表するとともに学内のイントラネット上の教職員専用掲示板に掲載して教職員に周知し、修学・福利厚生・課外活動への支援・改善の資料としている。

⑤意見箱

学生が要望を率直に伝えることができるように意見箱を学生ホールに設置している。意見箱については、学生便覧や新入生オリエンテーション等を通して紹介するとともに、学生生活委員に対して、各学部のオリエンテーションなどで意見箱の活用を呼びかけるように依頼している。寄せられた意見は、それぞれに関係した部署に連絡し、改善に取り組んでいる。

⑥留学生からの要望

令和 7(2025)年度には、10 名を超える外国人留学生が入学し、今後も増加することが想定されている。増え続ける留学生に対応するため、「グローバル共創センター」を新設した。

外国人留学生に対しては、学習支援として、「アカデミック・ジャパニーズⅠ～Ⅳ」「日本事情」の5科目、旧カリキュラムでは「日本語Ⅰ・Ⅱ」「日本事情」の3科目を開講し、留学生が日本語と日本文化の学習をさらに拡充できるように支援している。外国人留学生は、経済的支援として、一般選抜の場合、入学検定料と入学金の免除及び授業料を半額減免するとともに、留学生住宅総合補償制度も取り入れ、アパートの連帯保証人を大学側が受け入れる場合もある。令和7年度入学生4名、令和8年度入学生39名の外国人留学生が在籍している。

以上のように、学生生活に関する学生の意見・要望を把握・分析する取組が多様に行われ、実際に検討結果が活用されていることから、基準を満たしていると自己評価する。

社会人への対応としては、社会人特別選抜制度を設けており、入学後は所定の資格を取得

し、再び社会で活躍できるよう支援を行っている。

障がい者に対する施設設備に関しては、1号館、3号館、9号館、12号館、図書館に多目的トイレを設置している。エレベーターは本館、1号館、12号館、図書館に設置し、スロープは1号館、3号館、4号館、7号館、9号館、11号館、学生寮、図書館に設置している。正門と南門に身障者用駐車場を設置している。避難経路は解りやすく表示し、図書館と1号館、12号館はバリアフリーの設計に基づいて建築され、床には段差がない。

地域住民にも開放している図書館はバリアフリー化している。入館ゲートや書架の間隔にも配慮し、車椅子が無理なく通過できる幅を確保している。2階への昇降にはエレベーターを備えている。必要であれば移動や書架からの資料の取り出しの補助をスタッフが行う。また、申し出があればできるだけ静謐な環境を提供するため、個人閲覧室などを優先的に確保するように努めている。障がい者用トイレも設置している。

平成 30(2018)年度には、「中国学園大学・中国短期大学キャンパスバリアフリーマップ」を作成し、大学案内に掲載したり、ホームページで公開したりして、車イスや高齢者の方などがバリアフリー情報を得られるようにしている。また、平成 26(2014)年には大規模改修とともに、全面的に教育利用する建物の耐震補強を完了している。また、バリアフリー化を進めるため、令和 5(2023)年度に、車椅子が通行しやすすくない中庭や正門付近の石畳の舗装を行った。

以上のように、施設のバリアフリー化を進め、これまで学生の学修・生活において大きな支障は出ていないため、基準を満たしていると自己評価する。ただし、エレベーターのない建物が9棟あり、段差解消が必要な箇所も残っているため、今後も計画的に整備していく。

また、平成 29 年度に「障がい学生修学支援規程」を制定し、障がい学生修学支援連絡協議会及び障がい学生修学支援委員会において各学科より合理的な配慮が必要な学生に関する情報の共有と対応について協議している。

長期履修生を受け入れる制度は以前からあったが、令和 2 年度に「長期履修学生に関する規程」を制定し、制度を確立させた。令和 6 年度には各学科長を中心に長期履修生に関する受け入れについて話し合いがなされ、長期履修学生に対するカリキュラムや時間割の工夫をすることで「3年制」の実現に向けた具体案が確立した。令和 8 年度入学生を対象としたオープンキャンパス等で、「3年制」についてのチラシを配布し説明を行う予定である。

基準 I-C に記述したように、学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）が多様に実施されている。その多くは実践的な教育を行う授業科目の一環として行われているため、学生の社会的活動はその授業において単位認定される。また、授業外のボランティア活動に関して、例えば、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨においてボランティア活動に取り組んだ学生（個人・団体）に対しては学長表彰を行っている

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

就職支援を担う学生支援部（就職支援担当）を組織している。学生支援部（就職支援担当）は部長（課長を兼務）、職員3名によって構成されている。各学科は就職支援委員を選出し、各学科の就職支援の中心を担い、さらに学生支援部（就職支援担当）の職員とともに年8回

の全学就職支援委員会に出席し、就職支援に関する情報の共有やガイダンス等の企画準備を行う。

学生の就職支援のために学内に就職支援センターを設置し、学生支援部（就職支援担当）の職員が常駐するとともに、各学科の就職支援委員も連携して学生の就職支援を行っている。

表 II-D-3.1 就職支援委員会開催日時及び審議内容（令和7年度）

回数	実施日	内 容	会 場
1	4/3 木	令和7年度事業計画、委員会年間計画スケジュール、学科と協力して実施する計画、学内相談会詳細企画、令和6年度就職状況、就職支援システムの改善について	M202
2	5/21 水	学内相談会（ジョブカフェjc）の計画について、学科別ガイダンスの状況、各学科の就職活動・支援活動について、学生情報について（学科別センター利用状況）、次回就職支援委員会日程について、卒業生の就職支援センターについてのアンケート結果について、令和6年度最終の内定状況について	M202
3	6/25 水	学内相談会（ジョブカフェjc）の状況について、学科別ガイダンスの状況、各学科の就職活動・支援活動について、学生情報について（学科別センター利用状況）、来室目的について、企業就労アンケート結果について、	M202
4	7/16 水	学内相談会（ジョブカフェjc）報告およびアンケートの実施について、求人状況及び支援活動について、各学科の就職活動・支援状況について、7/14現在の内定率について、労働局調査について（依頼）、後期学科別ガイダンスの計画について	M202
5	10/22 水	次年度ガイダンスについて、学内相談会アンケート結果について、各学科の就職活動・支援状況について、研修・出張報告（日本私立大学協会中国・四国支部）、求人状況、就職支援センター利用状況、進路内定届提出状況、出張ハロワークについて、大学祭アンケートについて、就職個人カードについて	M202
6	12/17 水	次年度事業計画について、各学科の就職活動・支援状況、求人状況、進路内定届提出状況、2026年度就職ガイダンス計画について、第6回就職ガイダンス「企業発見！企業研究セミナー」について、卒業生アンケートについて	M202
7	1/28 水	2026年3月卒業の未内定者及び2027年3月卒業の学生についての支援状況について、就職ガイダンス 当面の行事予定、求人状況及び支援活動について、進路内定届提出状況	M202
8	2/18 水	第6回就職ガイダンス「企業発見！企業研究セミナー」について、2026年3月卒業の未内定者及び2027年3月卒業の学生についての支援状況について、2026年3月卒業対象の就職支援に関するアンケート、求人状況、大学コンソーシアム岡山主催「令和7年度岡山県合同企業説明会、進路内定届提出状況	M202

就職支援センターには、相談コーナー及び就職資料・研修コーナーを設けている。就職資料コーナーには、求人情報（過去3年分）、企業別パンフレット、卒業生の就職活動報告書（受験報告書）、就職活動関係図書、新聞（2紙）、就職ガイダンス収録ビデオ及び市販のビデオ（就職活動のすべて：全7巻）やDVD（就職活動の基本：全5巻）他を置いており、いつでも自由に学生が閲覧・視聴できる。センターを訪ねる学生は令和7(2025)年度実績で779人であり、利用目的としては就職資料閲覧23.7%、進路相談・報告23.0%が多く、履歴書、エントリーシートの作成相談等が続いた。

さらに、昨年度からは「学内相談会」を就職支援委員会の先生方と連携して、中庭や学生食堂等の学生が多く集まるところで実施し、気楽に相談できる場をつくっている。この取組を通して、①学生が就職支援センターの職員を知ることができ、就職支援センター利用促進になる、②早くから学生の就職への意識が芽生え、職業観・勤労観の育成につながる、③相

談することにより、学生本人のコミュニケーション能力の育成につながる、と考えている。

なお、就職支援センターの一角に、オンラインに対応できる場所を設置し、オンライン面接時に利用できるようにしている。

表 II-D-3.2 オンライン説明会及びオンライン面接の施設利用状況

4 月	44	10 月	8
5 月	33	11 月	4
6 月	27	12 月	8
7 月	24	1 月	6
8 月	5	2 月	4
9 月	9	3 月	12

就職のための資格取得の支援は各学科が行っている。総合生活学科生活福祉コースは介護福祉士、保育学科は保育士資格・幼稚園教諭の資格養成課程であるため、もちろんこれらの資格取得への支援を行っている。さらに、総合生活学科及び情報ビジネス学科においては就職に有利に働く様々な資格を取得できるように教育課程を工夫するとともに、個別の資格取得支援を行っている。さらに、情報ビジネス学科では学科が指定する検定試験を取得した学生を卒業時に表彰している。

就職試験対策の支援は就職支援センター及び各学科において実施している。就職支援センターによる就職支援は上述したとおりである。各学科では主に専門職として就職するための就職支援対策を実施している。特に保育学科では、市町村の保育士等の採用試験に向けた対策を行っている。

表 II-D-3.3 令和 7 年度 免許・資格取得数

取得資格等	取得学科	取得者数
幼稚園教諭二種免許状	保育学科	47
保育士資格	保育学科	52
ビジネス実務士	総合生活学科	11
	情報ビジネス学科	12
上級ビジネス実務士	情報ビジネス学科	4
情報処理士	情報ビジネス学科	13
上級情報処理士	情報ビジネス学科	5
ウェブデザイン実務士	情報ビジネス学科	3
プレゼンテーション実務士	情報ビジネス学科	5
社会調査アシスタント	情報ビジネス学科	1
社会調査実務士	情報ビジネス学科	4
介護福祉士受験資格	総合生活学科	2
介護職員初任者研修	総合生活学科	8

医事管理士受験資格	総合生活学科	20
	情報ビジネス学科	4
介護保険事務管理士受験資格	総合生活学科	5
フードコーディネーター3級	総合生活学科	10
社会福祉主事任用資格	総合生活学科	14
	保育学科	57
	情報ビジネス学科	8

各学科の就職状況は、就職支援センターが集約し、年度途中・年度末に就職支援委員会において情報共有し、それぞれの指導・支援に活用している。

進学者への支援については、中国学園大学が実施する編入学の説明会への参加を促している。他大学への進学については、個別に相談に乗っている。留学者への支援についてはグローバル共創センター(留学生支援部門)が留学生の支援を行っている。また、入学時にプレイスメントテストを実施し、日本語能力に応じたクラス分けによる日本語補習を実施し、日本語能力向上のための支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

学生への学習支援は主に各学科において取り組んでいるが、様々な理由で休・退学する学生がいる。こうした学生に対してより早期から丁寧に支援することが課題である。そこで、新しい教務システムを活用して学生の出席状況を把握しやすいようにし、欠席しがちな学生に関する情報を教職員間で共有して対応するようにしているが、十分な成果を上げられていない。また、授業外の学修時間が30分以下という学生も多く、単位の実質化を図る上でも、授業外の学修を活発化される取組が必要である。

学生への生活支援に関しては、本学独自の経済的支援制度の拡充を図ってきているが、経済的な理由で退学・休学する学生がいる。また、コロナ禍以降、学友会やサークル・同好会等の学生が主体的に参画する活動が十分できていない状態が続いているので、こうした課外活動への支援を強化し、充実した大学生活が過ごせるようにすることも課題である。

さらに、学生に関する各学科、保健室・学生相談室、就職支援センター、図書館等が把握している情報を共有し、支援につなぐ仕組みづくりも課題となっている。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

令和5年度以降、就職支援センターは「学内相談会」を就職支援委員会と連携して実施しているが、これが早くから学生の就職への意識を醸成する上で役に立っている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

カリキュラム・マップ、GPAに関しては、平成27年度以降、教務委員会、幹部会等において慎重に審議された。その結果、作成されたカリキュラム・マップは平成29年度より教育課程表に掲載されることとなった。学生は全学科の授業概要、カリキュラム・マップ付き

の教育課程表を WEB シラバスから閲覧できるようになり、効果的な履修計画ができるようになった。GPA も平成 29 年度から成績通知書に記載することとなった。学科によってはコース分けの成績基準として活用したり、優待生の選考、免許関係の実習科目受講の可否などに利用されてきた。

授業評価アンケートは令和 2 年度により授業改善につながるよう内容を改定した、令和 4 年度にはその結果を踏まえて全教員が「授業評価アンケート集計結果に対するコメント」を作成・提出している。

学力不足の学生に対する学習支援は、平成 27 年度以降、エクステンションセンターが中心に担ってきたが、令和元年度に廃止され、その後は各学科で実施することとなった。

入学時の記録を入学後に閲覧する仕組みについては未だ確立されておらず、慎重な検討を進めているが、障がい学生に対する支援を強化するという視点からさらなる検討を進めている。

各学科と保健室・学生相談室、就職支援部、図書館等との連携強化については、幹部会や各種委員会を通じて進められている。但し、学生支援の協働については課題となっている。

図書館の充実は推進され、学生の学習成果の獲得にとって欠かせない役割を果たしているが、利用者の増加が課題となっている。平成 27 年度に設置された「イングリッシュ・カフェ」は令和 2 年 5 月から「l café (エルカフェ)」に名称を変更した。「l」は「language」で「言語」を意味し、学生の国際的な視野、経験、異文化理解を広げることを支援するために、外国語教育センターが運営している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

新しい教務システムを活用して、休・退学する学生に対する支援を強化する。その際、学習成果の獲得状況を学生個人レベルで測定・評価する仕組みを活用するとともに、そうした学生に関する情報を各学科、保健室・学生相談室、就職支援部、図書館等が共有し、支援につなぐことができるようにする仕組みを構築する。また、授業外の学修時間を増やすために、授業外に学生が自主的に学習できるスペースを確保したり、図書館を利用した自学自習を活発化させる取組を行ったり、シラバスに示す授業外の学修課題の内容や示し方を改善するなどに取り組む。

学生への生活支援では、学生が主体的に参画する活動や課外活動への支援を強化するように学生生活委員会等で検討し実施する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、教育研究上の目的を達成するため、表Ⅲ-A-1.1 に示す通り、教授 9 人、准教授 6 人、講師 7 人、助教 2 人合わせて 24 人を、短期大学設置基準第 20 条第 1 項に規定している学科の規模及び学位の分野に応じて専任教員として配置している。

5 月 1 日時点で、同基準第 22 条（別表第 1 イの表、及びロの表等）に定める教員数に対して、保育学科において配置総数は基準を上回っているが、教授の数が 1 名不足している。また、情報ビジネス学科においては、配置総数が基準より 1 名少なくなっている。短期大学全体では、配置総数は基準を満たしているものの、教授が 1 名少ない状況となっている。

さらに各学科の資格・免許の養成課程に係る法令を遵守して配置している。また、特定の年齢に著しく偏ることがないように配慮している（表Ⅲ-A-1.2）。

表 Ⅲ-A-1.1 専任教員数一覧表（人）（令和8年5月1日現在）

区 分	専任教員					助手	総計
	教授	准教授	講師	助教	計		
総合生活学科	3	2	2	1	8	0	8
保育学科	2	3	5	0	10	0	10
情報ビジネス学科	4	1	0	1	6	0	6
短期大学 計	9	6	7	2	24	0	24

表 Ⅲ-A-1.2 専任教員の年齢構成表（人）（令和 8 年 5 月 1 日現在）

学 科 \ 年 齢	30歳未満	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上	計
総合生活学科	1	0	3	1	3	0	8
保育学科	0	3	4	3	0	0	10
情報ビジネス学科	0	0	1	2	3	0	6
合 計	1	3	8	6	6	0	24

各学科には、学科の教育目的・学習成果、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づいて編成された教育課程を実施するために必要な専任教員と非常勤教員を配置している。さらに、総合生活学科の生活福祉コースは介護福祉士養成学校、保育学科は幼稚園教諭二種免許状教職課程及び保育士養成施設であるため、それぞれに必要な教員を規定に従って配置している。

教員の職位については「中国短期大学教育職員任用資格基準」「中国短期大学教育職員任用手続及び資格審査実施要領」が短期大学設置基準に基づいて策定されている。「中国短期

大学教育職員任用資格基準」第2条（教育職員の資格）には「人格、良識、学歴、職歴、教授能力、教育、研究上の業績、学会及び社会的活動ならびに健康など大学の教育職員として適格性」を審査して決定することが規定されており、人事委員会において真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等が厳密に審査されている。

表 III-A-1.3 専任教員（令和8年5月1日現在）

学科	氏名	職名	主な担当領域	氏名	職名	主な担当領域
総合生活学科	中野ひとみ	教授	福祉倫理・哲学	仁宮 崇	准教授	医療情報学
	松井 圭三	教授	社会福祉政策	森田 裕之	講師	介護福祉学
	韓 在都	教授	介護福祉・健康科学	疋田 基道	特任講師	臨床心理学
	藤田 悟	准教授	ファッション・色彩学	三宅 真未	助教	ファッション・色彩学
保育学科	土田 豊	教授	発育発達学	武田 恵美	講師	音楽
	鳥越 亜矢	教授	美術教育	藤井 裕士	講師	幼児教育・特別支援教育
	山本 房子	准教授	幼児教育	清水 憲志	講師	幼児教育
	岡本 美幸	准教授	乳幼児保育	荒谷友里恵	講師	健康科学・看護学
	平尾 太亮	准教授	特別支援教育	福澤 惇也	講師	幼児教育
情報ビジネス学科	平井 安久	教授	数学教育・統計学	倉田 致知	教授	経営学史・経営管理論
	五百竹宏明	教授	会計学・ファイナンス	古谷 俊爾	准教授	情報学
	河田 健二	教授	音響メディア論	脇坂 基徳	助教	ウェブデザイン

非常勤講師の採用は「中国短期大学非常勤講師採用手続要領」に基づき、「専任の教育職員の場合に準ずる」資格基準で審査することとなっている。そのため、採用の際には、履歴書、業績調書、健康診断書、その他審査に必要な資料を提出することを求め、学科会議で審議した上、教務課(令和8年度4月から教学・アドミッション課(教務担当))・総務企画課で意見聴取し、必要があるときは人事委員会に諮った上で学長が決定する。

実験・実習等の指導補助者としてTA（ティーチング・アシスタント）を教育課程編成・実施の方針に基づき配置する制度はあるが、近年は配置していない。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

各学科の教員は、教育課程編成・実施の方針に基づく教育活動に関連するテーマについて研究発表、論文発表、学会活動等の研究活動に取り組み、成果をあげている。研究成果のう

ち、著書・論文についてはタイトル、掲載雑誌、図書名、出版社、発行年などはホームページに掲載している。また、本学園が発行する紀要に掲載された論文は「中国学園リポジトリ (cur-ren)」において全論文を Web 上に公開している。

専任教員の科学研究費補助金は令和 7 年度に 1 件、民間団体等による研究助成は 7 件採択されている。

専任教員の研究活動に関する規程を整備している。研究倫理に関する規程として「中国短期大学研究倫理審査規程」において人間を対象とした調査及び実験等の研究に関する倫理審査に必要な事項を規定し、研究倫理審査受審のための手続きを明らかにしている。公的研究費補助金の取扱いについては、不正使用防止等に関する基本方針、管理・監査の体制、不正使用防止計画の策定等を規定した「中国学園大学・中国短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程」及び「公的研究費の不正使用防止等に関する基本方針」「中国学園大学・中国短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範」「中国学園大学・中国短期大学公的研究費不正使用防止計画」が策定され、公正かつ適正に管理している。また、「中国学園大学・中国短期大学における研究活動の不正行為防止に関する規程」を制定し、研究活動におけるねつ造・改ざん・盗用等の不正行為に対応するために必要な事項を定めている。

このように、専任教員が研究倫理を遵守するための規程が綿密に定められており、これらの規程をふまえて専任教員が研究倫理を遵守するように研究倫理教育・コンプライアンス教育を毎年科学研究費補助金の申請時期に定期的に行っている。競争的資金等を応募する教員には、本学が実施する研修会に参加し誓約書を提出することを求めている。また、研究倫理審査を必要とする教育研究活動については研究倫理審査を随時実施している。

各専任教員の研究環境整備するために、短期大学設置基準にのっとり 20~25 m²の個室が全専任教員に確保されている。なお、教員専用の独立した実験室はないが、授業に使用される実験室・実習室等のほとんどに準備室が付属しており、教員が研究のための実験等を行っている。

専任教員の研究成果を発表する機会として、本学園は 2 種類の紀要を発行している。主に日本語で執筆された論文等を所収する『中国学園紀要』と、英文による紀要『CHUGOKUGAKUEN Journal』である。両誌とも年 1 回の発行を原則に、本学の常勤教員、兼任講師等が投稿できる。

専任教員が研究、研修等を行うための時間を確保している。研究活動のために出張する場合は「所定の勤務時間に勤務したもの」（中国学園就業規則第 18 条）とみなし、「中国学園旅費支給規程」に基づいて旅費、日当、宿泊料を支給する。また、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程として、長期（1 年以内）の海外の大学、研究所等での研修に関する「中国学園在外研修員規程」がある。

国際会議の参加や海外調査等に関しては所定の海外出張手続きをし、学長決裁を経て実施できるようになっている。しかし、在外研修員制度利用者は過去 4 年間おらず、教員の多忙化が進む中、長期間研究に集中する機会を十分確保できていない状況があるが、夏期休業等の時期に私費による短期の海外研修を行う教員もおり、インターネットを活用して海外の研究者と断続的に情報交換を行うなど、国際的に研究活動を進めている教員もいる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

本学の職員は、併設大学の業務も兼ねており、学園全体では専任職員 30 人、実験実習助手 1 人、嘱託職員 4 人、パート職員 5 人、派遣職員 2 人で事務組織を編成して業務に当たっている。事務組織は「学校法人中国学園組織規則」第 20 条の規定に従い、事務部：総務企画課・経理課、教学・アドミッション部：教学・アドミッション課、学園広報部：学園広報課、学生支援部：学生支援課、図書館：図書課で構成されている。さらに、各学科及び各センターにも担当の事務職員が配置されている（図 Ⅲ-A-3.1）。各部署は「学校法人中国学園組織規則」の「第 4 章 事務局の事務分掌」に基づいて業務を遂行し、責任体制を明確にしている。また、事務局長の下に事務局連絡会議を設け、課長相当職以上の者は毎週月曜日に情報の共有化、諸課題の共通認識を図り、そこでの報告・協議事項を各部門の職員に伝達し個々の職員へ情報が届くようにしている。入試業務やオープンキャンパス等の繁忙期や全学的な行事・イベントに際しては、所属部門にこだわらず柔軟かつ協働・連携して取り組んでいる。

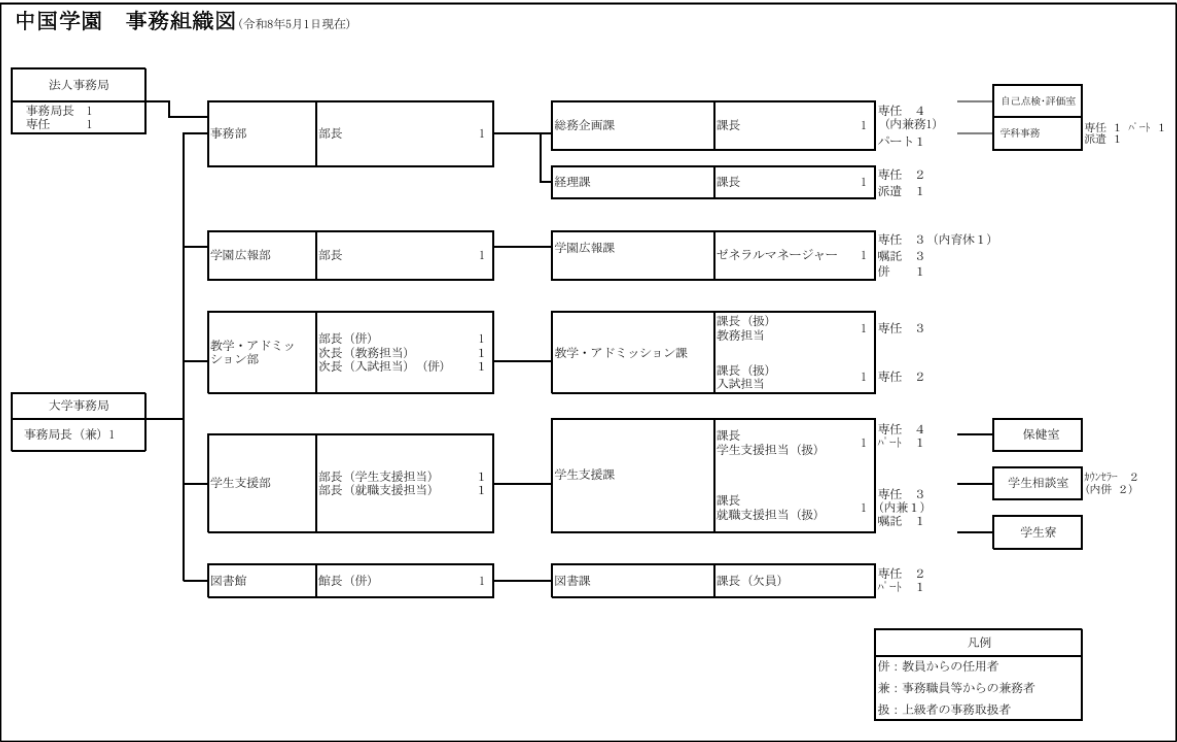


図 Ⅲ-A-3.1 事務組織図（令和8年5月1日現在）

専任事務職員は、それぞれが分掌する業務を行う上で求められる専門性を備え、必要なパソコン技能や事務能力を発揮して計画的に業務を遂行している。図書館には司書、保健室には看護師、学生相談室には公認心理師・臨床心理士等専門的な資格の保有者である教員を配置している。

令和 8 年度から教務部に入試広報部から入試実施事務を移管し、教学・アドミッション部に名称変更した。そこで、教学・アドミッション部では入試実施から教務システムを利用

して行う履修登録の説明から卒業認定に至るまでの業務に、毎年見直しが行われる教育課程及び各種資格取得に必要な要件を熟知して学生の支援を行っている。

就職支援部では県内外の毎年の企業の求人や就職活動の状況を把握するために民間企業が開催するセミナーに参加するなど、専門的な職能を有した事務職員を、その能力や適性を十分発揮できるように配置している。

また、部・課を越えた人事異動を行うことにより、職員の業務経験を広げ、能力や適性を十分発揮できるようにも努めている。

事務関係諸規程としては、本学園の事務組織・職務等を規定した「学校法人中国学園組織規則」、事務職員の手続き等を規定した「学校法人中国学園事務処理規程」、各種文書の取扱いを規定した「学校法人中国学園文書取扱規程」等がある。さらに、事務職員人事の目標や原則を規定した「中国学園大学・中国短期大学事務局職員人事方針」「学校法人中国学園事務局職員人事計画」を策定しており、職員の研修・SD活動については「中国学園大学・中国短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」が定められている。

事務部署は本館 2 階の事務室に事務部：総務企画課・経理課、教学・アドミッション部：教学・アドミッション課、本館 3 階に学園広報部：学園広報課を設置し、学生支援部：学生支援課は 10 号館 1 階に、図書館：図書課は図書館棟に設置している。各部署に必要な備品等の整備はもとより各職員には専用のパソコンを付与しており、事務処理や情報分析に必要な環境の整備を図っている。

各部署では日常的に改善できることは自由に出し合って検討できるように風通しのいい組織マネジメントを心がけている。さらに、毎年の事業報告・事業計画の策定や自己点検・評価活動を行う際に、業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。近年では、教務や経理に関する煩雑な情報や作業の DX を推進するために、新しいシステムを導入し、その運用の改善に取り組んでいる。

卒業時に確定する学生の最終成績証明書は「学校法人中国学園文書取扱規程」に基づき、永年保存している。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。〕

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

専任教員は、学生の学習成果の獲得に向けて、教務、入試広報、学生支援、就職支援等に関する学内の各種委員会に参画して、学園広報部、教学・アドミッション部、学生支援部等の事務職員と連携・協力して学生対応を行っている。例えば、学生の学習成果の獲得状況を、教学・アドミッション課やデータサイエンスセンター(IR 部門)と情報共有して把握し、対応を図っている。

また、本学の事務局は併設大学と一体化されているが、各部の部・課長の一部は本学及び併設大学の専任教員が担うこととなっており、令和 7 年度は情報ビジネス学科教員が図書館長、就職支援課長、データサイエンスセンター長を担っている。このように教職協働を図ることによって学生の学習成果の獲得が向上するような全学的体制を構築している。

教育研究活動等に係る責任はまず第一に学習成果・3つのポリシーを示している各学科にあり、それらに基づいた教育活動とそれを支える研究活動を推進する責任がある。そして、

その責任遂行を適切に実現するための諸委員会や事務組織等がその役割を果たす。さらに、各学科が責任を果たすために学長の下に全学的な組織が編成されている。教学マネジメント推進委員会は学習成果の獲得に向けた教育課程や教育活動の評価・改善の推進に責任を持ち、教育研究活動の質保証を推進するために内部質保証推進委員会が組織されている。

〔区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-5 の現状＞

教職員の SD 活動については「中国学園大学・中国短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」が定められ、スタッフ・ディベロップメント委員会が企画・実施している。全教職員を対象に FD 活動と一体的に行う場合と、事務職員を中心とした SD 活動単独の場合がある。SD 活動を通じて職務を充実させるとともに、FD 活動と一体的に行うことにより、教育研究活動等の支援についても理解が深まっている。

令和 7 年度の SD 活動の実施状況は以下の通りである。

表 Ⅲ-A-5.1 SD活動の内容（令和5年度～令和7年度）

年度	開催日 (場所)	研修名・対象	研修内容	参加 人数
令和 5 年度	令和 5 年 9 月 13 日 (M301 教室) (ビデオ録画有)	SD 研修 全教員・事務職員	本学教員による研修 本学の経営課題と今後の展望「本学の財務状況について」	111 人
	令和 6 年 2 月 29 日 (M301 教室) (ビデオ録画有)	FD・SD 合同研修 全教員・事務職員	外部講師による研修 「LGBTQ・SOGI の基礎知識と大学での支援」	103 人
令和 6 年度	令和 6 年 8 月 5 日 (M301 教室) (ビデオ録画有)	FD・SD 合同研修 全教員・事務職員	本学学長による研修 「中国学園の改革の課題～ガバナンス改革を中心に～」	112 人
	令和 6 年 9 月 11 日 (M301 教室) (ビデオ録画有)	SD 研修 全教員・事務職員	本学教員による研修 「コミュニケーション研修～ハラスメント防止も含めて～」今あるつながりを大切にするために～日々のコミュニケーションへの自覚と、ハラスメント防止～」	111 人
令和 7 年度	令和 7 年 9 月 5 日 (1101 教室)	SD 研修 全事務職員	外部講師による研修 「学校事務における ChatGPT 活用法」	28 人

中国短期大学

	令和 7 年 9 月 12 日 (M301 教室) (ビデオ録画有)	SD 研修 全教員・事務職員	外部講師による研修 「ホームページの運用について」	110 人
--	--	-------------------	------------------------------	-------

FD 活動に関しては「中国短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を制定している。FD 委員会は、①教育研究活動改善のための基本方策に関すること、②FD 推進のための研修会及び講習会の開催に関すること、③教員の教授活動相互研鑽に関すること、④学生の授業評価の実施及びその結果を踏まえた授業改善に関すること、⑤FD 活動に関する情報の収集と提供に関するることなどに取り組むことが規定されている。

教員が授業・教育方法の改善を行うための FD 活動としては、前期・後期に非常勤講師も含め 2 週間の全授業を対象にした公開授業を行っている。教員が相互に授業参観を行い、コメントを記述して提出し、結果を授業者本人にフィードバックする。

また、学生による授業評価アンケートを全授業科目（受講生 5 名以下の科目は除く）について、前期・後期に実施している。アンケート内容については、FD 委員会で企画立案している。令和 6 年度に新規質問事項として、「講義等は時間通りに始まったか」また「時間通りに終わったか」の 2 項目を追加した。結果については、学科長が所属学科の教員の結果を確認し、さらに教務部長が全学の教員の結果を確認している。問題のある教員については、学長が個別にヒアリング等を行い、対応をしている。「授業評価」に関し、総合評価で問題があるとされる教員は在職していないことが確認できている。なお、結果については、それぞれの科目毎に統計処理をしたものをホームページに掲載し公開している。

令和 7 年度に 3 回実施した FD 研修会の内容と参加者数は、表Ⅲ-A-5.2 の通りである。

指導補助者の研修に関する規程は、本学では指導補助者を配置していないこともあって整備されていない。

表 Ⅲ-A-5.2 (令和 5 年度～令和 7 年度)

年度	開催日 (場所)	研修名・ 対象	研修内容	参加 人数
令和 5 年度	令和 5 年 8 月 8 日 (K205) (ビデオ録画有)	第 1 回 FD 研修会	■UNIPA の活用法 講師：中国短期大学 情報ビジネス学科 倉田 致知 教授 ■生成系 AI を試してみよう 講師：中国学園大学 子ども学部子ども学科 岸 誠一 教授	78 人
	令和 5 年 9 月 5 日 (M301) (ビデオ録画有)	第 2 回 FD 研修会	■学生の学修時間・学修行動を踏まえた教育活動の見直し ～学生生活実態調査アンケート 2022 の結果を踏まえて～ 講師：中国学園大学・中国短期大学 住野 好久 副学長	80 人

中国短期大学

	令和 6 年 2 月 29 日 (M301 教室) (ビデオ録画有)	第 3 回 FD・SD 合同研修会	■LGBTQ・SOGI の基礎知識と大学での支援 講師：岡山大学 学術研究院保健学域 中塚 幹也 教授	103 人
令和 6 年 度	令和 6 年 8 月 5 日 (M301) (ビデオ録画有)	第 1 回 FD・SD 合同研修会	■中国学園の改革の課題 ～ガバナンス改革を中心に～ 講師：中国学園大学・中国短期大学 加賀 勝 学長	112 人
	令和 6 年 9 月 12 日 (M301) (ビデオ録画有)	第 2 回 FD 研修会	■高等学校でどのように学んできたか ～一宮高校の取組の紹介～ 講師：岡山県立岡山一宮高等学校 指導教諭 赤畠 資佳 先生	85 人
	令和 6 年 9 月 18 日 (M301 教室) (ビデオ録画有)	第 3 回 FD 研修会	■学生の学修時間・学修行動を踏まえた教育活動の見直し ～学生生活実態調査アンケート 2023 の結果を踏まえて～ 講師：中国学園大学・中国短期大学 住野 好久 副学長	80 人
令和 7 年 度	令和 7 年 8 月 27 日 (M301) (ビデオ録画有)	第 1 回 FD 研修会	■データサイエンスセンターに変わって ～パソコン必携化に向けて 他～ 講師：中国短期大学 データサイエンスセンター長 古谷 俊爾 准教授	75 人
	令和 7 年 9 月 3 日 (M301) (ビデオ録画有)	第 2 回 FD 研修会	■学生の学修時間・学修行動を踏まえた教育活動の見直し ～学生生活実態調査アンケート 2024 の結果を踏まえて～ 講師：中国学園大学・中国短期大学 住野 好久 副学長	84 人
	令和 7 年 9 月 9 日 (4101 教室) (ビデオ録画有)	第 3 回 FD・SD 合同研修会	■A I で輝く ～A I であなたの「専門知識」をもっと輝かせよう！ 講師：データサイエンスセンター 情報教育部門長 石原 洋之 特命教授	73 人 (非常勤 講師 1 名含む)

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

教職員の就業に関する事項については、労働基準法第 89 条に基づき、「学校法人中国学園就業規則」に「第 2 章服務」「第 3 章勤務」「第 4 章人事」等の規定をしている。また、非常勤職員等の規程や初任給、昇格等の規程を整備している。また、労働安全衛生法及び「中国学園大学・中国短期大学・たねのくにこども園職員安全衛生管理規程」に基づいて、衛生委員会の設置や定期健康診断、人間ドックの受診等により検診に努めている。

諸規程集は教職員用イントラネットの中にあり、全教職員が検索、閲覧可能である。規程の改廃については、その都度幹部会や教授会等で職員に周知を図り適正に管理している。

就業時間の順守については、令和 5 年度に就業管理システムを導入し、出退勤は身分証明書兼ねた職員カードに内蔵された IC チップによるタッチあるいはスマートフォンアプリでの打刻管理を行っている。これを令和 5 年度から導入した教員を対象とした専門業務

型裁量労働制における勤務時間の管理にも活用している。また、年次休暇を始め各種勤怠管理もシステム内で申請、承認等の管理を行っている。事務職員については、「学校法人中国学園給与規程」に基づき、時間外労働及び休日出勤に対して手当を支給するなど、適正に管理している。教員については、令和 6 年度から 1 年単位の変型労働時間制を導入し、オープンキャンパス等の行事にも対応した勤務カレンダーにより勤務している。やむを得ず休日に出勤が必要となった職員については、振替休日をとるよう徹底している。

教員の採用及び昇任に関する資格の基準は、「中国短期大学教育職員任用資格基準」において「学則」第 51 条に定めた職種に応じて明確に規定している。教員の採用または昇任の必要性は学科ごとに検討する。新規採用の場合は、当該学科長から人事の必要性の申し出を受けると、学長は「中国短期大学教育職員任用手続き及び資格審査実施要領」に従い、学長を委員長とし、専任の教授で構成される「中国短期大学教育職員人事委員会」（以下、「人事委員会」）に諮り、「人事選考委員会」を構成する。「人事選考委員会」は候補者を募集し選考審査をしたうえで、「資格審査意見書」を「人事委員会」に提出する。この「資格審査意見書」に基づいて「人事委員会」で選考し、その結果を理事会で審議して最終決定とする。

新規採用人事は原則として公募により行っているが、公募の場合は、全国の関連機関などへ公募文書を送り、同時にインターネット（JREC-IN）へ公募情報を出す。

昇任人事の場合は、「中国短期大学教育職員任用資格基準」及び「中国短期大学昇格のガイドライン」に基づいて各学科長が申し出を行い、「中短サロン」にて短期大学部長及び 3 学科の学科長で確認を行う。短期大学部長が 3 学科の昇任人事を取りまとめて学長に申し出る。学長は短期大学部長から申し出を受け、新規採用と同様の手順で審査し、決することになっている。

事務職員の任用・昇格などの基準を明文化したものはまだ整備できていない。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員組織については新しい設置基準が求める「基幹教員」制度へと移行していくことが課題である。現在は併設大学を含めた学園全体の改組の検討と合わせて検討を進めている。

教員の教育研究活動については教員が学生支援、学生募集等の業務に時間をとられ、教育研究活動とその準備に十分な時間が確保できなかったり、外部資金の獲得ができなかったりする状況が広がっている。こうした教員に対して、教育研究活動を支援する仕組みを構築することが課題である。

事務局の組織編成については「学校法人中国学園組織規則」に基づいて大学運営に必要な職員数は確保し、事務量、職員の能力、経験などを考慮した配置にしているが、大学運営の事務量は増大しており、部署により時間外労働勤務が発生しているため是正が必要である。組織が小さいことに起因する人事の硬直化を乗り越え、学生及び教員への支援体制が十分機能する事務組織を構築することが課題である。また、事務職員の任用・昇格に関する規定の整備を行うことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は併設大学と同じキャンパスにあり、校地、校舎、施設等を共有している。校地のうち、校舎の敷地及び中庭等の面積は 21,250 m²、隣接する運動場の面積が 8,679 m²で合わせて 29,929 m²であり、大学設置基準が求める面積（定員 948 名、9600 m²）と短期大学設置基準が求める面積（定員 650 名、6500 m²）の合計を大きく上回っており、充実した学習・生活環境を提供している。

運動場、体育館が整備され、教育活動及び学生たちのクラブ活動等に利用されている。体育館は面積 2,182 m²であり、輻射冷暖房設備を完備し、トレーニングルームなどの付属棟も併設している。体育館を利用する女子バレーボール部と、運動場を利用する女子ソフトボール部は全国レベルで活躍している。自宅からの通学が難しい学生のために、大学正門の至近位置に鉄筋 3 階建て収容定員 100 人（全室個室）の学生寮「光風寮」（女子のみ）を設置している。

キャンパスの平面図は以下の通りである。



中国短期大学

表 III-B-1.1 校地の面積（併設大学も含む）

名 称	所 在 地	現有面積 (㎡)	備考 (主な使用用途、共用の有無等)
校舎敷地	岡山市北区庭瀬83番地	21,250	キャンパス
運動場		8,679	併設大学と共用
その他		3,636	駐車場用地
合 計	—	33,565	—

併設大学と共用の校舎についても、大学設置基準が求める面積（10,615 ㎡）と短期大学設置基準が求める面積（6,850 ㎡）の合計を上回る 22,390 ㎡あり、法令上の基準を満たしている。表 III-B-1.3 にあるように、教室、研究室等必要な施設を備えている。

キャンパスの中央には芝生が張られた中庭があり、ここでは学生たちによる様々なイベントが行われている。体育館の向かいには東屋やベンチのある庭園があり、休み時間など学生たちの憩いの場となっている。

表 III-B-1.2 校舎の基準面積と現有面積比較表（併設大学を含む）

区 分	所容定員（人）	校 舎（㎡）		
		基準面積	現有面積	差異
中国短期大学	570	5,450	22,390	8,306
中国学園大学	948	8,634		
計	1,518	14,084	22,390	8,306

表 III-B-1.3 校舎の面積（併設大学を含む）

校舎名	面積(㎡)	主 要 用 途
本館	2,244	厨房、機械室、売店、用務員室、警備員室、学長室、副学長室、局長室、応接室、事務局、印刷室、会議室、入試事務室、非常勤講師室、研究室
1 号館	5,934	講義室、研究室、調理室、調理実習室、調理準備室、下処理室、洗浄室、試食兼演習室、検収室、衛生準備室、マルチメディア演習室、生理学実験室、生理学・理化学準備室、薬品庫、天秤室、理化学実験室、微生物実験室、講義室、大講義室、アパレル準備室、アパレル実習室、生活デザイン演習室、生活 MP2 教室、在宅介護実習室、精密機器室、実験系研究室、臨床栄養実習室、栄養教育実習室
3 号館	1,125	研究室、講義室、秘書演習室、グループ演習室、保育演習室、準備室、保育実習演習室、ラウンジ、倉庫
4 号館	913	講義室、小児保健室、造形演習室、準備室
6 号館	402	倉庫
7 号館	2,245	データサイエンスセンター室、グローバル共創センター室、レッスン室、研究室、音楽理論教室、練習室、楽器庫、視音教室、学習室エルカフェ
8 号館	687	合唱教室、ソルフェージュ教室、機械室、音楽ホール
9 号館	1,136	入浴実習室、介護実習室、生活 MP 教室、準備室、研究室、講義室、倉庫

10 号館	512	就職支援センター、図書倉庫、体育倉庫
11 号館	1,519	講義室、情報処理演習室、ホストコンピュータ室、操作室、研究室
12 号館	3,332	厨房、ラウンジ、保健室、学生相談室、講義室、大講義室、準備室、研究室、演習・資料準備室、行動観察室、保育実習室、保育内容演習室
図書館	2,030	事務室、館長室、閲覧室、グループ閲覧室、個人閲覧室、開架書架、資料室、講義室、研究室
その他	311	動物実験室、ロッカー室、守衛室、機械室、集鹿、ポンプ室、受電室、本館電気室、倉庫
計	22,390	

校舎は障がい者も利用しやすいように、入口にスロープを、エレベーターに鏡を設置し、車椅子で利用しやすいようにしている。障がい者トイレ(多目的トイレ)は1号館、3号館、9号館、12号館、図書館に設置し、身障者用駐車場も設置している。図書館と1号館、12号館はバリアフリーの設計思想に基づいて建築され、床には段差がなく、鏡を備えたエレベーターを設置している。図書館は車椅子が通りやすいように書架間を広くしている。

また、キャンパスマップに障がい者に対応する施設・設備を記入して掲示している。講義室は合計24室あり、定員は20人から325人に至るまでさまざまな規模の講義室があり、多様な講義形態に対応できる。各教室にはマイクなどの音響設備・機器、視聴覚設備・機器(資料提示装置、プロジェクタ、ビデオ、DVD、パソコンなど)を設置している。

演習室、実験・実習室は、教育課程編成・実施の方針に基づいて整備し、各学科の教育課程及び資格養成施設としての基準が求める機器・備品を整備している。総合生活学科では調理実習室、調理実験室等、介護福祉士学校として入浴実習室、介護実習室、情報処理演習室等を設置している。保育学科では保育演習室、準備室、保育実習演習室、小児保健室、造形演習室等を設置し、情報ビジネス学科ではマルチメディア演習室、情報処理演習室等を配置している。

各専任教員の研究環境整備するために、短期大学設置基準にのっとり20～25㎡の個室が全専任教員に確保され、セミナー用の椅子・テーブル、パソコンなどの設備が整えられている。研究室では研究はもちろん授業の準備、授業以外の業務、来客の応対、学生の相談・質問のほか、場合によってはゼミ形式の授業が行われている。

図書館は専有面積1,465㎡、収納可能冊数110,000冊(日本図書館協会基準による)で、短期大学として必要な面積が確保されている。令和7年度末現在で、図書137,475冊(うち電子書籍823冊)、学術雑誌1,476種(うち電子雑誌3種)、視聴覚資料7,507点、座席数は136席を有している。また、アクティブ・ラーニング環境として「Lコーナー」と称したスペースを設けている。

一般配架している図書のほかに、学生に蔵書に親しんでもらうため、授業理解に直接役立つ「講義支援図書」コーナー、教員お勧め本をコメントとともに展示する「私の本棚から」、「先生の著作本」コーナーを設けている。また、知識の向上の一助として専門分野に関わるまんがを蒐集した「まんが」コーナーを設置している。

「中国学園リポジトリ(cur-ren)」を構築し(国立情報学研究所のJAIRO Cloudに参加)、大学の知的財産である紀要論文や教員の単独論文をWEB上に公開している。公開論文数は令和8年3月末で1,127件である。

図書の選定・購入については「中国学園図書館規程」に基づいて定めた「中国学園図書館図書等選定委員会会則」ならびに「中国学園図書館図書等選定委員会運営要項」に従っている。また、除籍・廃棄については「中国学園図書館図書資料廃棄に関する内規」に従っている。現在、図書等の資料の整備方針としては、教育研究の基盤整備を進めるための蔵書構築の点検・選書を重視しており、選書や図書の購入・整備は年度ごとの事業計画により適切に行っている。選書は各学科から選出された教員による図書館運営委員会と学生図書館サポーター及び図書館職員によって行っている。学生図書館サポーターは、図書館の運営を学生の要望に合ったものに近づけるために整えた仕組みであり、図書館ボランティアを希望する学生が自主的に図書館運営に参加している。学生による選書はその一例で、それらは優先的に購入し、「学生図書選定コーナー」に一定期間展示したのち一般配架をしている。年1～2回、直接書店に出向く「ブックハンティングツアー」も行っている。「ブックハンティングツアー」は学生サポーターだけでなく全学から学生有志を募り、本を手にとって学生目線で本を選ぶことができるという点において画期的な取り組みと考えて実施している。こうした取り組みを通して、学生が本をより身近に感じ、選書力が向上するように図っている。状況によっては「ツアー」を「インターネットブックハンティング」に代えることもある。

情報検索は学内 LAN によってそれぞれの端末から可能である。所蔵図書は中国学園 OPAC (Online Public Access Catalogue) で検索でき、外部の学術情報は CiNii、NICHIGAI-WEB service などにより得ている。県内の大学間・短期大学間での相互利用はもとより、岡山県図書館横断検索システム・図書館相互貸借システムに接続し、接続館との相互貸借体制を整えている。具体的には WEB での図書目録の横断検索や相互貸借、インターネット予約貸出しと岡山県立図書館との資料相互返却を行う。これにより、岡山県立図書館の利用者カードの発行が本学図書館でもできるようになり、より学生の借用・返却の利便性を図ることができている。国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの利用ができるようにし、入手困難な資料に対応できるようにしている。

UNIVERSAL PASSPORT RX、Google Workspace および Microsoft 365 等を利用して教室等以外の場所で授業を行うことができるように、学生ホールや図書館などの学内オープンスペース、音楽ホールや体育館にも無線 LAN 接続によるインターネット接続環境を整備している。また、研究室や一般講義室のインターネット接続環境、12 号館大講義室 (M301 教室) のカメラ設備も、授業の配信に利用できる。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

「学校法人中国学園経理規程」の「第5章 固定資産会計」「第6章 物品会計」の各章において施設設備、物品（用品、消耗品及び貯蔵品）の管理等に関して規定しており、さらに、「学校法人中国学園固定資産及び物品管理規程」に基づいて適正に維持管理している。校地、運動場、校舎、体育施設などの施設設備の管理は事務部総務企画課、教務課及び学生課が行っている。受電設備は月1回の点検及び3年に1回の全館停電点検、エレベーターは月1回の点検、受水槽は年1回の清掃、消防設備は年2回の点検など、学内主要設備について

は定期的に安全点検を実施し、不良箇所があれば修理して安全確保に努めている。実験室、実習室は教員が使用時に適宜点検し、必要に応じて事務部の管理部門に連絡し、不良箇所を補修して安全を確保している。また、それぞれの施設設備が適切に使用されるように「学校法人中国学園施設使用規程」を定めている。

火災・地震対策、防犯対策等の危機に的確に対処するために「中国学園大学・中国短期大学危機管理規程」を定めている。さらに、「中国学園大学・中国短期大学危機管理基本マニュアル」を策定し、この中には「学生対応マニュアル」「新型インフルエンザ対応マニュアル」「防災基本マニュアル」が示されている。火災などの災害対策として「学内防火管理委員会」を設置し、防火管理体制を組織するとともに、地震予知情報または警戒宣言が発せられた場合などの消防計画を策定し災害に備えている。なお、教育利用する建物の耐震補強は終了している。

地震や火災などの緊急に備え、毎年度、全学生・教職員による避難訓練を実施している。令和7年度は4月に地震発生と火災発生を想定した避難訓練を実施した。

防犯対策としては、委託警備員及び警備会社が24時間体制で監視している。通常は警備員による警戒監視と巡回警備を行い、深夜は機械警備に切り替えて翌朝まで安全管理を実施している。学内連絡通路の各所に外灯を設置し、防犯対策措置を講じている。休日に行事を開催する日には、外部委託による警備員を配置し、学内の安全を確保している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、データサイエンスセンターが所管している。データサイエンスセンター職員を中心にセキュリティ対策を進めるための年次計画を立て、順次実施している。インターネットとの境界には統合脅威管理（UTM）を導入し、学内LANにはVLANによるネットワーク分割やフィルタリングといった対策を講じ、エンドポイントではサーバで管理可能なマルウェア対策ソフトウェアを導入している。コンピュータ演習室では、環境復元ソフトウェアの導入やログオン認証によりセキュリティを向上させている。また、OSがサポート期限を超えないよう、OSやコンピュータの更新も順次行っているほか、包括契約によるMicrosoft Officeの更新も実施している。

省エネルギー・省資源対策としては、冷・暖房シーズンに入る前には、機器の点検・フィルター清掃を行うとともに、教室の多くは冷暖房運転時間を集中管理することにより、省エネルギーを図っている。今後、蛍光灯のLEDへの転換を計画している。また、夏期においてはクール・ビズ、冬期にはウォーム・ビズを教職員に呼びかけ、冷暖房時の室温目安を周知し、省エネルギーに取り組んでいる。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

学生が利用する建物の耐震補強は完了しているが、まもなく築40年を迎える建物があり、メンテナンスにかかるコストが増大しているため、建物の更新に向けて計画的な取り組みを進めることが課題である。その際、施設設備のユニバーサルデザイン化を推進することも検討する必要がある。

また、学生及び教職員が災害発生時に的確な行動がとれるように、危機管理マニュアルを十分熟知し、災害時における注意喚起や消火器の取扱いに支障がないよう防災訓練をしっかりと実施することが課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて教育活動を行うために必要な技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。特に学生の ICT 活用技能の向上を図る情報教育を実施するために、中国学園大学・中国短期大学データサイエンスセンター（以下、「データサイエンスセンター」）を設置し、「中国学園大学・中国短期大学データサイエンスセンター規程」の通り、学内の ICT の管理運営の実務を担当するとともに、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。学生に対する学内コンピュータの利用方法の説明も、データサイエンスセンターの教職員がサポートしながら各学科の担当者が入学直後のオリエンテーションにおいて行っている。

技術的資源と設備の維持管理は、データサイエンスセンターが各情報処理演習室、マルチメディア演習室、ホストコンピュータ室及びネットワークを担当し、それ以外の設備等は事務部が担当している。修繕のうち費用が発生するものに関しては事務部と協議して迅速に対応している。ソフトウェアのうち全学的及び情報処理演習室に関するものについては、データサイエンスセンター運営委員会で要望を取りまとめて整備・更新を行っている。

情報処理演習室のコンピュータ更新時に古いものが活用できる場合は、リース延長により分配・活用することも行っている。Microsoft Office やマルチメディア関連のソフトウェアなど、一部のソフトウェアでは常に最新のバージョンを使用できるように契約し、要望をうけてバージョンアップを実施している。時間割（使用教室）の調整により、情報処理演習室のインストールソフトウェアの移動を行うこともある。このように、技術的資源と設備の両面において、適切な状態を保持している。

技術的資源の分配についても同運営委員会において審議し、データサイエンスセンターと事務部で協議し全学的に検討している。

教職員が学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や大学運営に活用できるよう、教職員には 1 人 1 台の PC が配備されている。これらの PC は、有線 LAN 接続されており学内システムやインターネットに接続でき、包括契約した Microsoft Office も利用できる。一般講義室にはプロジェクタとスクリーンが設置されており、プレゼンテーションソフトウェア等を活用した効果的な授業を実施できる。

学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。学内 LAN の整備および管理は、情報処理センターが所管している。基幹となる有線 LAN は、棟間を 10Gbps のマルチモード光ファイバーで接続し、棟内は 1Gbps の UTP で接続している(6 号館を除く)。無線 LAN は、学内の全ての主要な一般講義室はもとより、一部特別教室、学生ホールや図書館等の学内オープンスペース、体育館や音楽ホールにも、コントローラに一括管理された合計 80 台強のアクセスポイントが整備されている。学生は対象エリアで BYOD 端末に所定の設定を施すか貸出ノートパソコンにより利用している。学内 LAN

は、UTM を介してインターネットサービス全般が利用可能である。M406 教室には無線 LAN のほか有線 LAN 接続用のポートと電源も準備されている。また、学科の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要なゼミ室や院生室等にも学内 LAN を整備している。

教職員は、UNIVERSAL PASSPORT RX、Google Workspace および Microsoft 365 のシステムを用途に応じて活用し効率的な授業を行っている。また、大学向け総合パッケージシステム、グループウェア、図書館システム、勤怠管理システム、給与システム、入退室管理システムを導入して短期大学運営に活用している。

コンピュータ等を設置した特別教室として情報処理演習室（K205、K303、K304）とマルチメディア演習室（1111）が設置され、各情報処理演習室に学生用 50 台、教員用 1 台、マルチメディア演習室に学生用 48 台、教員用 1 台のパソコンを設置している。4 教室とも Microsoft Office 及び Web ブラウザの利用、「瞬快」による起動時環境復元と授業支援、共通のファイルサーバ利用が可能である。使用できるソフトウェアは教室によって一部異なっており、K205 演習室は写真や動画、デザインなどの制作ソフトウェア、K304 演習室は音楽ソフトウェア、1111 演習室は診療報酬請求ソフトウェアが利用可能である。学生には個別 ID を付与し認証を行っている。授業時間以外は学生の自習室として開放している。各教室の PC は、時期をずらしながら動産保険付 5 年リースで入れ替えを行っている。また、接続する学内サーバや学内ネットワーク保守契約により適切な状態が保持されている。

さらに、ヘッドマウントディスプレイを配備してクロスリアリティ技術を活用した演習を行う特別演習室も整備している。

表 III-C-1.1 情報処理演習室およびマルチメディア教室の機材と利用時間

教室	各教室のパソコン数と機材	利用時間
情報処理演習室 K205 K303 K304	学生用 50 台、教員用 1 台 ネットワークカラープリンタ プロジェクタ	平日 9:00～19:00
マルチメディア教室 1111	学生用 48 台、教員用 1 台 ネットワークカラープリンタ プロジェクタ	平日 9:00～18:00

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

令和 8 年度入学生からノートパソコンの必携化に取り組んでいる。今後、学生に対する個別的な技術的援助や学内の環境整備に取り組む必要が高まると思われる。

また、本学の情報機器やネットワークの管理・運営等はデータサイエンスセンターの所掌であるが、それを担うに必要な最小限の人員しか配置されていない。今後、数理・データサイエンス・AI 教育の充実などの新しい課題に取り組む必要があるため、この分野の任務を遂行できる専門性を持った人員を確保することが課題となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学は、計算書類等に基づき、随時財的資源を把握し分析している。学園全体の事業活動収支については、教育活動収支差額、経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額はいずれも過去3年間支出超過である。その原因としては、短期大学及び併設大学の入学者数、定員充足率が低迷を続けていることにともなう学生納付金収入の減少が大きい。さらに、安心・安全のキャンパスを目指し、平成26年度は3号館、4号館大規模改修、平成27年度は公共下水道工事、令和7年度は図書館の外壁改修等、耐震化対策と老朽化の更新等によりキャンパスを整備、令和元年度には附属施設として認定こども園を新築開園したため、減価償却額が増加したことも原因となっている。

表 Ⅲ-D-1.1 事業活動収支計算書の推移（学園全体）

（単位：千円）

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育活動収支差額	△383,861	△451,785	△503,878
経常収支差額	△381,402	△452,280	△502,445
基本金組入前当年度収支差額	△376,559	△449,729	△559,677

法人全体の貸借対照表の状況については、令和7年度決算時点で純資産構成比率は89.0%と資産上はまず健全な水準を維持している。

短期大学の財政については、事業活動収支について、教育活動収支差額、経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額はいずれも過去3年間支出超過である。こうした状況は、併設大学と合同で行っている経営会議において財務計算書類・収支予算書等を使って情報共有を図っている。

表 Ⅲ-D-1.2 事業活動収支計算書の推移（短期大学）

（単位：千円）

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育活動収支差額	△93,149	△137,093	△173,097
経常収支差額	△93,923	△137,580	△173,325
基本金組入前当年度収支差額	△92,200	△136,679	△192,788

表 Ⅲ-D-1.3 事業活動収支計算書の推移（短期大学）

（単位：千円）

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育研究経費支出	200,791	198,477	226,632
教育研究経費比率	40.9%	46.6%	57.1%
人件費支出	348,645	326,728	293,332
人件費比率	71.0%	76.8%	73.9%

過去3年間、学園全体としても短期大学としても様々な指標でマイナスが続いており、財務状況は極めて厳しい状況にあると言わざるを得ない。

短期大学の収入においては、入学者数及び定員充足率の低下に伴う学生納付金収入の減少が大きな課題となっているため、入学者数を向上させること目指し、新たなTVコマーシャルや、オープンキャンパスの工夫、入試時期や入試方法の見直し等の入試広報活動の強化を進めている。

表 III-D-1.4 学生納付金収入の推移（短期大学）

（単位：千円）

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学生納付金収入	341,996	309,064	282,879

短期大学の支出においては、教育研究経費比率が57.1%と全国短期大学法人令和7年度平均32.6%よりも24.5ポイント高いこと、人件費比率が73.9%と全国平均61.2%よりも12.7ポイント高いことが目立っている。そのため、教育研究経費における無駄をなくし、不要な支出の削減にも取り組んでいる。また、人件費の抑制についても喫緊の課題として、検討を始めている。

なお、令和7年度は図書館の外壁の改修工事が行われたが、今後は緊急性のある建物の改修等はないため、しばらくの間大きな支出は予定されていない。現在の状況乗り越え、短期大学の存続を可能とする財政を維持できるよう取り組み続ける。

退職金引当金については、かつて40%の引き当てであったものを平成23年度から10年間で100%の引き当てとなるよう変更した。

資産運用については、「学校法人中国学園経理規程」及び「学校法人中国学園資金運用内規」に基づき適切に管理している。

教育研究経費については、表III-D-1.3の通り、経常収入の40%程度で推移していたが、令和7年度は50%を超えている。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分は、併設大学と一体的に整備されており、教育研究の質の低下を招かないように計画的に設備施設の更新を行っている。

「私立学校法」第104条第2項及び「私立学校振興助成法」第14条第4項に基づき、会計監査人による会計監査を受け、「監査報告書」を受理している。また、監査意見については財務担当理事及び監事で共有し、適切に対応している。

学校債の発行は現在行っていないが、寄付金の募集については、令和7年度に寄付金規程を新たに策定し、「中国学園しらさぎ基金」を設置し寄付金の募集を開始した。

本学の入学定員充足率、収容定員充足率は、表III-D-1.5、表III-D-1.6の通り、近時、年々低下しているため、学生には質の高い教育を確保できるよう、必要な教育研究経費を確保しつつ、メリハリのある予算を編成・執行し、計画的な資金の管理・運用を図ることで財務体質の健全化を進めるよう努めている。

中国短期大学

表 Ⅲ-D-1.5 入学定員充足率の推移（短期大学）

（単位：名）

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入学定員	285	285	245	245
入学者数	187	159	158	178
入学定員充足率	65.6%	55.8%	64.5%	72.7%

表 Ⅲ-D-1.6 収容定員充足率の推移（短期大学）

（単位：名）

科 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収容定員	570	570	530	490
学生数	370	374	316	337
収容定員充足率	64.9%	65.6%	59.6%	68.8%

財的資源の適切な管理のために、学園全体としての事業計画の策定と予算編成に合わせて、本学の事業計画の策定と予算編成を進めている。毎年10月に中期計画に基づいて次年度予算の編成に関する方針が各部門に示され、それを受けて各部門において当年度の実績を踏まえて次年度の事業計画の策定と予算編成を行い、11月～12月に学長、事務局長等と各部門責任者等との予算ヒアリングを行って、その妥当性について協議し、その結果を踏まえて本学の事業計画案と予算案が策定される。それらは3月に開催される評議員会で意見を聞き、理事会において決定される。決定された事業計画及び予算は速やかに関係部門に通知し、計画的かつ適正な予算執行を指示している。

予算執行にあたっては、事業計画及び予算に基づいた適切な支出であることを確認した上で決済している。5万円を超える物品を購入する際には「物品等購入協議書」を作成し、5万円を超える場合は2社、10万円を超える場合は3社以上による複数業者での見積り合せを行い、事務局長、総務企画課長等が承認した上で執行される。

日常的な出納業務については、「学校法人中国学園経理規程」にのっとり、出納責任者である経理課長及び経理課職員が、定められた決済手続きに基づいて処理している。

また、予算執行状況については、定期的に、最新の資金収支状況及び資産運用状況等の特記事項について「資金収支・事業活動収支月報」を作成し、経理責任者である事務局長が事業実施状況と合わせて理事長に報告している。

資産の管理と運用については「学校法人中国学園固定資産及び物品管理規程」に基づき、総務企画課長及び各学科の管理担当者が「固定資産台帳」等の管理帳簿を作成して適切に行っている。資金（有価証券を含む）の管理についても「学校法人中国学園経理規程」に基づき、会計帳簿類を整えて適切に行っている。また、学校法人会計基準に従って会計処理を行うとともに、帳簿・計算書類等を適正に作成・保存し閲覧に供せるよう備えている。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

法人として令和2年3月13日に中期計画を策定し、その後、令和3年10月26日に改正された中期計画は「(1)収入の増加」「(2)経費の抑制」「(3)資産の運用管理」という3つの柱で、重点的な取組と目標を示した。

また令和6年3月には、近年の環境変化を考慮し、中期計画の中に、「評価指標」を明示し、より具体的な数値目標、行動計画を示した。

中期計画の中で本学は「自律創世」を教学の理念とし、学生個々の特性を可能な限り尊重し、その知的資質―知識と人間性―の向上を思考した教育を充実するとともに、地域社会と密接に結びつき地域のための高等教育機関としての役割を担うことを目指すことを宣言している。そして、学科の魅力化と再編、入学定員確保、学生支援の充実、経営・ガバナンス強化、業務運営の改善、財政基盤の安定化、自己点検・評価の充実等の推進を計画している。

中期計画を策定するにあたって、本学の客観的な環境分析を行った。令和元年には外部コンサルタント会社に、オープンキャンパスや資料請求をしたにもかかわらず出願に至らなかった高校生に対する調査と分析を依頼し、本学のリ・ブランディングに向けた提案を受けた（主として併設大学に関して）。また、入学した学生に対しては学生生活実態調査の中で「短大を受験するにあたっての意識調査」を行い、本学受験を決めた時期や参考にしたもの、その際重視した項目等について調査している。また、本学教職員が高等学校訪問をした際の高等学校教員からの本学に対する声を記録・収集し、入試広報委員会等を通じて共有・分析をしている。なお、令和4年度より、本調査をさらに充実させて入試広報部による「進学先の選定に関するアンケート」という形でより詳細な情報を調査できるように改善した。なお、従来の入試広報部入試広報課は内容の充実を図ると共に業務を遂行していくため、令和8年度には「学園広報部学園広報課」に組織変更される。

このようにして本学の強み・弱みを調査・分析した結果を踏まえて、学生募集対策を練っている。教職員による高等学校訪問は4月～6月の前半に重点を置いて、入試広報部と学科教員が連携を取りながら実施している。5月～6月には、本学の主要エリアである岡山市・倉敷市を中心とした県内の高等学校や広島県東部地域の高等学校進路担当教員を対象とした入試説明会（令和8年度より学園説明会）を開き、本学園の魅力や入試制度等について詳細なアピールに努めている。また、オープンキャンパス以外でも、少人数による見学希望者を随時受け入れ、説明や施設見学などの対応をしている。高等学校への出張講義や説明会、高等学校からの本学見学会、さらには業者主催の説明会への参加にも努めている。これらの取組によって、学納金収入の増加を目指すことが中期計画に明確に示されている。

人事計画については、現在の教員数は「短期大学設置基準」で定められた数を配置している。今後、定年退職者が続くため、中期計画に基づく各学科の魅力化と再編についての検討と結びつけて、計画的に人事を行うこととしている。

施設設備の将来計画については、平成24年度の創立50周年を一つの目標として取り組み、耐震化対策を含めた校舎改築や老朽化した体育館の新築及び大規模改修など一連の整備を終了した。今後、既存施設・設備の更新・修繕を、優先順位を付けて計画的に取り組むこととなっている。

外部資金の獲得については、外部資金や補助金の獲得に努めている。科学研究費補助金については、申請や採択が決定した教員に対する奨励金制度を設けて積極的な応募を求めている。民間団体等による研究助成に関する情報は学内のイントラネット上に掲載し、全教員

が閲覧できるようにしている。私立大学等経常費補助については「教育の質に係る客観的指標」において得点をとれるように教学マネジメントの改善に取り組み、私立大学等改革総合支援事業に応募できるように計画的に取り組んでいるところである。遊休資産の処分等の計画はない。

定員管理とそれに見合った経費のバランスについては、教育研究経費比率と人件費比率が相対的に高くなっているため、その適切化に向けた取組を行っている。学生募集対策を充実させ、入学定員充足率を上げ、学納金収入を増やすことで経費のバランスを取ることが基本であるが、財務状況を見ながら定員管理とそれに見合った経費の収支均衡がとれるように取り組む。

学内に対する経営情報の公開は、本学ホームページに、学園全体の資金収支計算書、貸借対照表、財産目録等を掲載している。また、毎年、経営会議等で財務状況について教職員に説明し、危機意識の共有が図られている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

入学者数及び収容定員充足率の低下による学納金収入の減少を主な原因として、学園全体としても本学としても支出超過状況が続いている。学生確保に向けて、計画された入試広報活動、学生募集対策を着実に実施し、志願者・入学者の増加に結びつけることが課題である。また、私立大学等経常費補助金の増額や私立大学等改革総合支援事業の獲得に向けた全学的な取り組みを進めることも課題である。さらに、人件費の抑制も含め、管理経費の不断の見直しによる節減を徹底することも課題となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

健全経営を継続するために、魅力ある短期大学づくりを推進し、入学者を確保するために、教育研究及び募集広報活動には重点的に予算措置を行ってきたが、その成果は十分ではない。募集広報活動については、その内容・方法についての見直しを行っているところである。教員の教育研究活動については、外部資金の獲得に向けて情報提供を行っているが、教員の多忙化が進む中で十分獲得できていない。個々の教員任せではなく、組織的に外部資金獲得に向けた取り組みを進めるよう検討しているところである。

本学の英語コミュニケーション学科を廃止して、併設大学に国際教養学部を設置したが、定員を満たしていないため、学園全体の財務状況が改善しない。そこで、具体的改革に着手すべく、令和2年度に策定した中期計画に取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

専任教員の教育研究活動を個人まかせではなく、組織的に支援する仕組みを構築する。学

科を越えて共通の研究関心をもつ教員が研究プロジェクトを組織して科学研究費補助金等に応募できるようなプラットフォームを構築する。令和3年度には保育領域で取り組みを始めた。また、教員の多忙化が教育研究活動の障害になっているため、校務のDXを進め、作業の効率化を図る。

事務局の組織編成については、部署により時間外労働勤務が発生しているため、各部課の人員や職務内容の見直しを行う。

技術的資源についてはリモート授業や校務のDXを進める中で充実が求められているため、情報処理センターの人員や職務内容について検討を行う。

物的・財的資源については、いずれも短期的な計画だけではなく、中長期的な計画を策定し、大胆かつ重点化した取組を行う。学生確保はもちろんのこと、人件費の抑制、年齢構成の適切化、管理経費の削減等を推進する。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営〕

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。〕

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、高い見識を持って学校法人中国学園の最高意思決定機関である理事会を主催し、学園運営全般にわたり適切にリーダーシップを発揮している。「学校法人中国学園寄附行為（以下、「寄附行為」と言う。）」第14条第1項第5号には「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」、第15条には「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない」と規定されており、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。日常の業務を円滑に行うため、「学校法人中国学園理事会業務委任規則」を制定し、教学に関する業務は学長に、経営・管理に関する業務は主として事務局長に委任している。ただし、重要事項は事務局長から常に連絡や報告を受け、理事長が決定・決裁している。

理事長は、決算及び事業報告について「寄附行為」第67条に基づき、毎会計年度終了後3月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。なお、決算については独立監査法人の監査においても担当理事が立ち会い、意見交換の場を設定している。

〔区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。〕

＜区分 基準Ⅳ-A-2 の現状＞

本学園は「寄附行為」第12条に基づき、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する理事会を置いている。理事会は理事長及び理事6人で構成されている。理事会の招集は理事長が行い、議長となる。定例的な理事会は年7回程度開催し、必要に応じて臨時の理事会を開催する。令和7年度は、予算及び決算並びに役員の選任など7回の理事会を開催した。

理事会で決定する事項は「学校法人中国学園理事会業務委任規則」第2条に、以下が示されている。

- (1) 学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針
- (2) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (3) 事業計画
- (4) 中期的な計画

- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併及び解散
- (7) 決算の承認
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 学則及び理事会の定める規則の制定及び変更
- (10) 前各号に掲げるもののほか重要又は異例に関する事項

本学園は専任理事を置いていないが、「学校法人中国学園理事会業務委任規則」第5条に基づき、理事会の業務の一部を所属職員に委任することができるため、学長を議長とし、学内の常勤の理事をもって組織する常任理事会を設置し、「学校法人中国学園常任理事会設置規則」に基づいて、法人の運営・経営、及び、法人の設置する学校の教学・運営・経営に関する事項を審議しているまた、常任理事会には、理事長も出席しガバナンス強化や迅速かつ円滑な法人の運営・経営を実現している。令和7年度には12回開催した。

さらに、理事会の迅速かつ円滑な運営と機能を補完するため、学内理事・評議員・部局長等を構成員とした「学校法人中国学園経営会議」（以下、「経営会議」と言う。）を設置しており、令和7年度は4回開催した。「学校法人中国学園経営会議設置要綱」には、経営会議の審議事項は以下の通りである。

- (1) 法人の経営に係る中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 法人の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (3) 予算の編成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 組織及び経営の状況についての自己点検に関する事項
- (5) 理事長及び理事会の特命に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する事項

認証評価については、常任理事会において協議するとともに、理事会では当該年度の事業計画に認証評価が位置づけられている場合には議題に取り上げて協議し、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事会は、本学の発展のためや学園運営に必要な情報の収集を積極的に行っており、常任理事会や経営会議で協議された内容の報告を通して学内の現状に関する情報、大学コンソーシアム岡山、日本私立短期大学協会等の会合に理事が参加し、他の短期大学の状況など学外の情報を収集するように努めている。

理事会は学校法人の最高意思決定機関であり、理事は短期大学の運営に関する法的責任があることを認識して法人運営に携わっている。なお、法的責任については令和2年度の改正私立学校法施行を前に理事会で協議している。

法人及び本学の運営については、「学校法人中国学園組織規則」において運営組織の位置づけや役割、職務内容等を明確に規定するとともに、運営に必要な規程は理事会での審議を経て整備している。

〔区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。〕

<区分 基準Ⅳ-A-3 の現状>

理事は「寄附行為」第5条において「6名以上7名人以内」と規定されている。その選任

に当たっては私立学校法第 38 条（役員の選任）及び「寄附行為」第 7 条に基づき、

（1） 学長のうちから評議員会において選任した者 1 名

（2） 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者 5 名以上 6 名以内

とされており、建学の精神並びに本学の教学の理念を理解し、法人の健全な経営について学識及び識見を有している者を選任している。

理事の資格要件として、「寄附行為」第 8 条に「私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない」と規定されており、要件を満たす者が選任されている。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題＞

理事長は非常勤であるため、平成27年度からは、理事会の開催回数を年間7回程度に増やすとともに、理事会の迅速かつ円滑な運営とその機能を補完するため理事会の下部機関として「学校法人中国学園常任理事会」を設置し、平成28年度からは毎月1回開催している。しかし、大学を取り巻く諸環境は大きく変化し、本学は学生確保と財務状況についての課題を抱えている。こうした課題に理事会がより一層迅速に対応できるよう「常任理事会」及び「経営会議」での協議を進め、理事会との連携を深めることが必要である。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。〕

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、所属職員を統督し、教学運営においてリーダーシップを発揮している。さらに、理事として理事会に出席し、経営会議において議長を務めるなど学園経営にも積極的に関与している。学長は、学校教育法、「中国短期大学教授会規程」及び「中国短期大学教授会の意見を求める事項」に基づき、その権限と責任において教授会の意見を参酌して、本学の教学に関する最終的な判断を行っている。

令和 6 年度に就任した加賀学長は岡山大学教育学部長、同副学長を歴任し、教学及び経営に関して豊かな経験と見識を有している。前学長が見直した建学の精神である「自律創世」という教学の理念に基づく本学の教育振興、充実・改善に努めてきた。

学生に対する懲戒については、「学則」第 50 条に「本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する」と、規定されている。

学長は「中国短期大学学長選考規程」に基づいて「学長選考委員会」において人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している者が選考される。

教授会は、「学則」第 43 条に規定された構成員で、同第 44 条及び「中国短期大学教授会規程」第 7 条に規定された、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、及び教育研究に関する重要な事項について審議し、教授会としての意見を学長に述べている。また、「中国短期大学教授会の意見を求める事項」に基づいて学生の転科、除籍、表彰、懲戒、学則改正等についても学長が決定を行うにあたり意見を述べている。学長はこれらの事項に関する教授会の意見を聴取した上で決定している。教授会は短期大学部長が開催し、教授会が意見を述べる事項について教授会に周知している。教授会で協議された結果は学長に伝えられ、学長が最終的な決定をする。教授会の議事録は「中国短期大学教授会規程」に基づいて作成・保管されている。教授会において自己点検・評価について議論する際に、本学及び各学科の学習成果及び三つの方針について検討するため、毎年これらを確認し、認識を共有している。

本学の運営を円滑に遂行する観点から、教授会の下に、教務委員会、学生生活委員会、就職支援委員会等の教育上の委員会を、それぞれの委員会の設置・運営に関する規程等を制定して適切に運営している。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の課題＞

学長は教授会やFD研修会等の機会を活用して、本学の運営方針や課題について全教職員に周知し、意識統一を図っていくことが求められている。

本学の運営を円滑に遂行する観点から、教授会および各種委員会の構成、役割等について見直していくことも課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は専任機関である評議員会が2人を選任しており、その業務は寄附行為第28条第1項において次の通り規定されている。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

監事は、財務状況の監査を行うため、独立監査法人（公認会計士）による決算の監査時に独立監査法人（会計監査人でもある）との協議の場を持っている。毎回理事会及び評議員会へ出席し、学校法人の業務または財産について意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

表Ⅳ-C-1 監事の業務執行状況

(令和7年度)

実施期間	出席状況	執行状況	備考
令和7年5月29日	1/2	令和6年度決算監査	業務の執行及び総勘定元帳等の諸帳簿、会計伝票、証憑書類、計算書類等の監査
令和7年11月21日	2/2	令和7年度中間監査（業務監査）	事業概要（中間）及び中間決算、外部評価、補助金等について
令和7年5月29日	1/2	理事会、評議員会へ出席	監査報告及び意見具申
令和7年7月23日	2/2	理事会へ出席	意見具申
令和7年8月20日	2/2	理事会、評議員会へ	意見具申

		出席	
令和7年9月16日	1/2	理事会、評議員会へ出席	意見具申
令和7年12月16日	2/2	理事会、評議員会へ出席	監査報告及び意見具申
令和8年1月27日	1/2	理事会へ出席	意見具申
令和8年3月17日	1/2	理事会、評議員会へ出席	意見具申

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は「中国学園寄附行為」第5条「8名以上9名以内」とされており、現在9人となっている。これは、同条に規定されている理事の定数（「6名以上7名以内」、現在6人）を超えている。

評議員会は、私立学校法第42条の規定に従って「中国学園寄附行為」第44条に運営方法に関する規定がなされている。さらに、私立学校法第43条の規定に従って、「中国学園寄附行為」第36条に諮問事項が以下のように示されている。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
 - (5) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
 - (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (7) 寄附金品の募集に関する事項
 - (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 令和7年度は、これらの事項に関して協議する評議員会を5回開催した。

[区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

令和7年5月の評議員会において、会計監査人が選任され、令和7年11月に中期監査、令和8年4月に決算監査があり、計算関係書類、財産目録、及び内訳表について、会計監査人の監査が行われた。また、監事監査の際に会計監査人から監事への報告が行われ、監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出している。

結果については、業務監査に先立ち会計監査人と監事との協議の場で意見交換が行われる。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事の業務に関して、学校法人運営調査委員会からの指導・助言事項に「監事の業務監査の充実を図ること」の項目があることから、毎年の監査計画を立て、業務監査の部分がさらに見えるように工夫することが課題である。そのため、(1)毎年重点となる監査項目や、ポイントを監査計画に明示する、(2)2名の監事の分担を明示し、それぞれの部分に視点が届きやすいようにする、(3)毎月定期的に、財務状況及び主要な業務の状況を月例報告書として届ける、などの取組を検討している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準Ⅳ-D-1 の現状>

本学園では、学校教育法施行規則に基づいて教育研究活動等の状況についての情報をホームページに公表している。教育研究上の目的は「中国学園について」のページに掲載されている「学則」に、三つの方針、教育研究上の基本組織に関すること、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること、入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること、授業料、入学料等の費用に関することは「情報公開」のページ及び各学科のページに掲載されている。授業科目に関することは「WEB シラバス」に、学習の成果に係る評価等は「情報公開」のページに、施設及び設備等の教育研究環境に関することは「施設・管理センター」のページに、授業料、入学料等の費用に関することは「入試情報」に、学生支援に関することは「進路・就職」「キャンパスライフ」のページに、修得すべき知識及び能力に関する情報は各学科のページに掲載している。

また、これらの情報は『中国学園ガイドブック』にも掲載され、高校教員向けの大学説明会やオープンキャンパスでも適宜公表している。

財務情報については、私立学校法に基づいて公表している。財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿等もホームページの「情報公開」ページに掲載している。過去 5 年間の財務状況、監査報告書、主要な財務比率等も公表しており、積極的な情報公開に努めている。

令和 4 年 3 月、自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていくために、ガバナンス・コードを定め、ホームページに公表した。さらに、同年 8 月には、ガバナンス・コードの適合状況報告書も公表した。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

情報公開は、積極的に行っている。今後、大学HPの更新が予定されているので、引き続きわかりやすい情報公開の内容や方法について検討していく。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項>

特になし。

＜基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

理事会は審議事項を決するだけでなく、協議事項を位置づけて、理事会の活性化を進めている。

常任理事会も定例化し、理事長への迅速な情報提供や提案を行っている。

監事の業務監査を充実させるように、監事に対して財務状況に加えて業務の進捗状況を綿密に伝えている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和5年私立学校法改正により、寄附行為の変更が求められており、これに合わせて、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携と相互チェックを充実させるとともに、理事長、理事会がより迅速かつより積極的に本学の運営を行うことができるように、「常任理事会」及び「経営会議」を充実させ、本学が抱える課題の解決に向けた連携・協働を進める。そのために、理事長の常任理事会への出席を恒常化させる。

本学の運営を円滑に遂行する観点から、教授会および各種委員会の構成、役割等について見直していく。